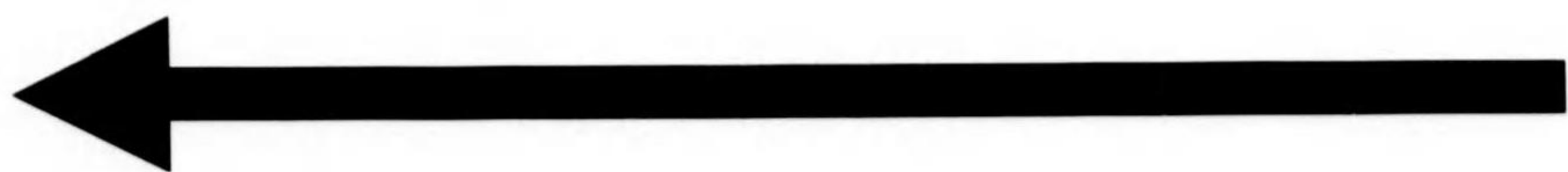


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





日本鑛山協會資料第六輯

本邦鑛山に於ける従業者の  
監督方法に關する狀況報告

社團  
法人

日本鑛山協會



89-322

例言

本書は昭和二年の調査にして全國二百四十二ヶ山を基礎とし附表は同年十月十日現在に依るものなれども資料の欠缺せるものは遺憾ながら之を省略したるを以て諒とせられむことを希ふ



例言



發行所寄贈本

### 本邦鑛山に於ける従業者の監督方法に關する狀況報告

一、現場係員の職制及鑛夫監督方法	一
(イ) 現場作業に關係する係員及鑛夫の職名、擔任事項並職制	一
(ロ) 坑内係員の職別、交代方法、巡回方法及回数、距離並受持鑛夫監督取締方法	三四
(ハ) 特殊現場係員の受持鑛夫數及現場個所數	五九
(ニ) 各種現場係員數と法定係員數との比較	六五
二、現場係員の資格	七二
(イ) 現場係員の學歷及勤務年限	七二
(ロ) 現場係員の採用標準又は任用前必要とする實務期間	七二
三、現場係員の養成及其の機關	八九
四、現場係員の鑛夫訓練方法	一一七
五、係員に對する精勤獎勵方法	一四八
附表 現場係員學歷及勤務年限統計	



# 本邦鑛山に於ける従業者の監督方法に關する狀況報告

## 一、現場係員の職制及鑛夫監督方法

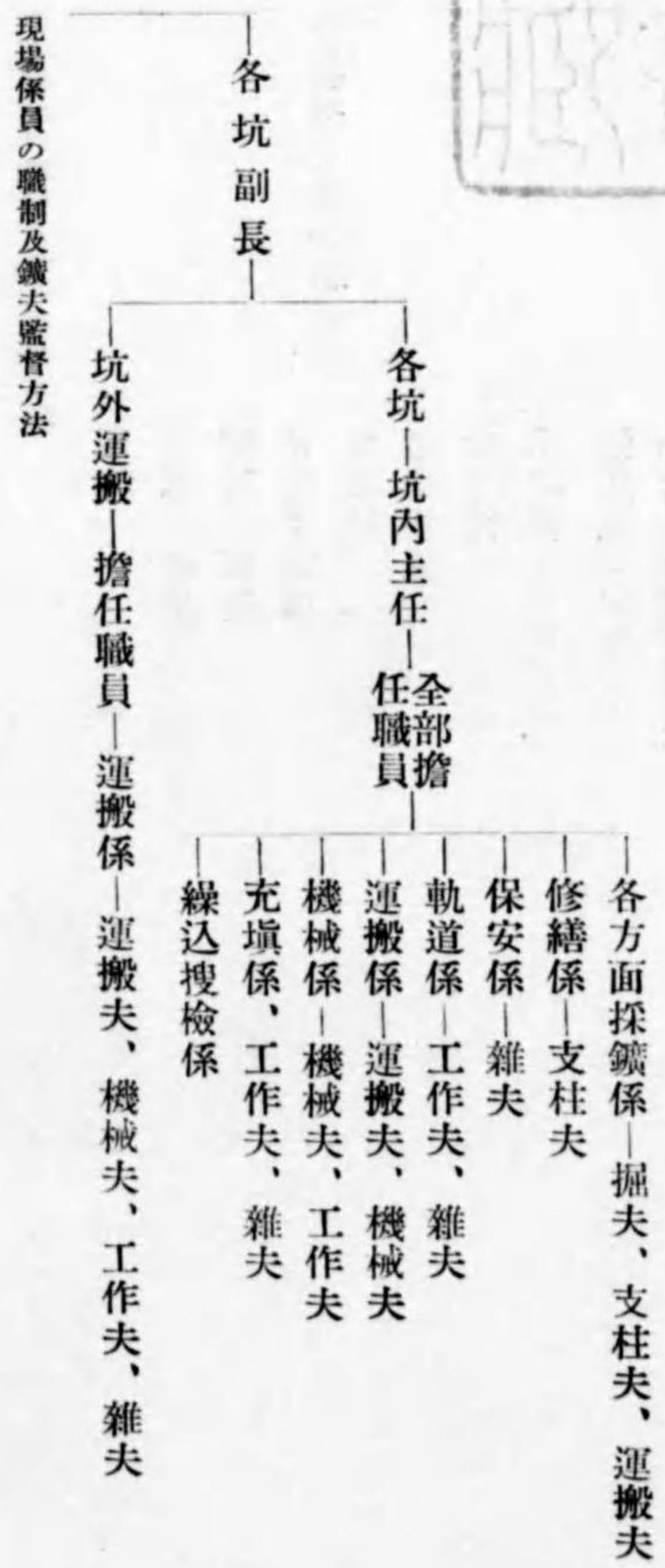
(イ) 現場作業に關係する係員及鑛夫の職名、擔任事項並職制

現場作業關係の係員及鑛夫の職名、擔任事項並職制は鑛山の種類及規模により差違あるも今主要鑛種別に二三の例を掲ぐれば左の如し

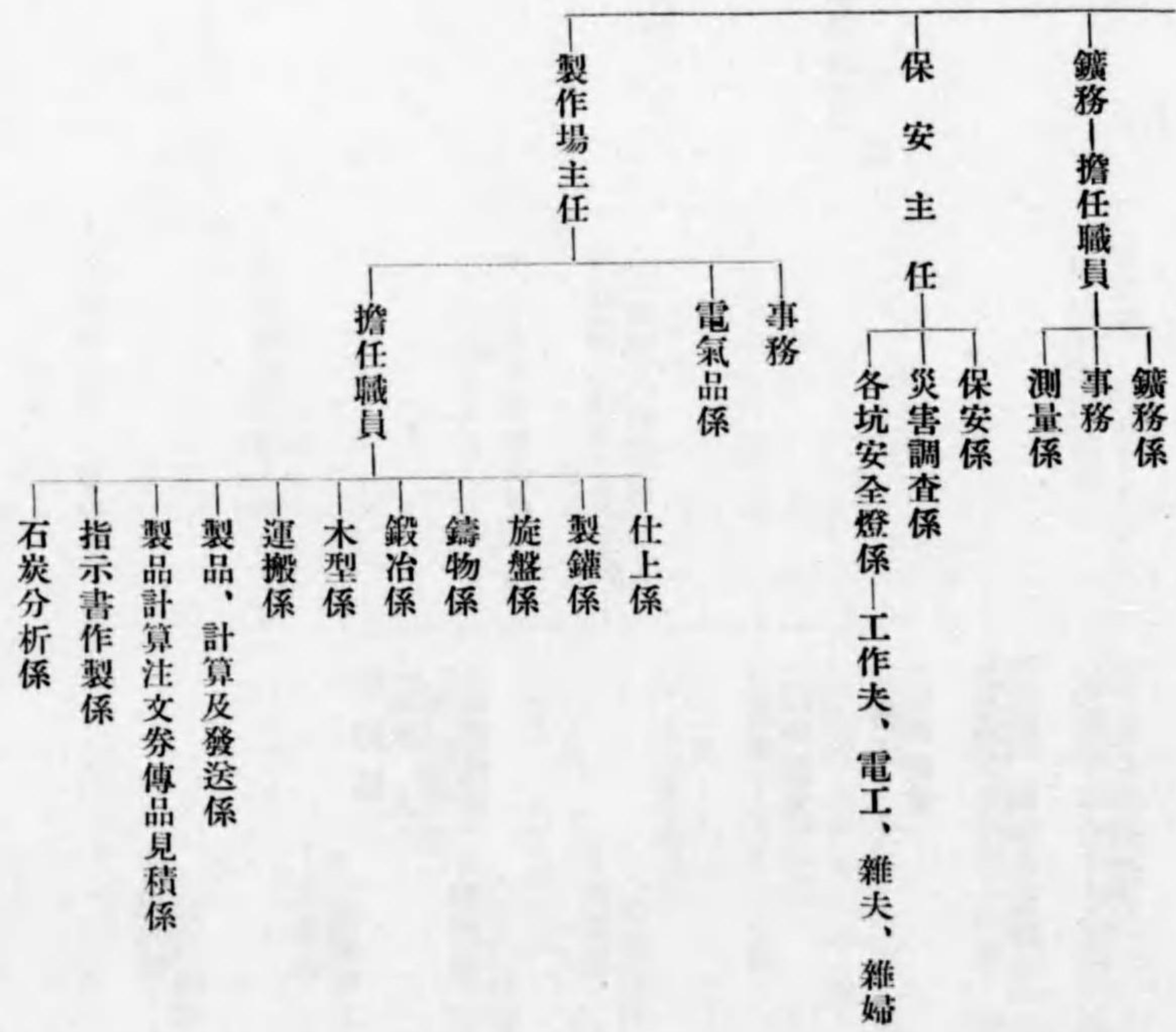
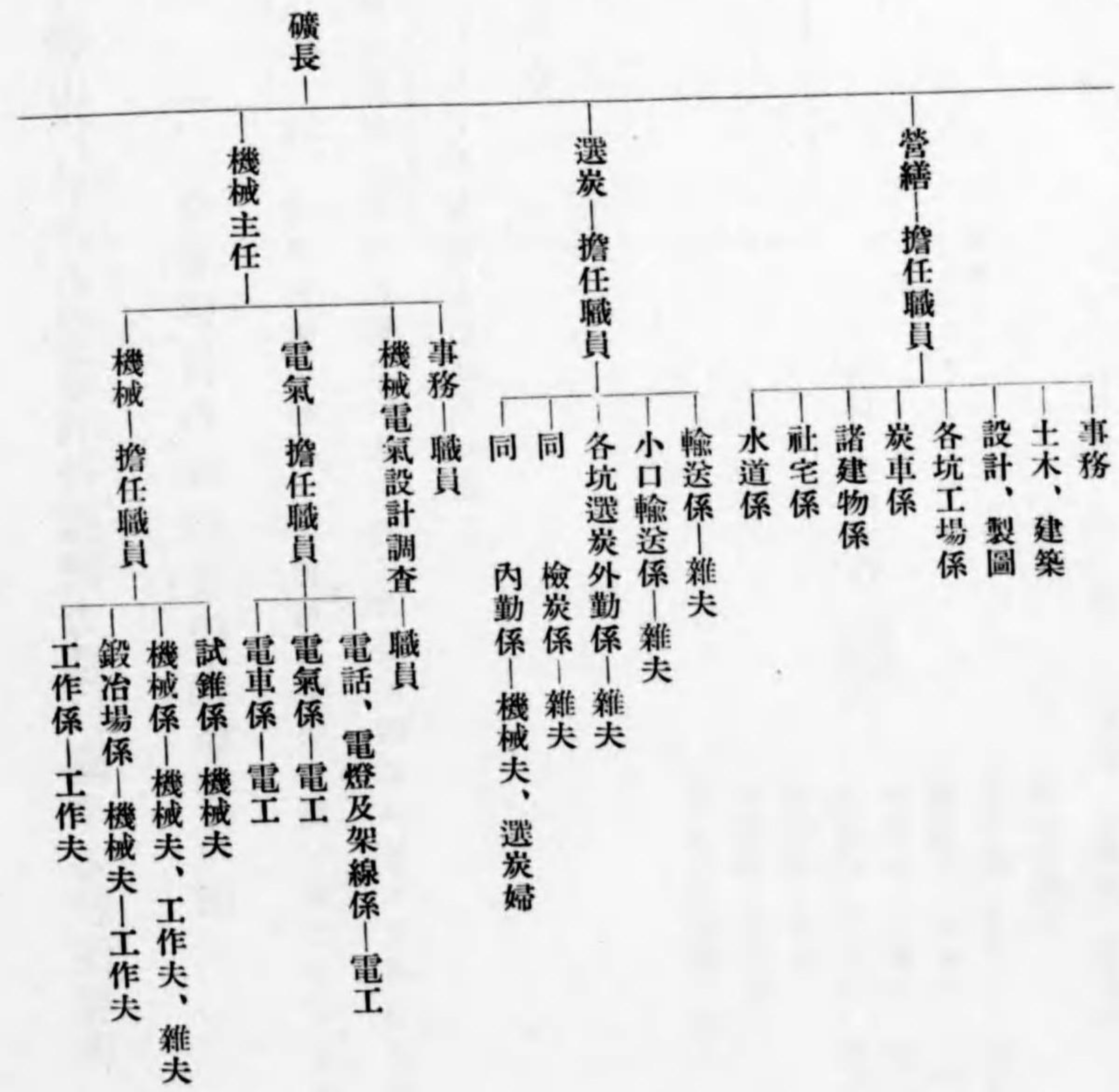


石炭山

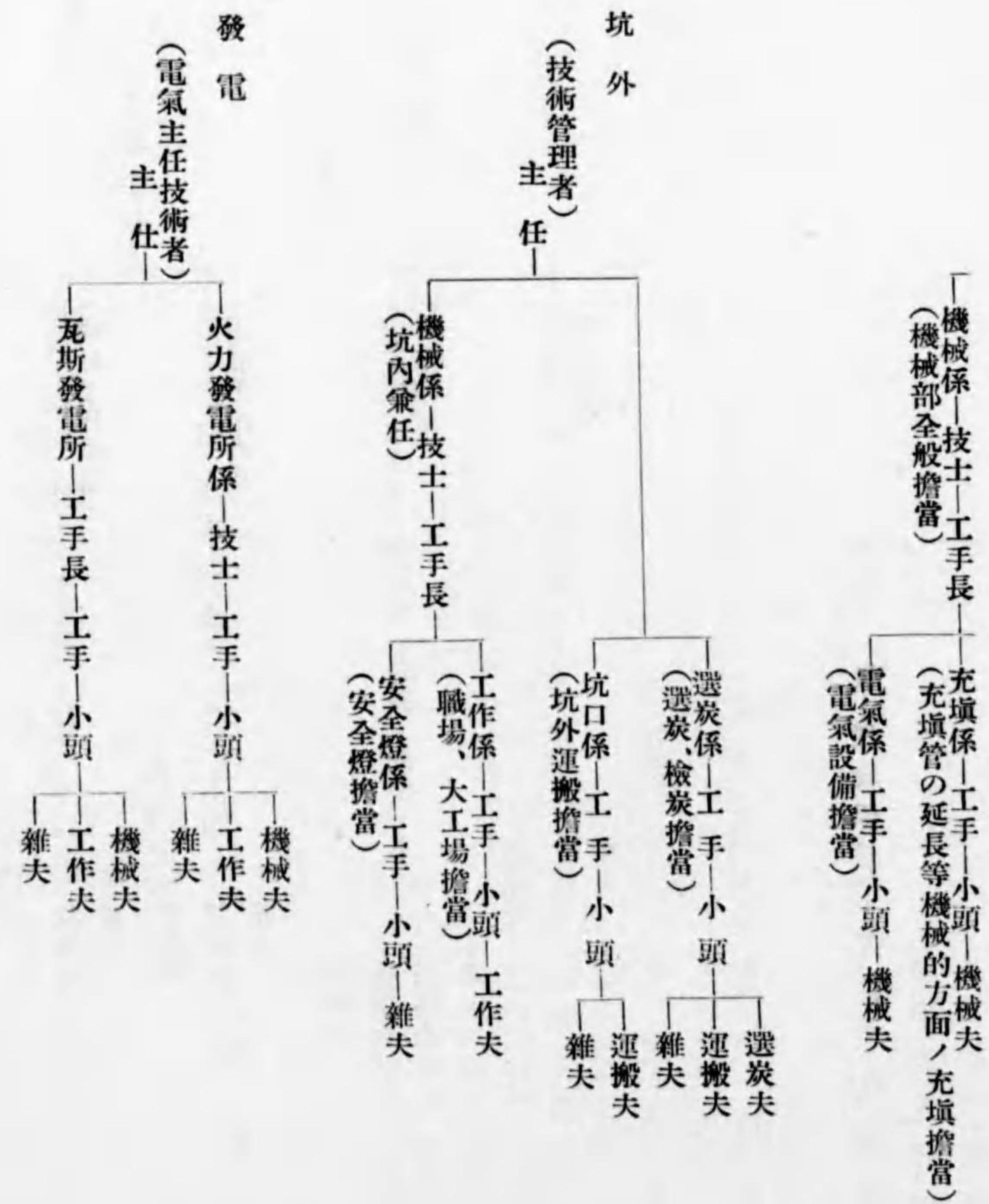
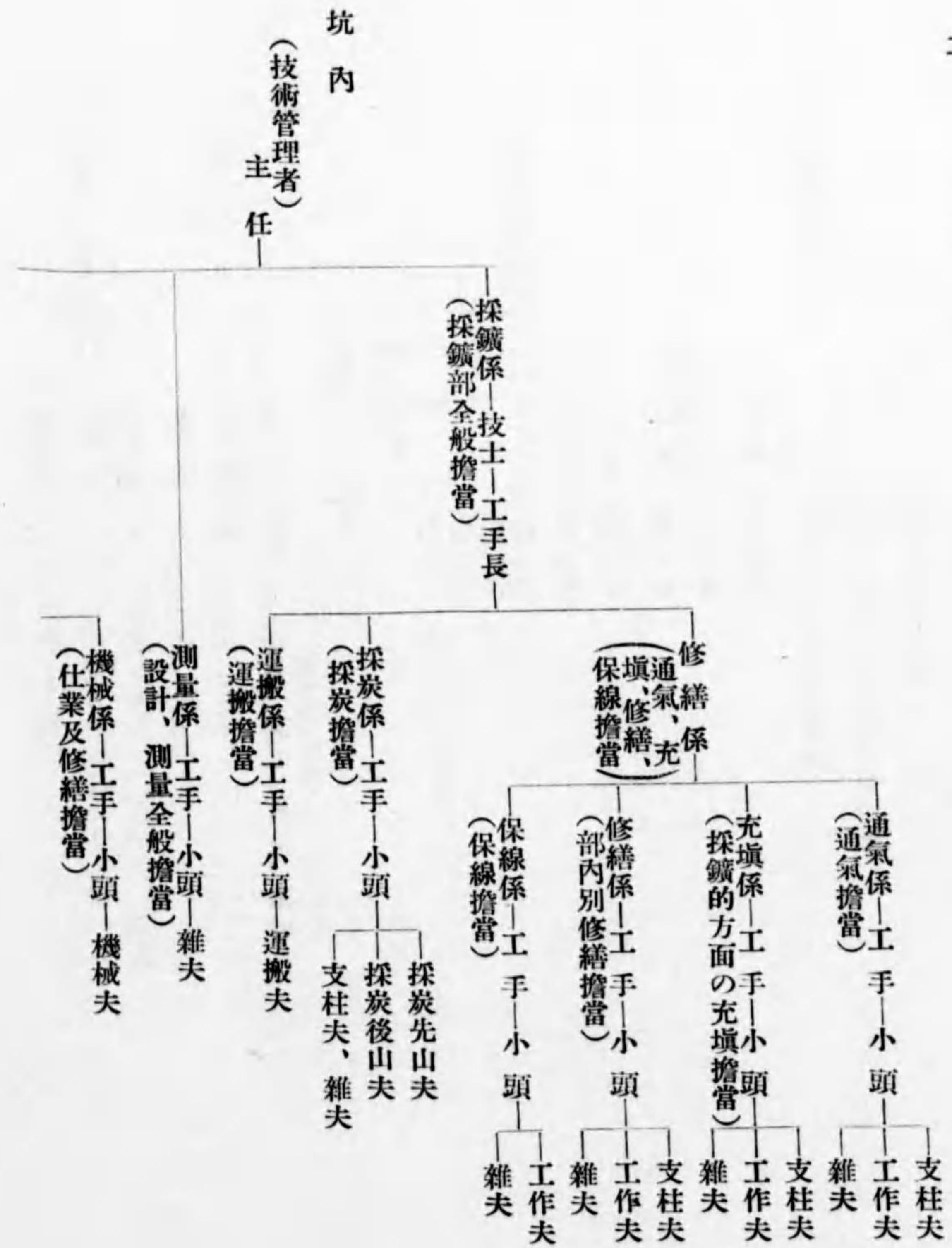
例一



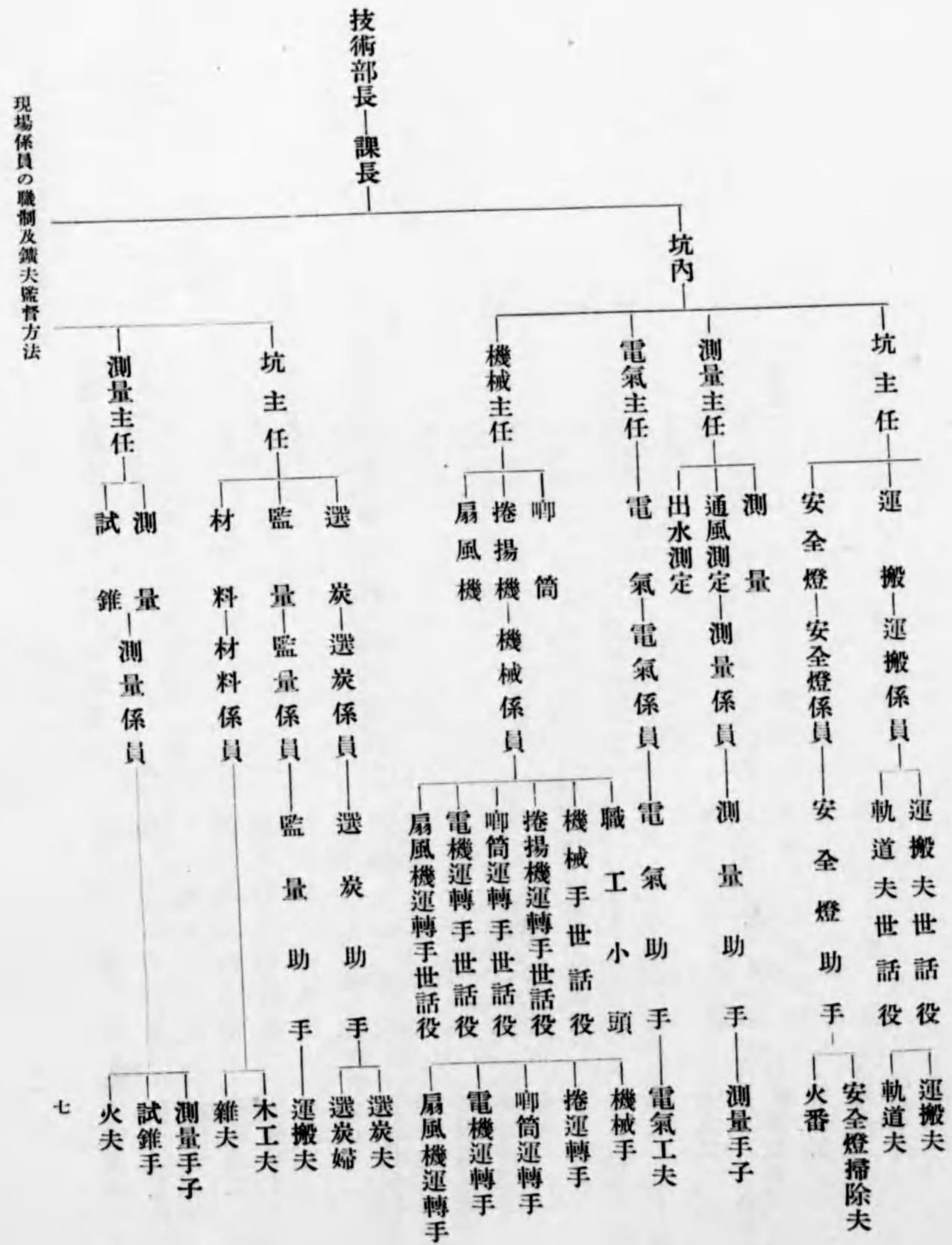
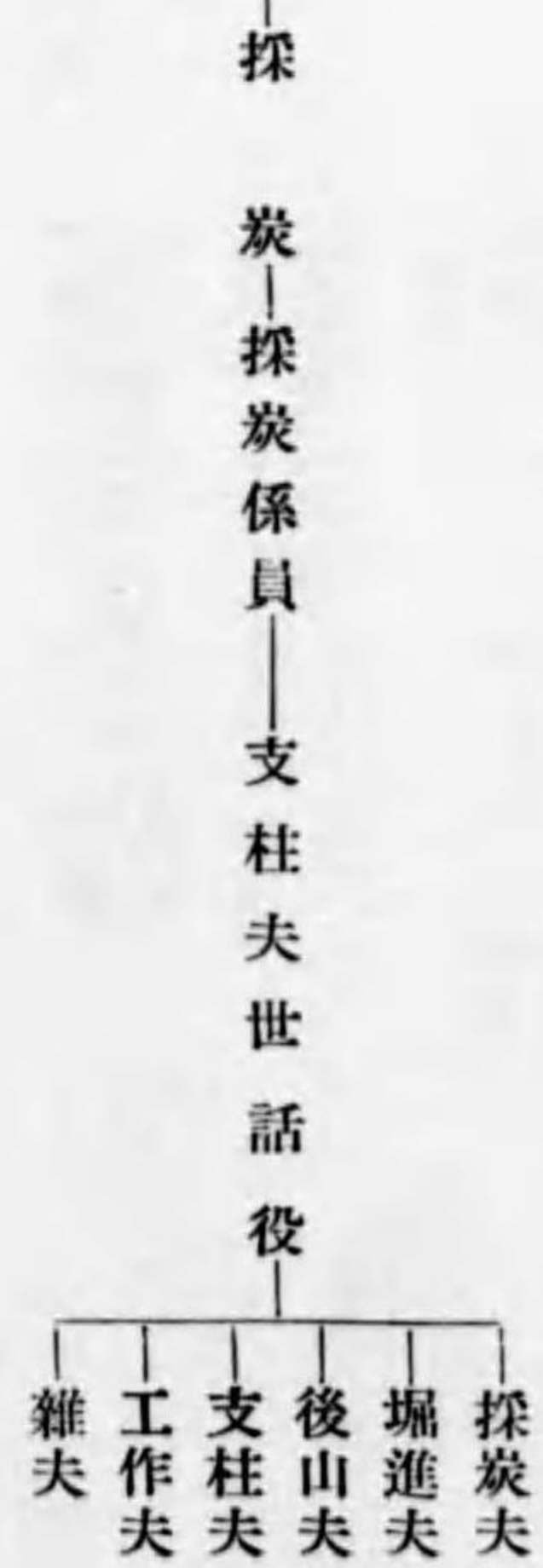
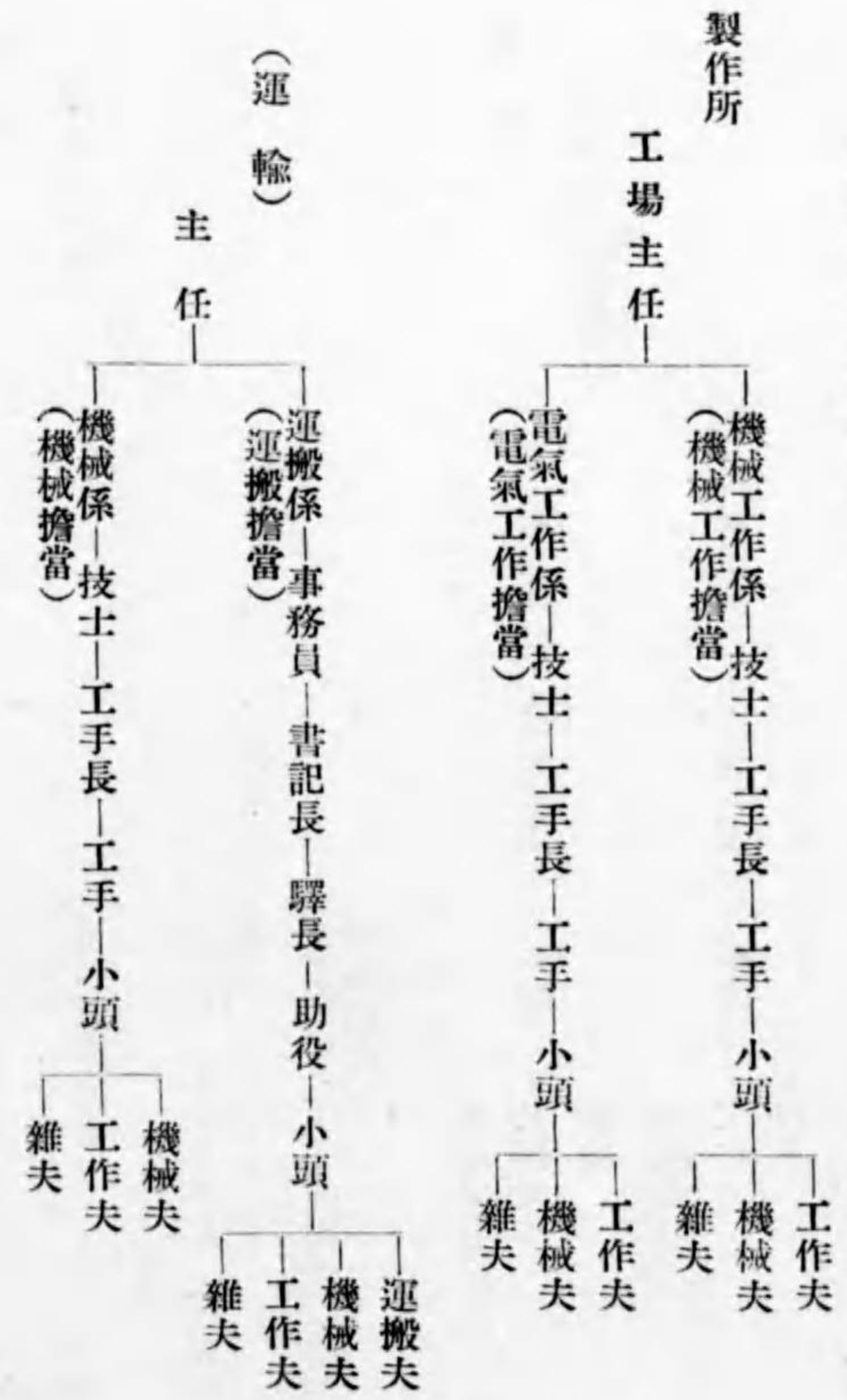




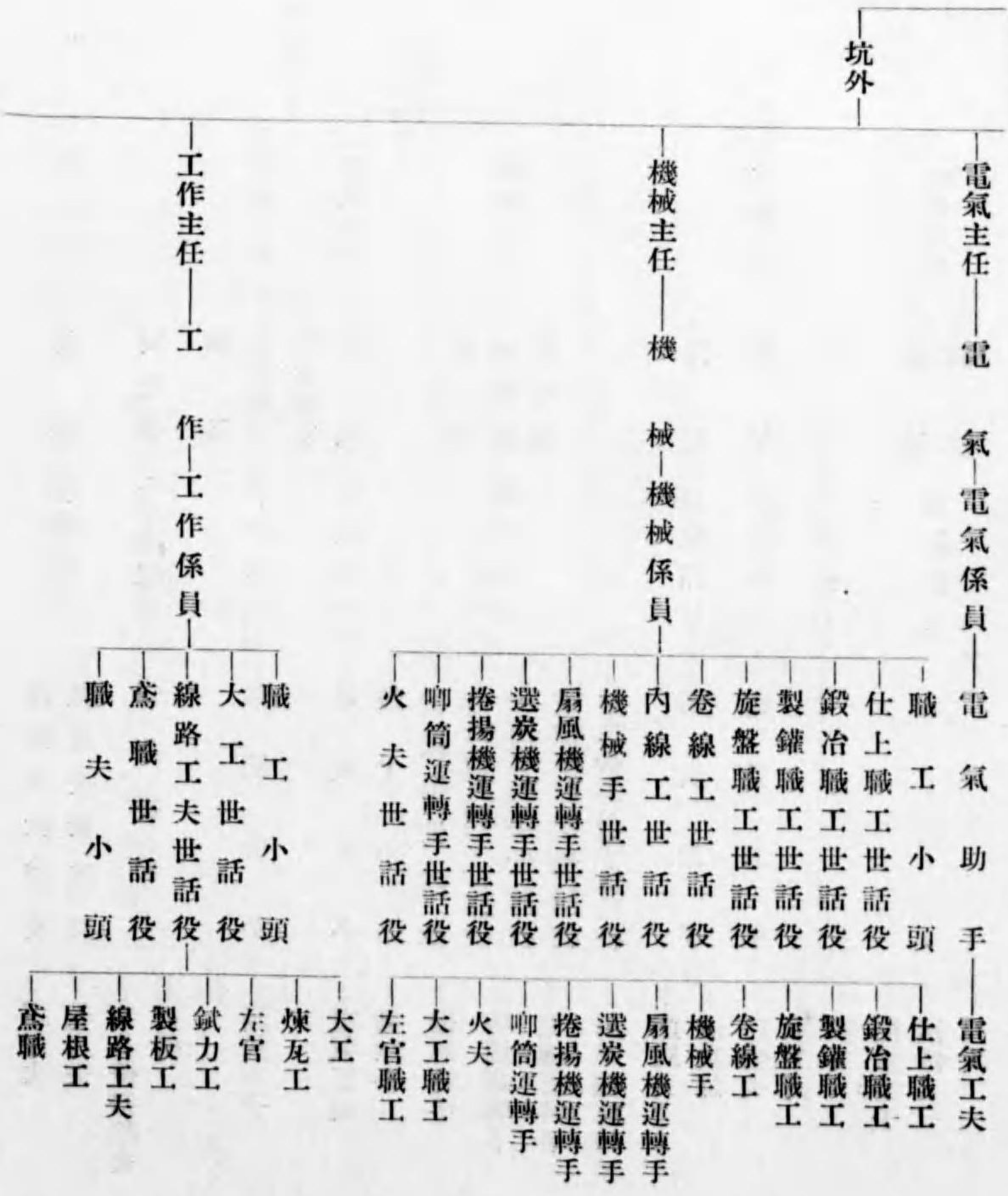




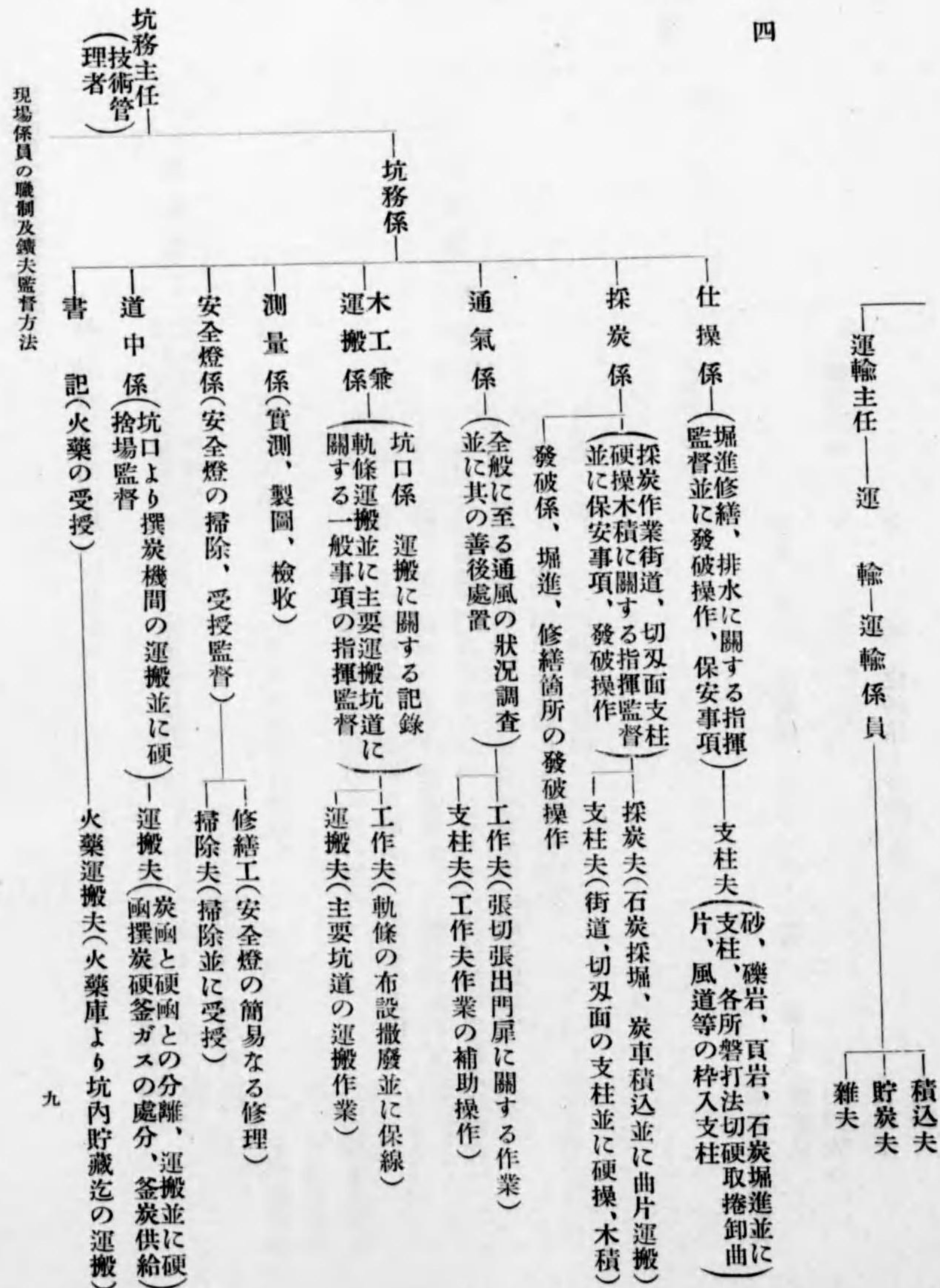




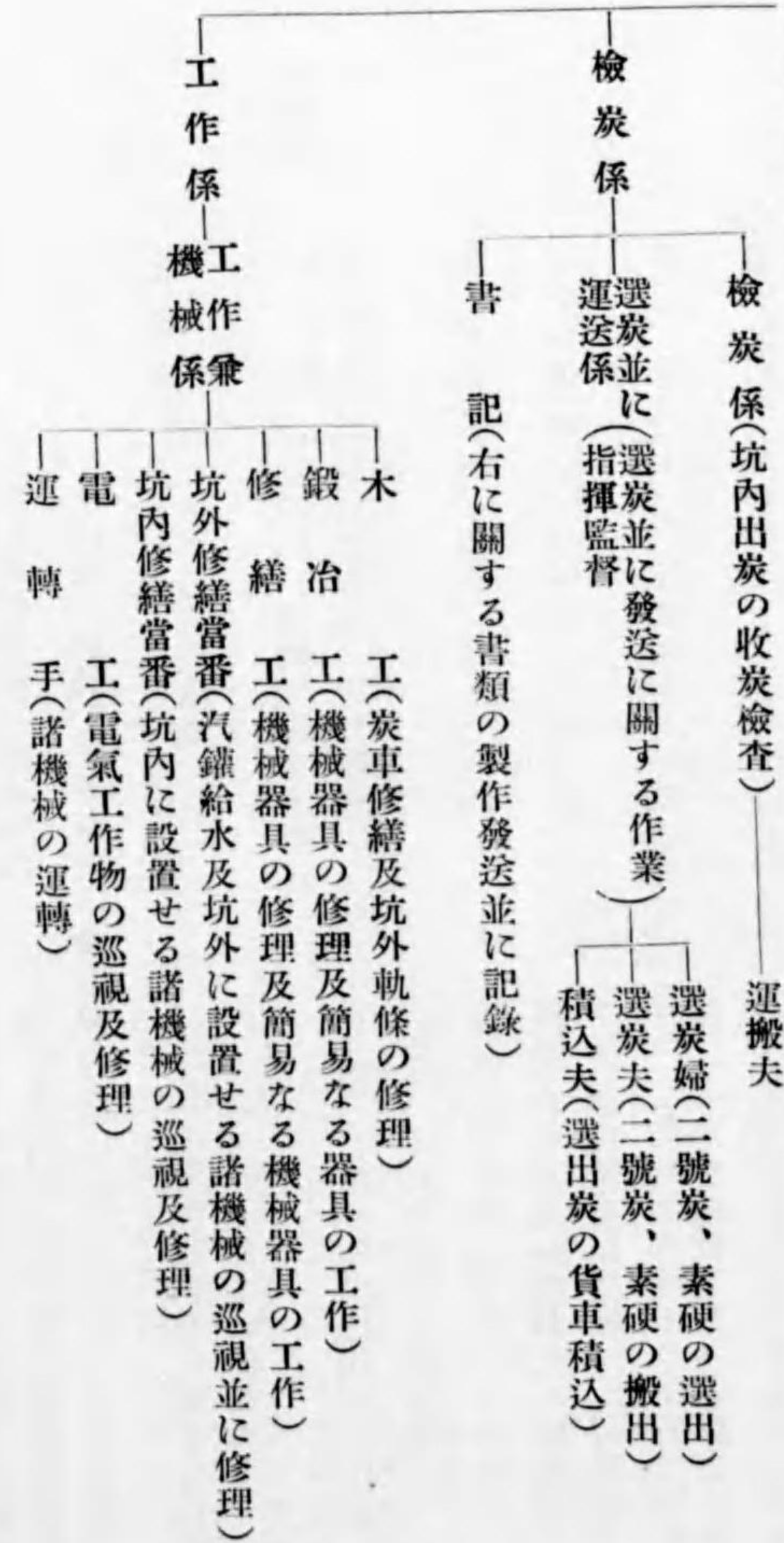




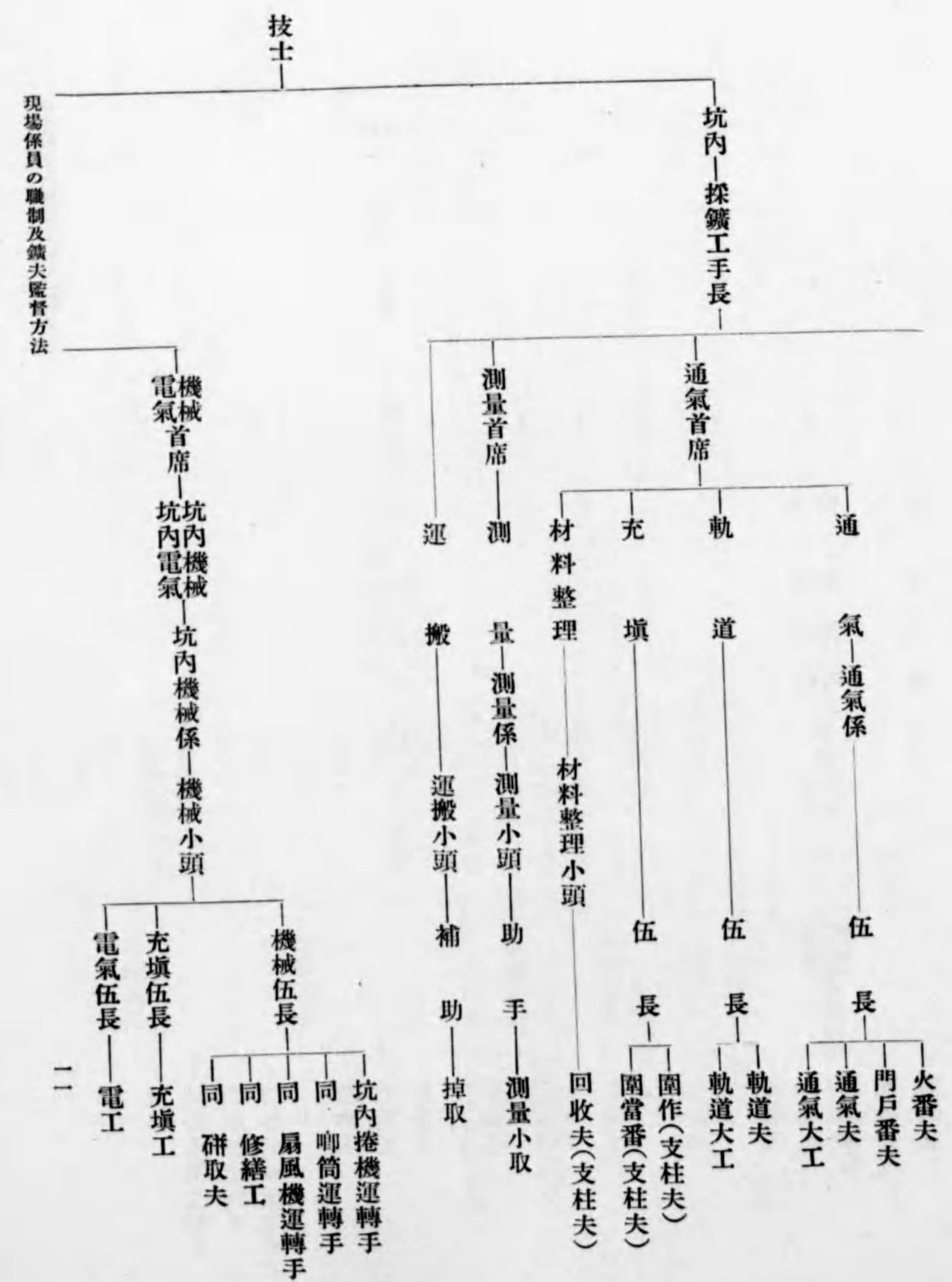
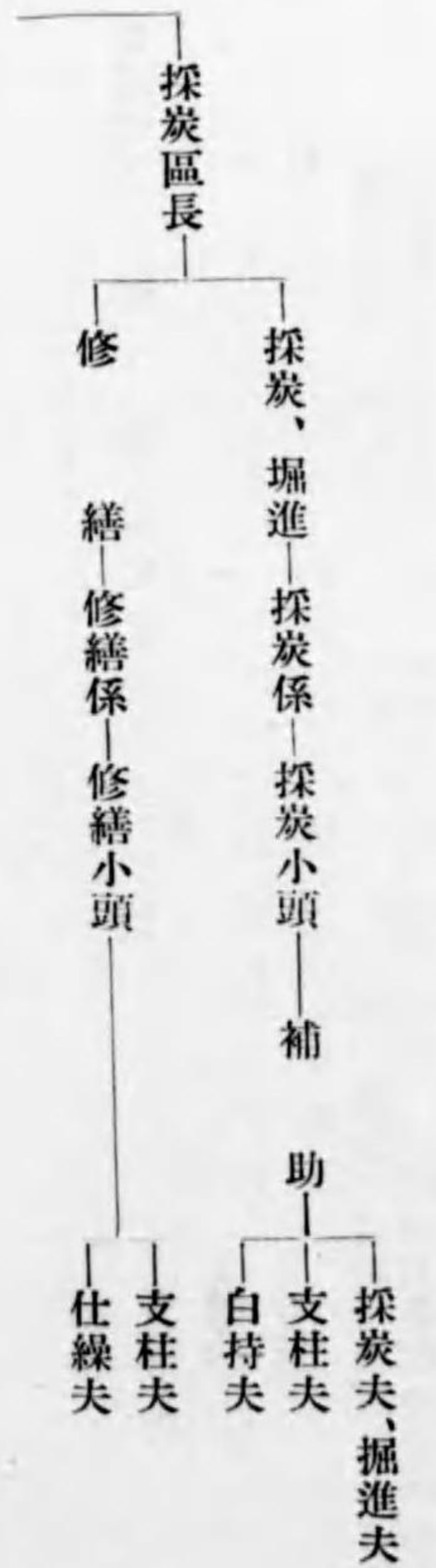
例四







例五

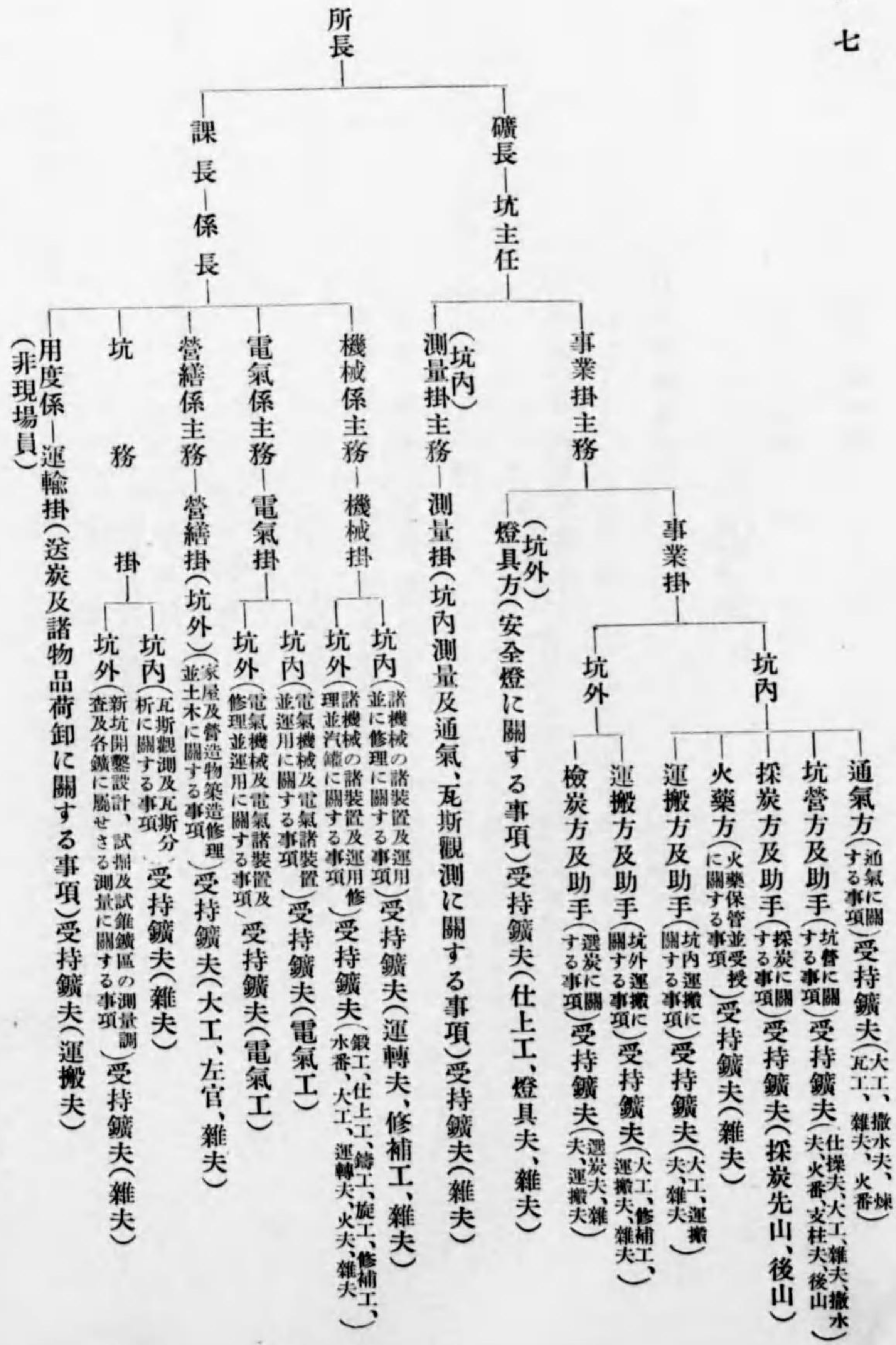






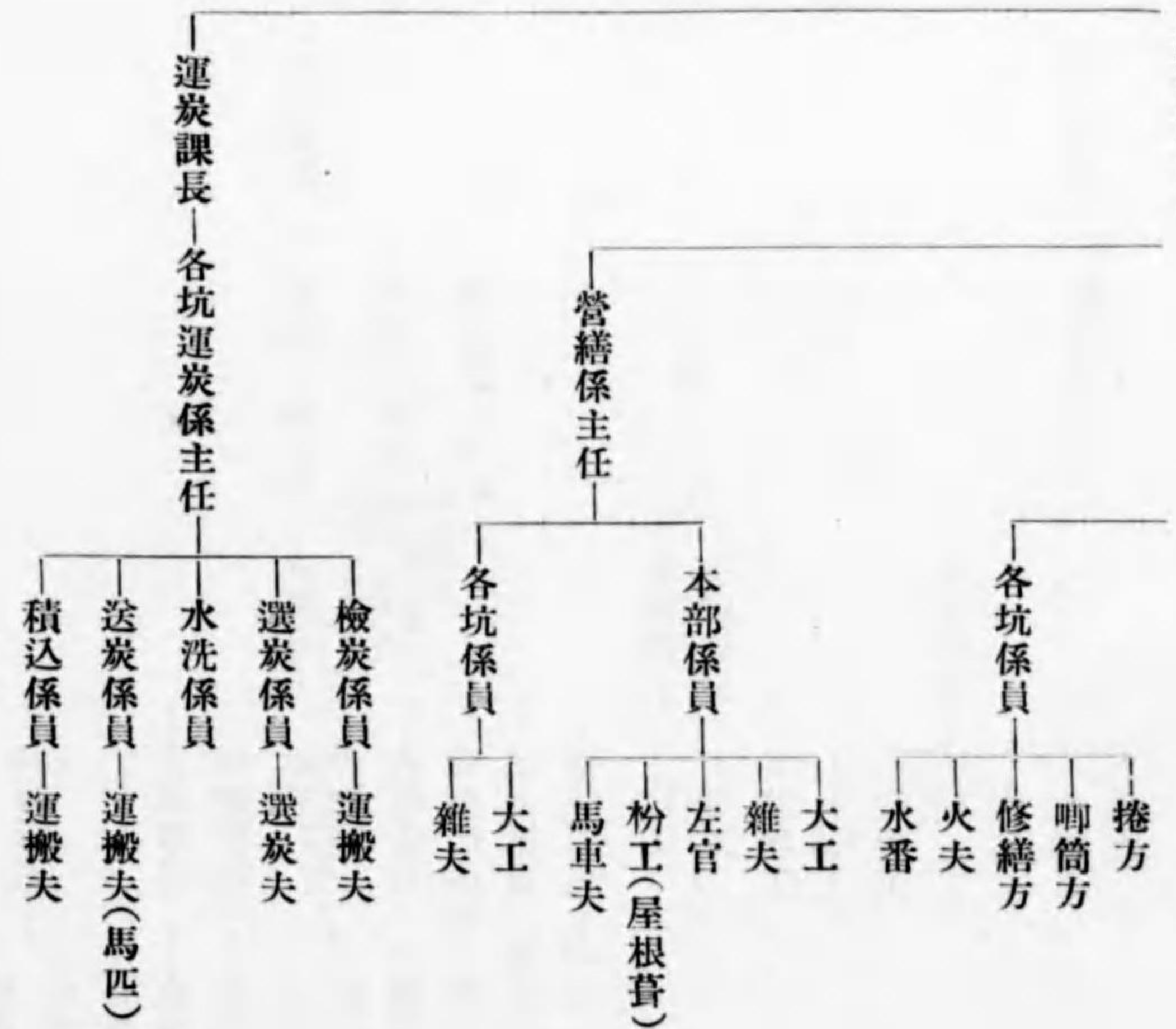


例七



現場係員の職制及鑛夫監督方法

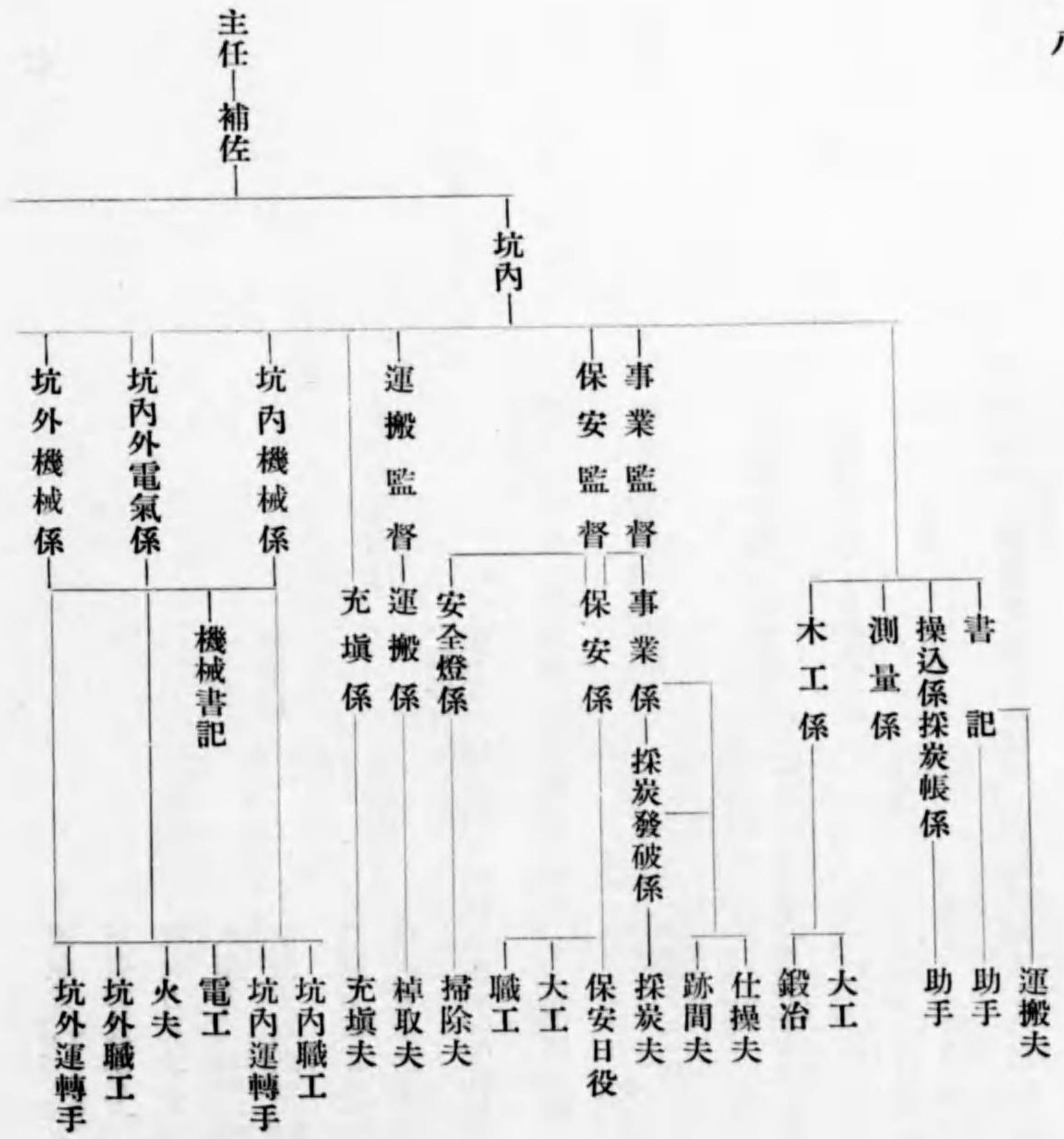
現場係員の職制及鑛夫監督方法



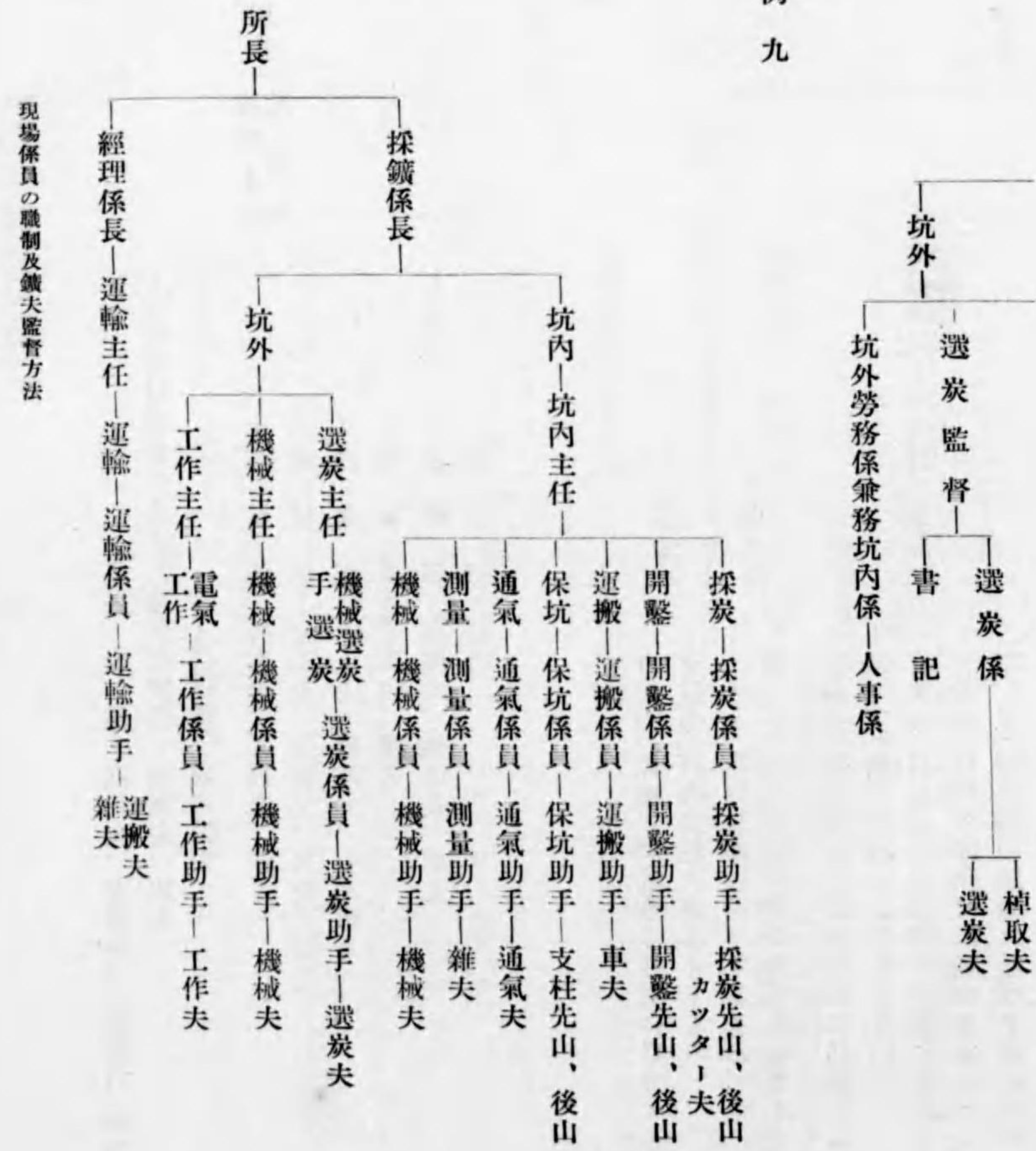


例八

現場係員の職制及鑛夫監督方法

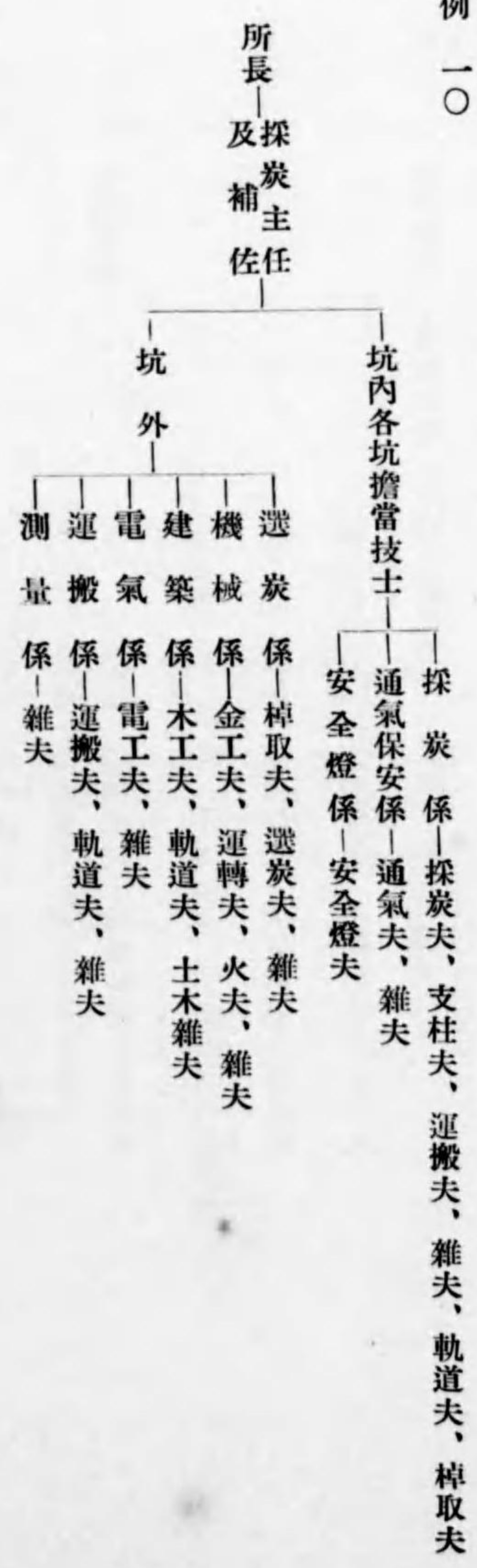


例九



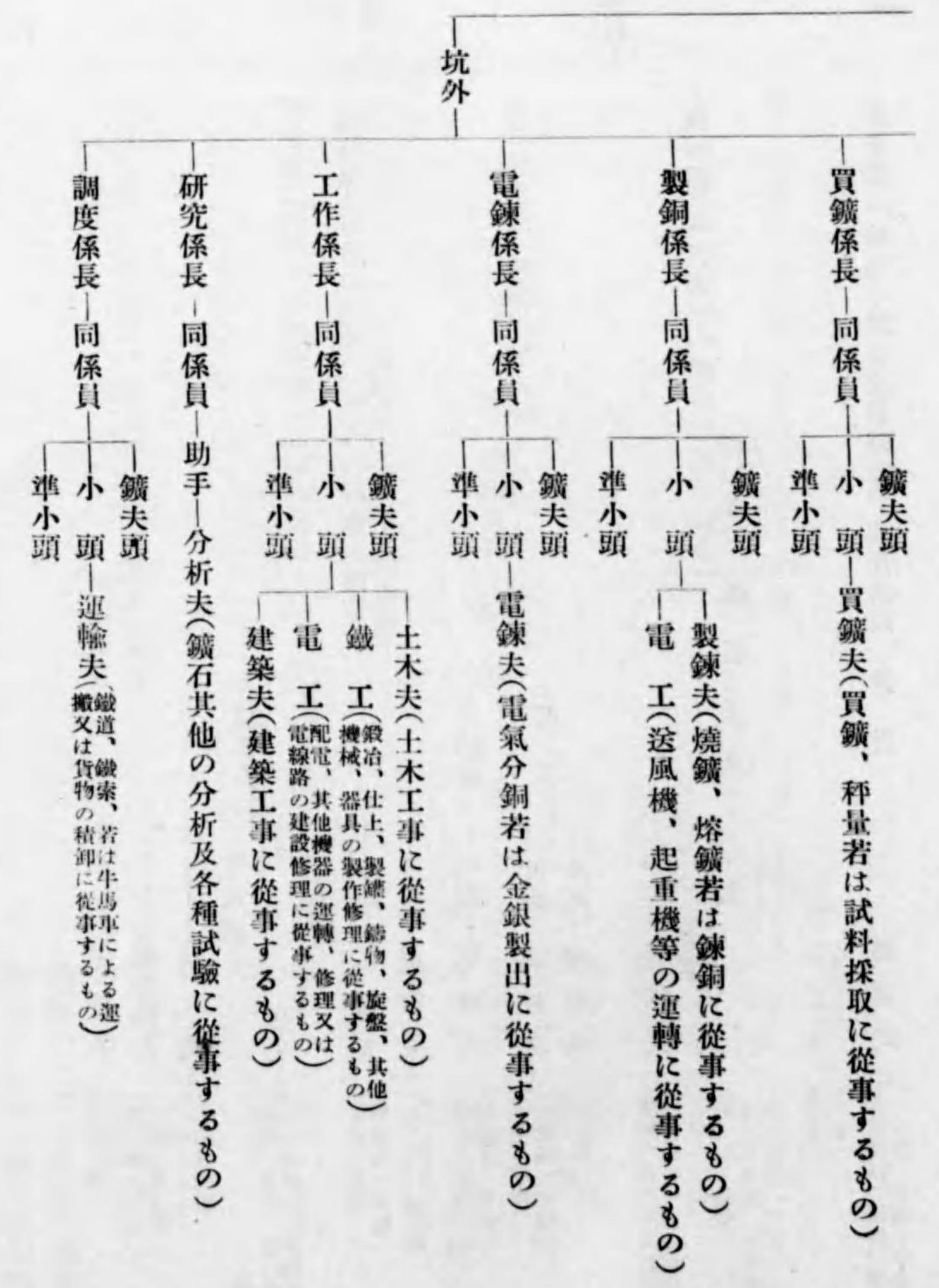
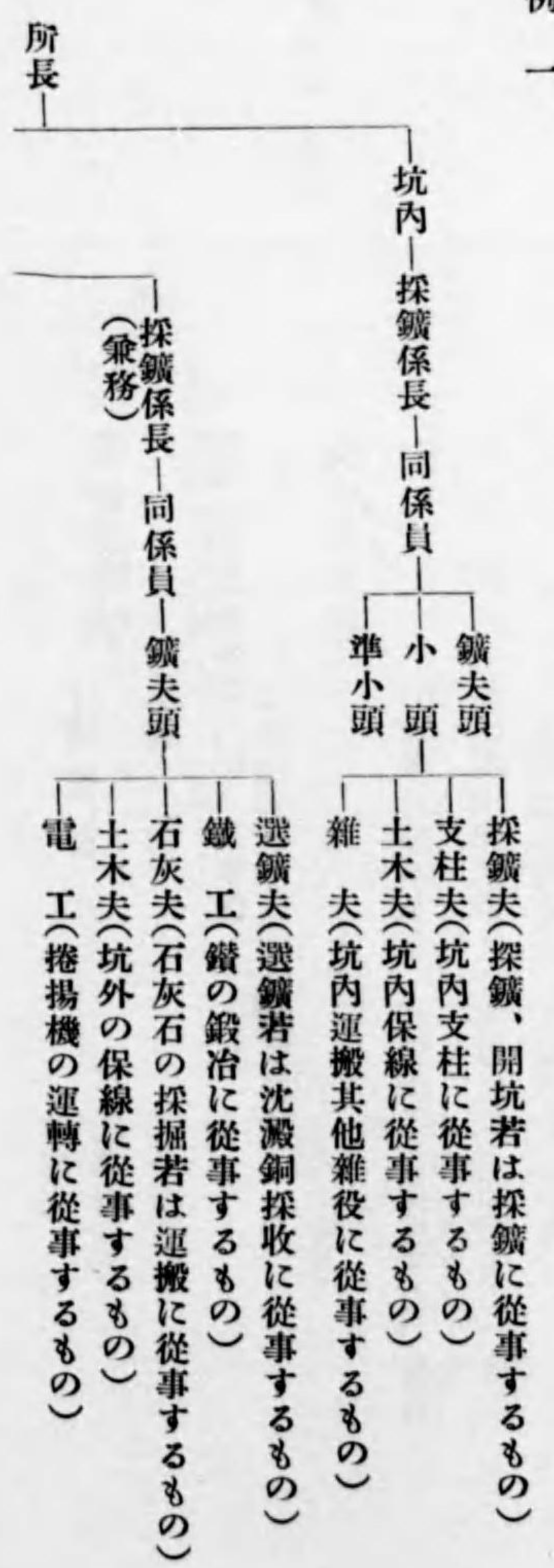


例 一〇



金屬山

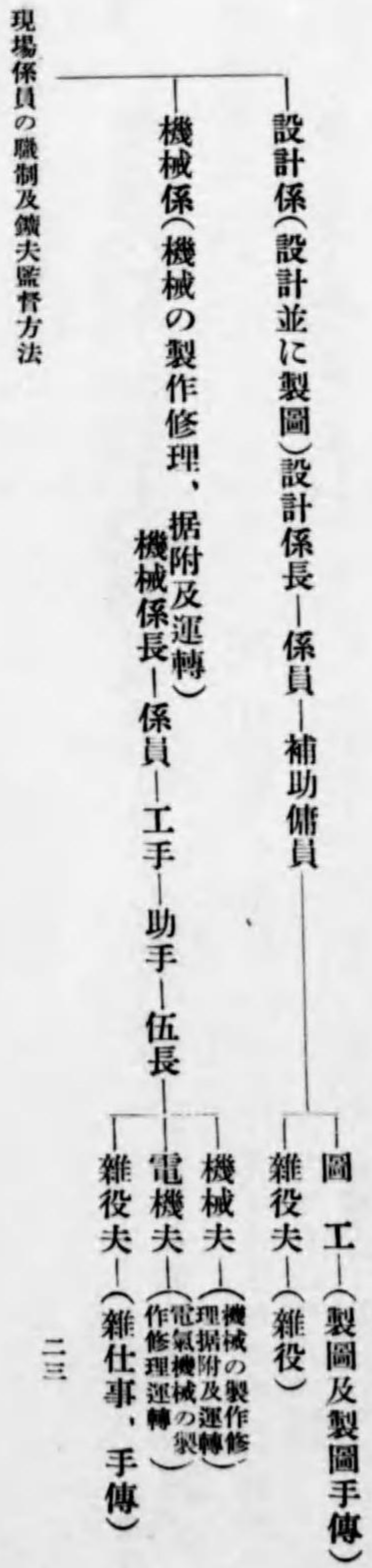
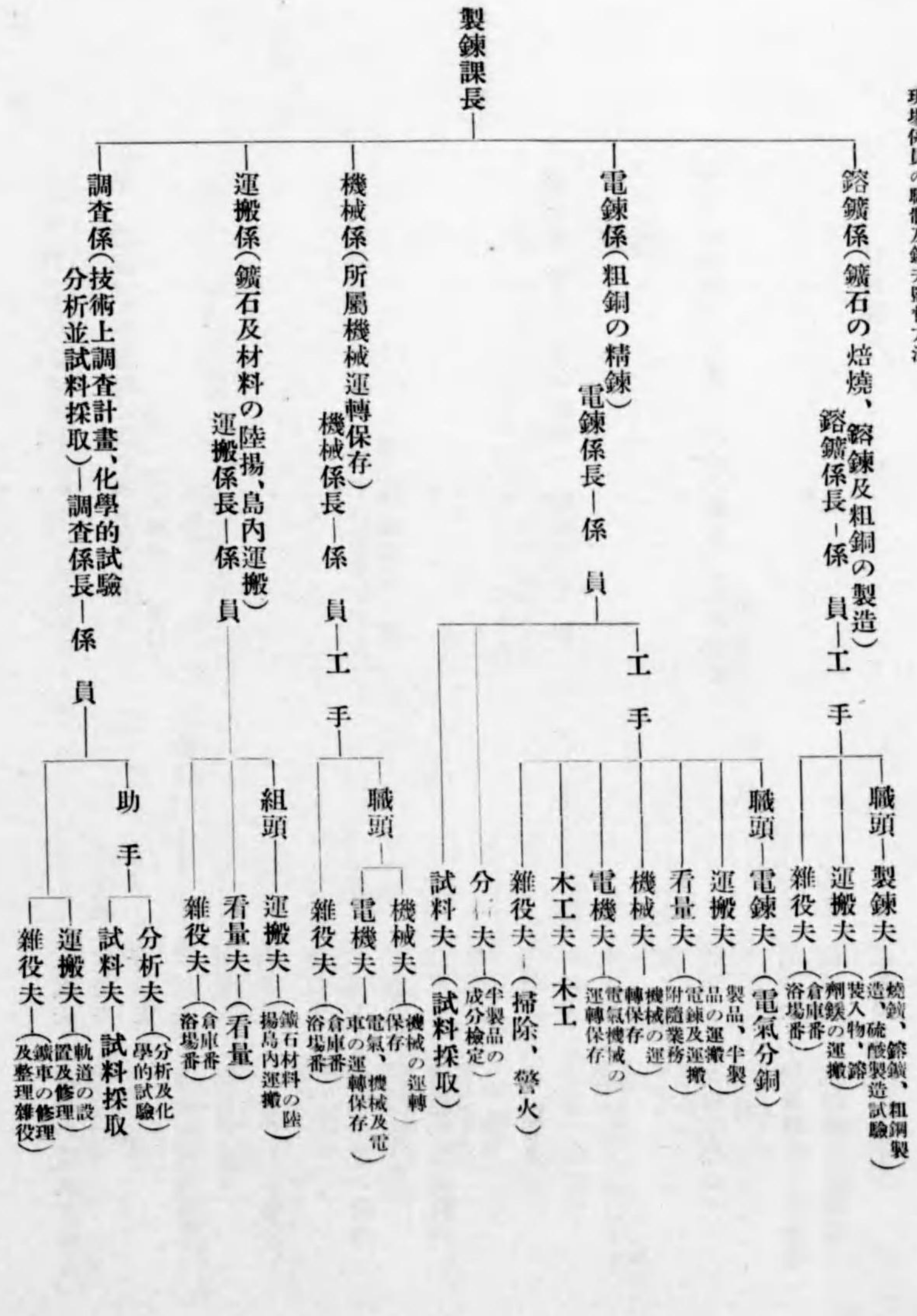
例 一



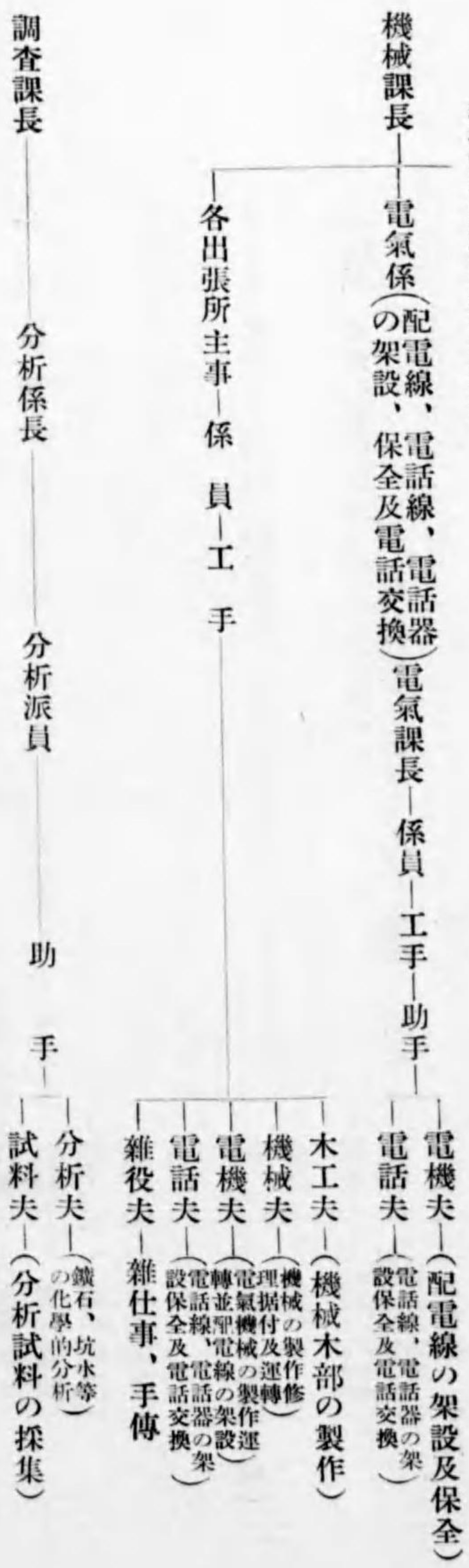




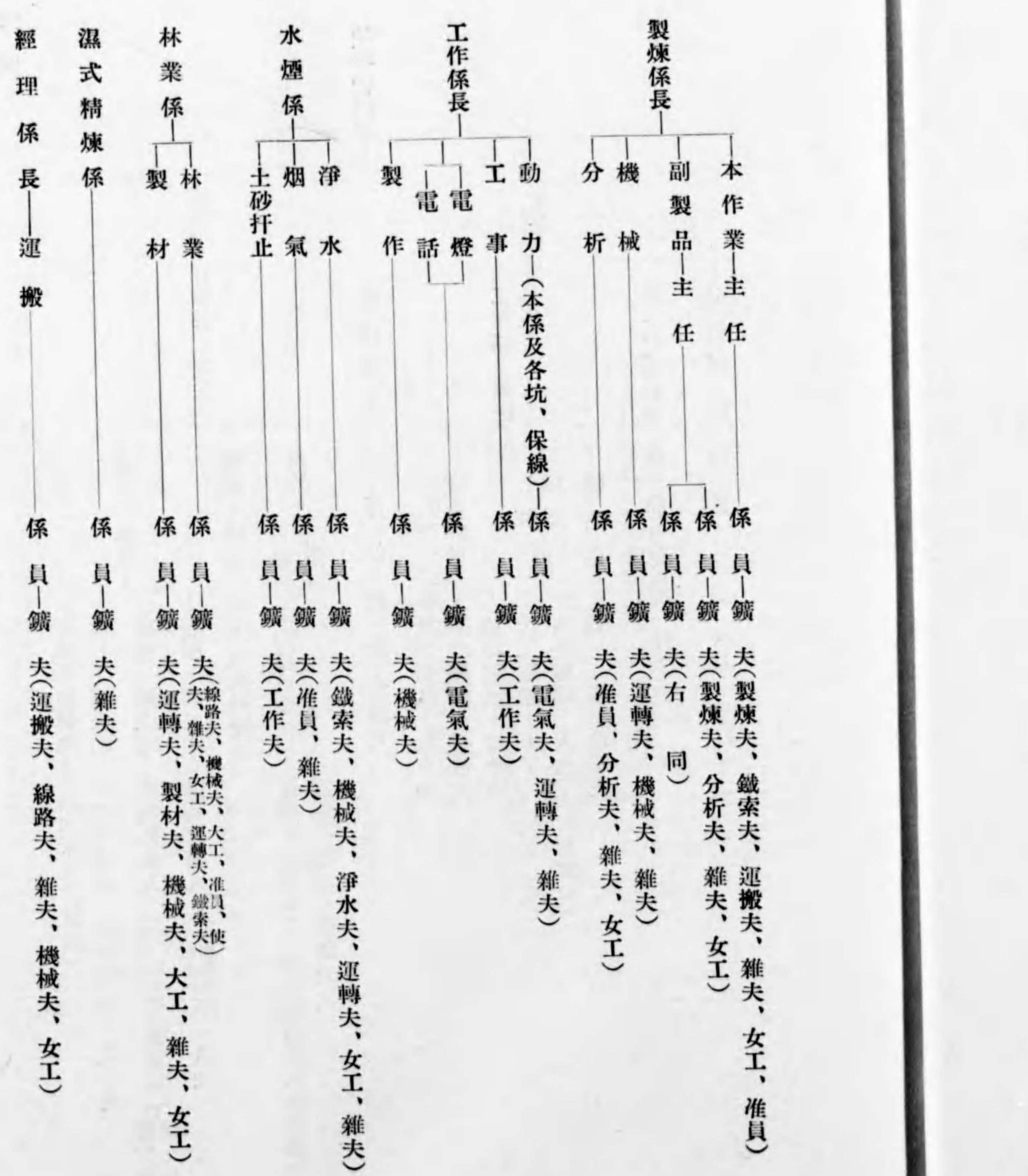
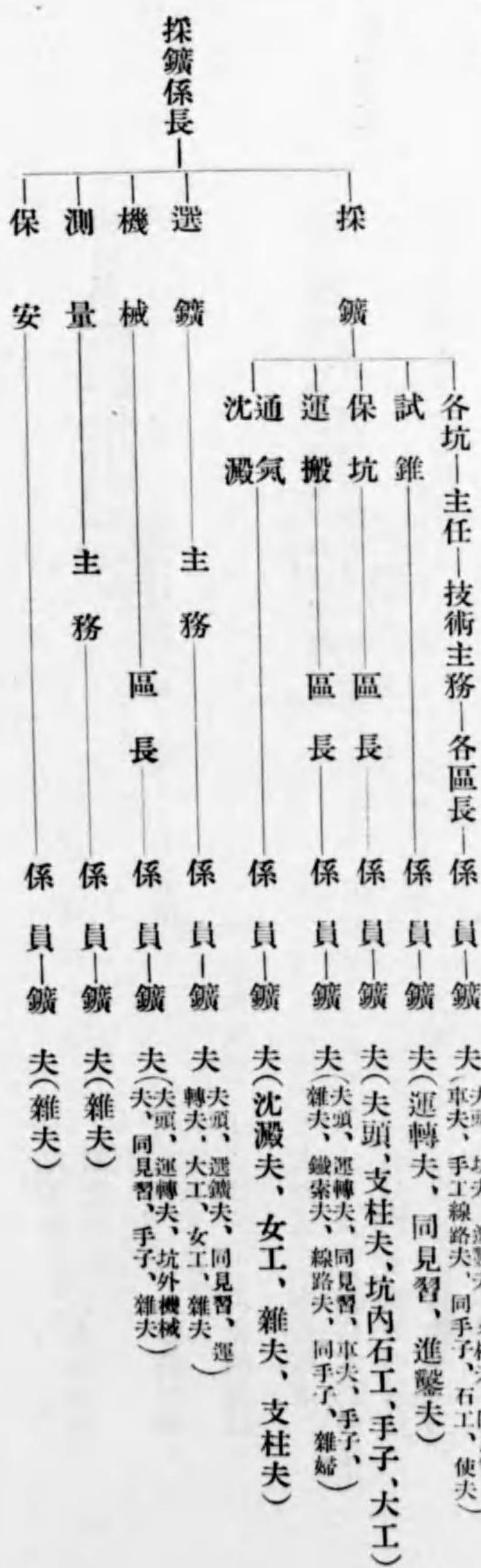








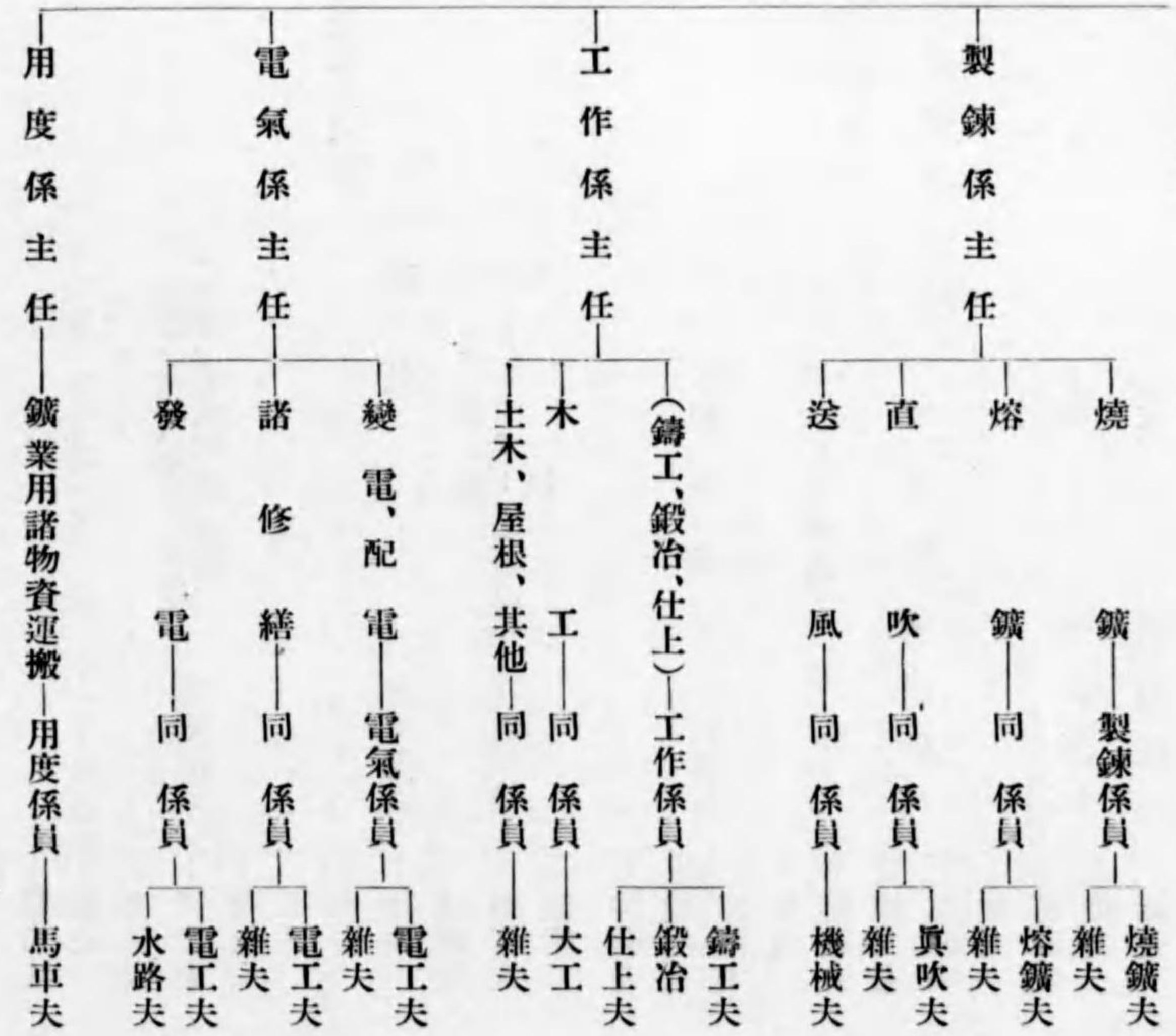
例三



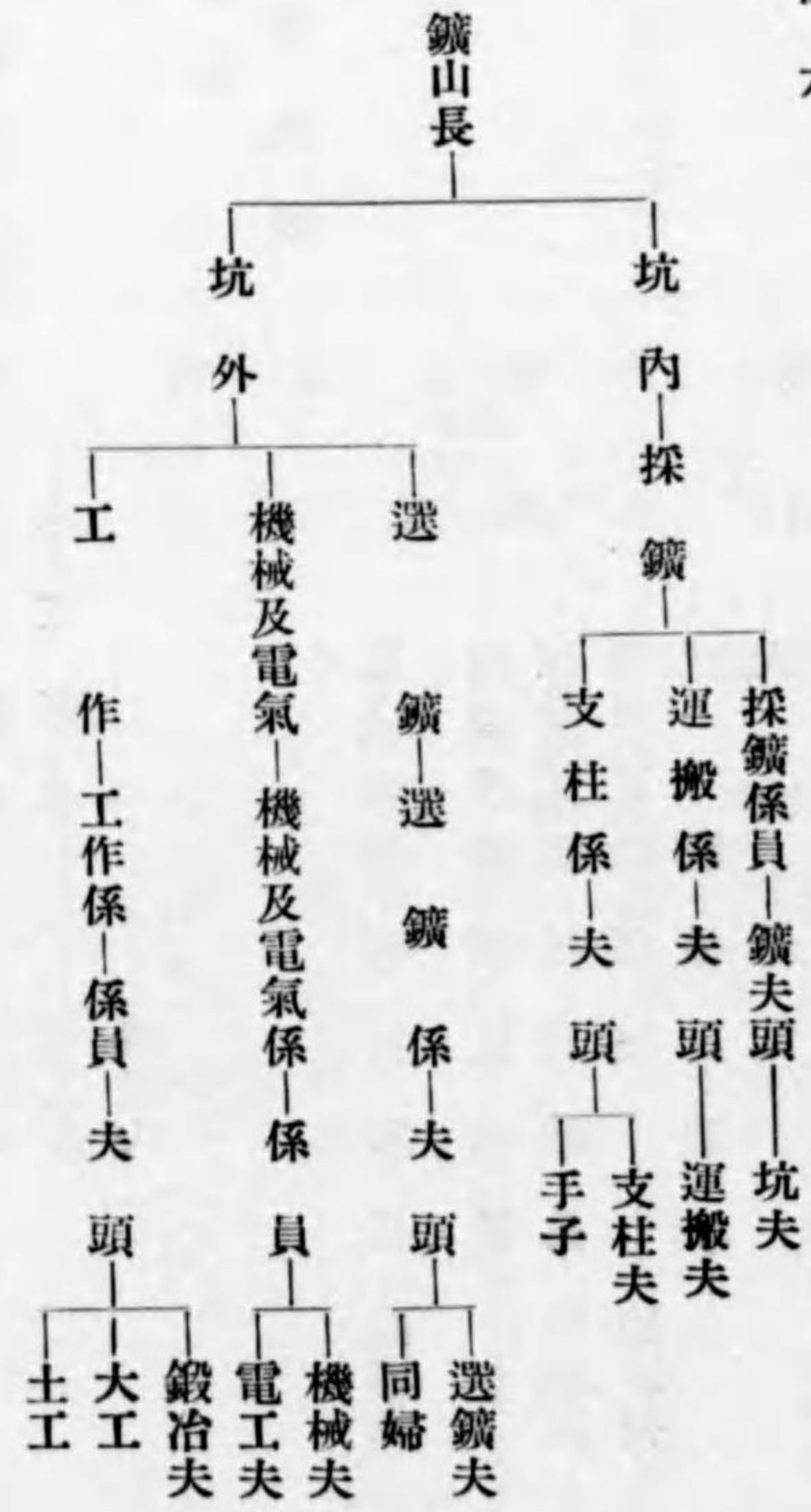








例六



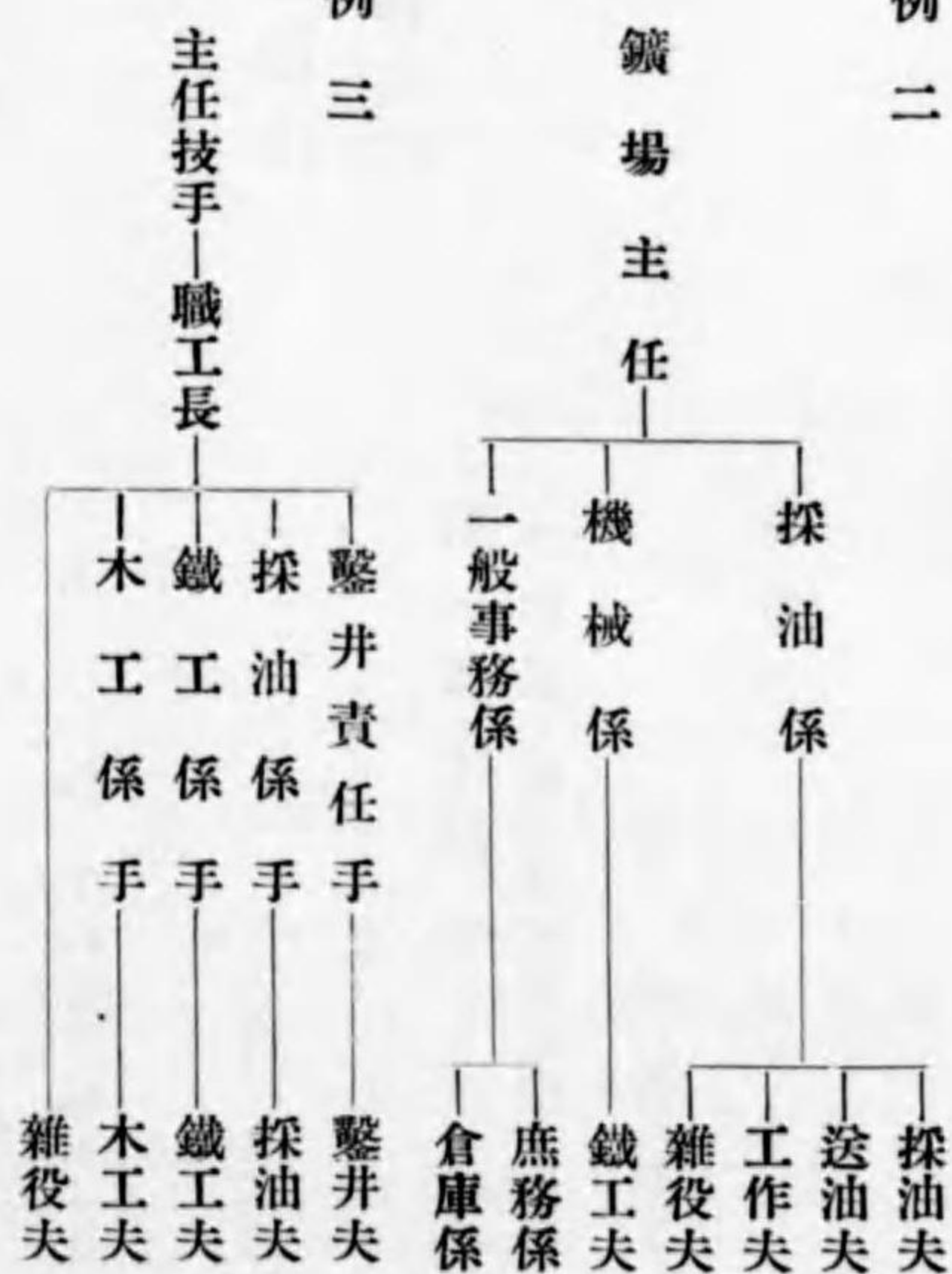
石油山 例一



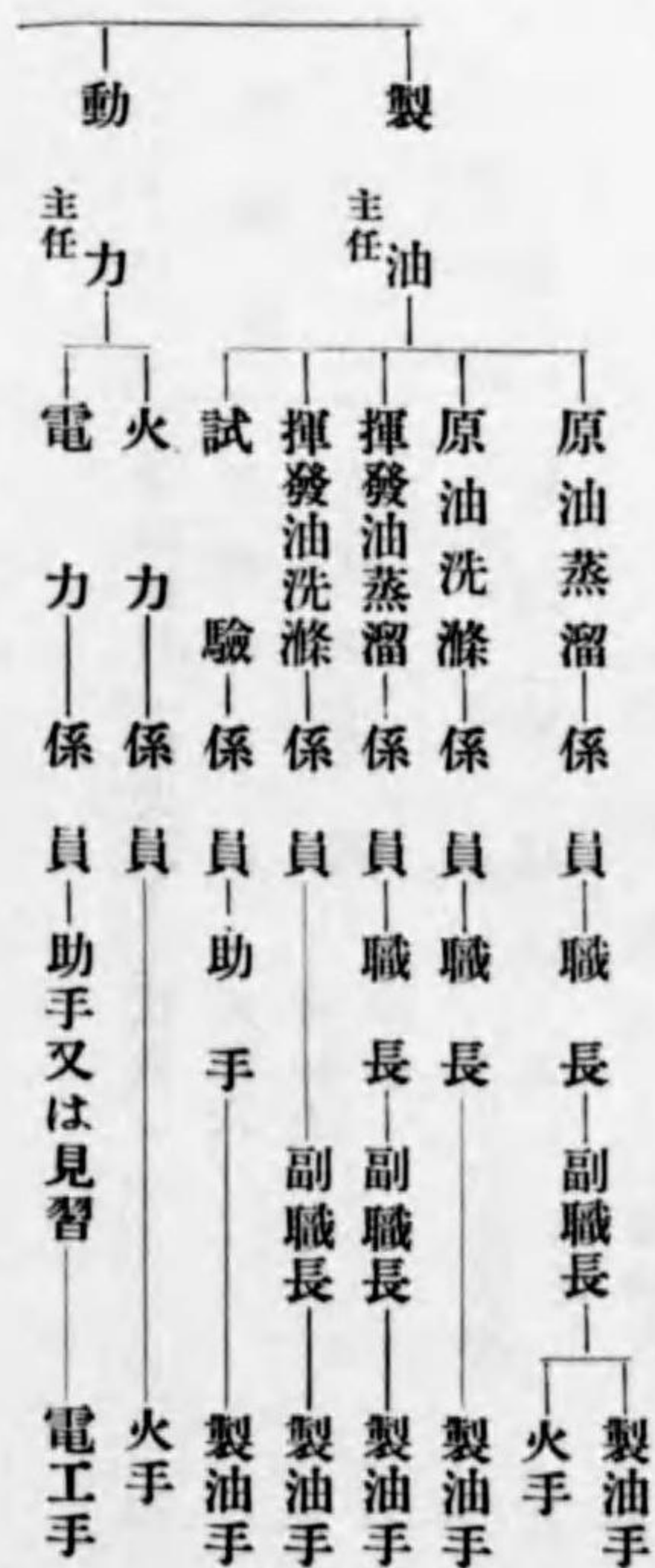
現場係員の職制及鑛夫監督方法



例二

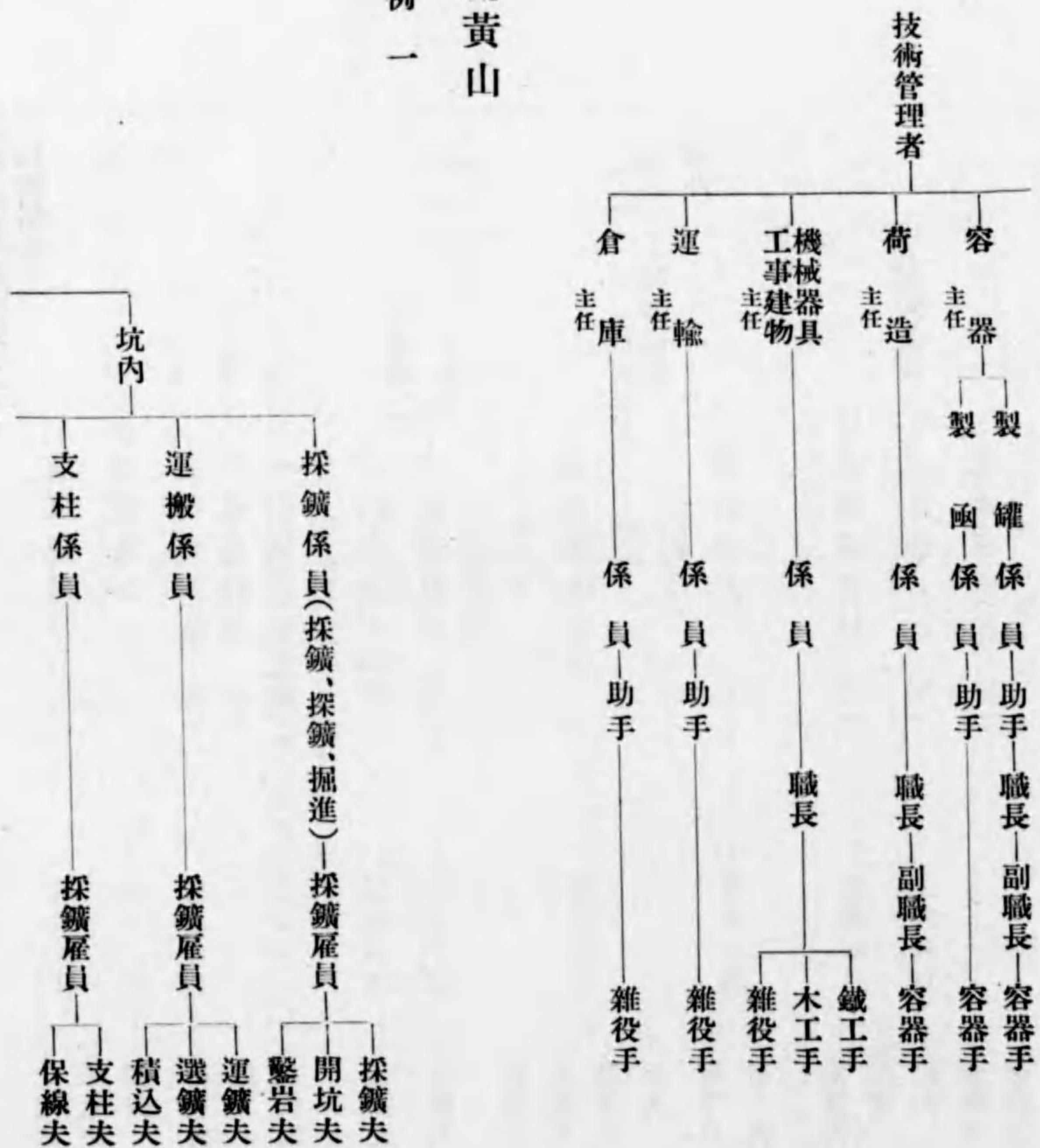


例四  
製油場

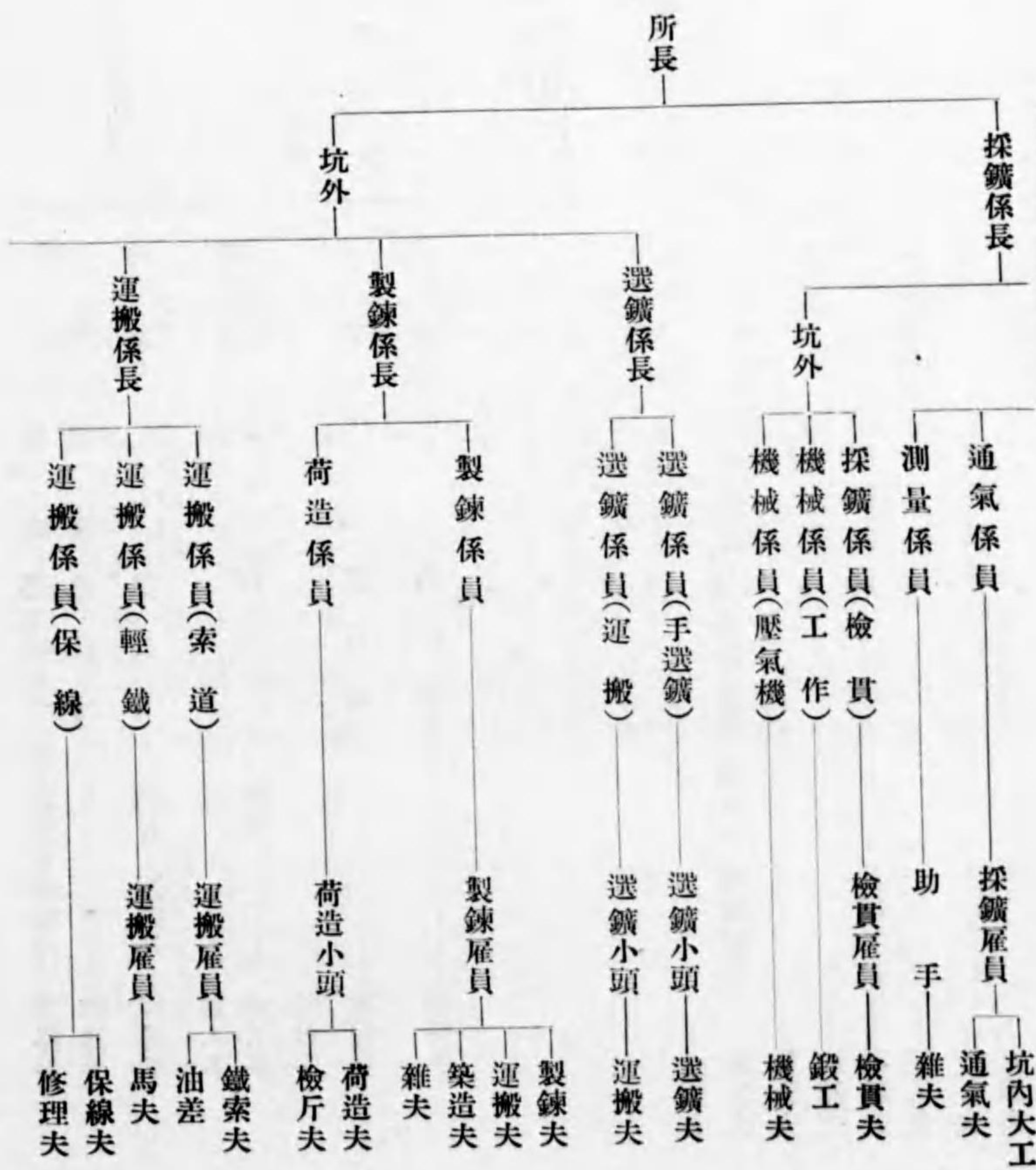


硫黃山

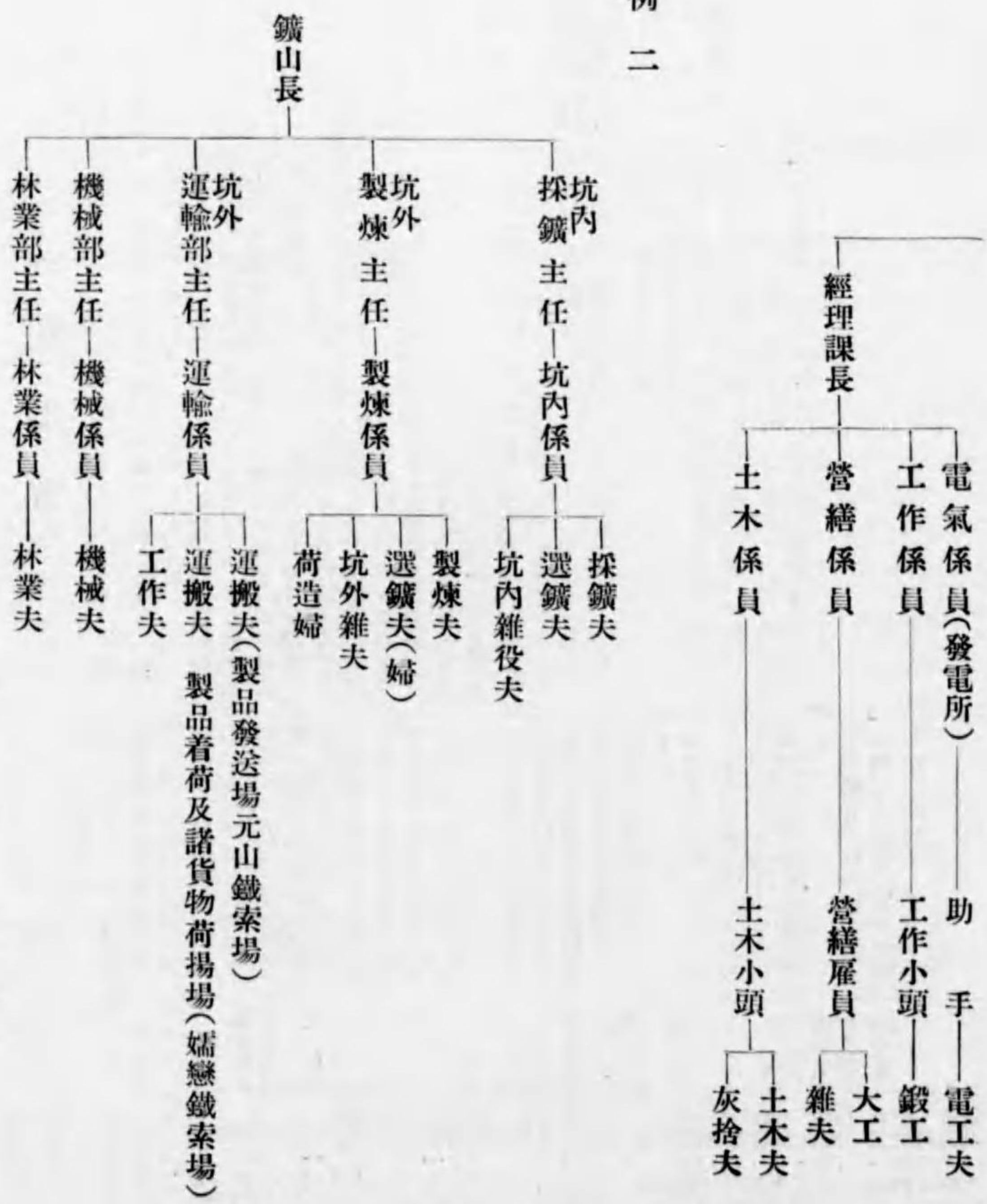
例一







例二





現場係員の數、職制及鑛夫監督方法  
 (ロ) 坑内係員の職別交代方法、巡回方法及回数、距離並受持鑛夫監督取締方法  
 札幌地方

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
夕張炭礦外北海道炭礦汽船株式會社所屬八炭礦	坑内主任心得、探鑛係、修繕係、保安係、軌道係、運搬係、機械係、充填係、繰込捜檢係	交代は全部坑内見張に於て之を行ふ、其の際申繼ぎ事項は之を口頭且日誌に記入せしめ毎日晝勤と夜勤との外毎週日曜日に晝勤者と夜勤者との交替を行ふ、眞谷地炭礦に於ては晝番二日繼續、三日日連勤、四日より夜番二日の後相互の交替を行ふ、交代は坑外見張に於て之をなす	探鑛係晝勤者は午前中少くとも二回以上各切端を巡回し、正午大見張に參集し書類の整理及各種作業の打合をなし、午後再び切端を巡回し異状を認めたる時は夜勤者の出動以前に坑口繰込場に電話を以て通告し坑夫の繰込を止む、夜勤者は入坑直に切端を巡回し午後九時乃至十時半の間に大見張に集り書類整理及打合をなし再び現場を巡回し晝勤者と同様の手續をなす 朝巡り當番者(係員の約半數)は保安係と共に朝まで残り一番方坑夫入坑前二時間以内に朝巡を行ふ 全部擔任者は一回、各方面擔任者は少くとも午前午後二回以上とす	夕張最長三七〇〇間 眞谷地最長二〇〇〇間 新本最長一五〇〇間 川本最長一三〇〇間 新中切最長一〇〇〇間 舊中切最長九〇〇間 三中切最長八〇〇間 日中切最長七〇〇間 樺中切最長六〇〇間 樺把最長五〇〇間 最長四〇〇間 萬字本坑最長三〇〇間 二見坑最長二〇〇間 相生坑最長一五〇間 萬字美流渡坑最長一〇〇間 新夕張の内至西人斜坑 八坂坑 琴平坑 西道坑 西人斜坑	各係員は直接鑛夫の指揮監督に當り其の勤怠優劣作業の難易を判別し賃金の當否に注意し賞罰を明かにす

三井砂川	三菱美唄	茂尻	三菱芦別
擔當技士、探鑛係、通氣保安係、安全燈係	坑務係主任、事業係、(探鑛、仕操、充填、截炭、掘進)通氣保安係、通氣、炭粉、炭塵、修繕、安全燈、火藥受渡係、運搬係、電氣係、機械係、測量係	坑内主任、運炭主任、測量主任、保安主任、坑内係、運炭係、測量係、安全燈係、瓦斯檢定係、助手	坑務係、測量係
保安係は三交代を原則とするも三番方なき個所にありて鑛夫入坑前三時間内に早出入坑し、發破擔當者は三交代、機械係は二交代にして各係員とも坑内見張にて面交代を行ふ	二交代(六時より六時まで)係員一名は坑内見張其の他は各坑口に於ける坑外事務所に於て交代す	現場に於て交代し申繼をなす	午前六時三十分、午後六時三十分の二交代をなす
住吉坑の内 一區四五〇〇間 二區四八〇〇間 三區四〇〇〇間 四區六六〇〇間 空知約六〇〇間	一回乃至三回各受持個所の瓦斯檢定及保安並作業上の注意事項等を調査す	申繼事項に依り適宜巡回を爲すものにして其の回数は一方向二回以上とす	第一回は坑夫の有付及一般狀況、第二回は發破施行及一般監督、第三回は就業見廻の爲巡回す
平均 一坑 八二〇間 二坑 七五〇間 三坑 九三六間 堅坑 六二五間	最長三四六〇間 最短一一六〇間	三〇〇間乃至七〇〇間	第一坑 八二〇間乃至九四〇間 第二坑 七五〇間乃至一三〇〇間 第三坑 一〇〇〇間乃至一三〇〇間 第五坑 一九〇〇間 第六線澤 五〇〇〇間
各作業區域を巡回監督す	作業上保安に付警戒を怠らず	入坑時に於て作業の方法を授け巡回の際指導監督す	現場に於て作業の指導監督し災害の豫防に努む

現場係員の數、職制及鑛夫監督方法







現場係員の數、職制及鑛夫監督方法

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
好間	坑内主任、探炭係、開鑿係、運搬係、保坑係、通氣係、測量係、機械係	坑内係、運搬係は二交代にして坑内詰所にて面交代をなし其の際口頭を以て次方係員に引継ぎ尙重要事項は之を保安日誌に記載引継をなす 晝勤と夜勤との方替は一週間目毎に行ふ	一の方は昇方面より卸方面に、二の方は其逆方面よりし、午前一回午後一回一方二回乃至三回とす	探炭係 一七六〇間 開鑿係 二六五〇間 保坑係 二八〇〇間 通氣係 二八〇〇間 機械係 二五〇〇間 運搬係 一五〇〇間	最も經驗あり且著實なる坑夫を選定し之が指導の任に當らしめ係員は之を指揮監督す
小田第二	坑内主任、坑内係、運搬係、測量主任、測量係	坑内係、運搬係は二交代にして坑内詰所にて面交代をなし其の際口頭を以て次方係員に引継ぎ尙重要事項は之を保安日誌に記載引継をなす 晝勤と夜勤との方替は一週間目毎に行ふ	各擔當區域を一回肩部より深ヶ部に、二回目には其の逆に巡回す、午前及午後の二回を普通とするも危険又は必要箇所は數回巡回するものとす	二〇〇〇間	現場に於て指導監督をなす
勿來	坑内工手長、全部係、探炭係、運搬係、修繕係、通氣係、測量係	全部係、運搬係、探炭係は二交代にして其の他は交代なく交代は坑内に於て面交代をなすものにして方替は一週間目とす	申繼を受け急を要する箇所より巡回し通常二回以上受持區域を巡回す	最長 三〇〇〇間 最短 二〇〇〇間	坑夫の所持する就業證に依り作業個所の配置をなし保安及作業につき親切に教示を怠らず、事故の爲途中外坑の場合と雖ども係員の證明を受くることとせり
福島	坑内係長、坑内係、探炭、運搬、支柱、通氣)	二番制にして面交代をなす	肩より深ヶ部に赴くこと一般なれども時により變更をなし一日二回以上巡回す	最長 六〇〇〇間 最短 四〇〇〇間	現場に於て指導監督をなす

現場係員の數、職制及鑛夫監督方法

木友	釜石	大萱生	高田	小坂
坑内主任、探炭係、機械係、測量係	技士、工手長、雇員	現場係、運搬探炭探鑛通風排水支柱、機械係	坑業係長、坑内主任、測量主任、坑内係員、火藥係員、保安係員、機械係員	探炭係員
一 番制にして交代なし	一 番方 自午前六時 至午後二時 二 番方 自午後二時 至午後十時 三 番方 自午後十時 至午前六時 右交代は五日毎に之を行ふ、當日は一番方にして二方を勤務するものと一方を休むものとありて順次交代す	一 番方 自午前六時 至午後六時 二 番方 自午後六時 至午前六時 別に一名の夜勤者を置く交代初日は二十四時勤務をなし二番方と交代し、交代終日は二十四時間二番方の休業となる	晝間作業のみなるを以て交代なし	晝間作業にして交代なし
甲乙反對の方面より一日二回以上巡回す	稼行の切羽ニヶ所ありて其の距離遠からず間斷なく巡回す	各自時間を異にし巡路に従ひて或は上部より或は下部より巡回し所屬区内全部を午前一回午後一回巡回をなす	係員の下に職頭若くは小頭一名を配置し毎日交互に各二回、午前一回、午後一回巡回せしむ	係員の下に職頭若くは小頭一名を配置し毎日交互に各二回、午前一回、午後一回巡回せしむ
約 六〇〇間	約百間内外を數回往復す	最大距離一里とす	二二〇〇間	二二〇〇尺
現場に就き指導監督をなす	鑛夫の怠働作業並保安の適否等に付監督取締をなす	石質の變化、作業の難易及火藥使用、勤務振等を監視す	巡視中鑛夫が所定の場所及作業を誤らざるや否及勤務の狀態、風紀衛生、保安の狀況を視察監督をなす	工程の検査、火藥其の他危険物の取扱、保安施設の検査其の他風紀上に關し特別の注意を喚起せしむ



現場係員の數、職制及鑛夫監督方法

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
花岡	探鑛係、鑿岩機係、測量係	晝間作業にして交代なし	午前午後の二回受持區域を巡回す	三〇〇〇尺	勸怠を督し探鑛各所支柱の良否、危険の有無、機具の故障、落磐、通風、温度等に留意し作業の進捗に付適宜の指導をなす
尾去澤	探鑛主任、探鑛係員、支柱係員、運搬係員、測量係員、沈澱係員	一番方 自午前七時 至午後三時 二番方 自午後三時 至午後十一時 但測量係沈澱係は二番方なし 一番方と二番方との交代は午後三時坑内見張に於て監督及執務其の他に關し詳細なる引継ぎをなし尙必要ある場合は現場に至り引継ぎをなすものとす 二番方より一番方への引継事項は申送帳に記入し翌朝一番方は夫々手配をなす	現場を三區に分ち各區を二乃至三區に分ち區に區長部に部長を置き毎日順路を變更し一回乃至二回巡回す	平均 五五〇〇間	出稼鑛夫差出の入坑札と本人とを照合し當割をなし就業せしめ場所並危険の有無仕事の適否を監督す
荒川	探鑛主任、探鑛係員、測量係員	一番制にして交代なし	坑内を小區域に區分し擔當現場員を定め二回以上綿密に巡回す	四四〇〇間	就業前一定場所に集合せしめ保安事項作業の詳細に涉り注意を與へ現場に於て實地を監督す

現場係員の職制及鑛夫監督方法

吉乃	阿仁	永松	高玉	松尾
探鑛係、探鑛係、測量係、捲揚排水係	探鑛區長、現場係員、機械主任、機械係員	坑部係長、(沈澱鋼探取、探鑛、開坑、保坑運搬、測量、通氣)探鑛方	探鑛係(探鑛、探鑛、掘進、運搬、保坑)測量係	探鑛係、運搬係、支柱係、通氣係
晝間作業にして交代なし	一番制にして交代なし	一番制にして交代なし	一番制にして交代なし	一番制にして交代なし
坑内を三區に分ち一日以上巡回す	一日一回以上擔當區域を巡回す	毎日巡回時刻を異にし二回以上巡回す	毎日一回乃至二回巡回す	各作業場を午前午後の二回巡回す
最長 二哩	大堅坑を中心とし 北方 三〇〇〇尺 南方 四〇〇〇尺 東方 五〇〇〇尺 西方 八〇〇〇尺	三六五三五尺	最長 三里、最短 一里	最長 二〇〇〇〇尺 最短 一五〇〇〇尺
助手、職頭、先達をして直接其の衝に當らしむ	就業前詳細なる注意を與へ且巡回の際現場に於て監督す	巡回の途次各作業場につき就業の狀態能率等に注意し隨時之れが指導監督をなす	助手をして直接監督取締を爲さしむ	各探鑛場毎に坑夫職頭を置き落磐排水發破等總て故障を起さざる様注意す 複線軌道なるを以て交叉點其の他カーブにては各點にて掛摩をなさしめ衝突追掛ケ等の事故なからしむる様注意す 坑内火災水害落磐其の他一般保安上關しては警備の爲巡回鑛夫を置き絶えず巡回せしめ巡回の際はその意旨を防ぐ爲巡回時計を持たしめ坑内各所に設けある巡回箱巡視簿に捺印せしむ



現場係員の職制及鑛夫監督方法

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
沼尻	坑内主任、坑内係、運搬係、機械係、測量係、	二交代制にして一方は午前七時より午後四時まで、二の方は午後七時より午前四時までの就業にして二の方は主として運搬のみなり	坑内主任は一日一回坑内係は一日二回運搬係は終始測量係は必要に應じ機械係は一日一回電気係は月二回以上巡回す	最長 六〇〇間	現場につき指導監督をなす

東京地方

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
高萩	坑内工手長、探炭係、修繕係、運搬係、測量係	二番制にして坑内に於て而交代を爲す	交替の際前方係員より作業の狀態保安状態に付申繼ぎを受け監督の急を要する個所より順次巡回監督す 巡回は通常二回以上なるも故障その他作業の難易に依り局部的には屢々監督するものにして書類の整理時間以外は常に受持區域を巡回す	最長 九八〇間 最短 二六〇間	坑内線込係にて發行せる就業證を持參入坑せるものを坑内事務所に於て受取り各作業個所に鑛夫を配置し巡回の都度作業及保安の教示、取締をなし終業の際は就業證に所要の記載をなし持參昇坑せしめ昇坑の際就業證は坑口にて線込係に渡すものとす 事故等の爲途中昇坑者は必ず係員に達し證明を持ち昇坑す 所屬鑛夫頭小頭等を指揮し巡回の際は勿論鑛夫出勤時より退勤時まで絶えず注意するものとす
日立	探鑛係長、同係員	晝間一方の制にして交代なし	勤務時間中自己の受持區域を適宜巡回し一日二回以上とす	二二〇〇間乃至四四〇〇間	

現場係員の職制及鑛夫監督方法

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
佐渡	坑内主任、係員	晝方 自午前七時 至午後五時 夜方 自午後五時 至午前七時 右晝方は十日夜方は五日毎に交代す	作業區域を六區とし晝夜各二回巡回す	五〇〇〇尺乃至一二〇〇〇尺	現場巡回の際指導監督をなす
葡萄	坑内主任、係員	一番方 自午前七時 至午後三時 二番方 自午後三時 至午後十一時 三番方 自午後七時 至午前七時 以上の三交代をなす	各番とも一回以上巡回す	一〇〇〇〇米	爆薬類は係員の目前に於て取扱はしめ爆薬物坑外に洩るゝ虞を防ぐ爲不時身體検査を行ふ其他業務に付ては一々指導監督をなす
久根	探鑛係、支柱係、運搬係、測量係、試錐係	原則として一交代なれども増業の場合は當該係員之を監督す	各自受持區域を一回以上巡回す	一七〇〇尺以上とす	各係員が坑内職工番割場に於て職工の番割をなしたる後職工は各自切端につき係員は巡回の際克く指導監督をなす
河津	探鑛係	一番制にして交代なし	作業場を四區とし各區とも午前午後二回巡回す	運臺寺第一區三〇〇〇米 運臺寺第二區三〇〇〇米 須崎區 五〇〇〇米 其他區 五〇〇〇米	實地に就き指導監督をなす
神岡	鑛務工手長、鑛務工手、鑛務夫頭、探鑛係、支柱係、保安係、運搬係、機械係、火藥係、測量係、	探鑛、支柱、保安の各係員にして栃洞坑勤務者は三交代茂住坑、下の本坑の勤務者は二交代にして孰れも五日毎に順次轉換す	係員一人一日二回乃至三回巡回す	最長 二〇二五〇尺 最短 九五七〇尺	現場係員は就業前各見張所に於て受持鑛夫の作業番割をなし同時に各作業の方法等を指示し作業に就かしむるを當とす而して作業は大部分出來高沸は命令を遵守す若し不熟練の者あるか或は時に監督の必要ありと認めたる場合の外常時二回乃至三回の巡回をなす



大阪地方

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
尾小屋	坑内現場係、進鑿係	當山現在に於ては一方の作業なるも特に急を要する場合は二三方を組織し交代の際作業の状況及必要事項を詳述して引継をなすものとす	区内の大小に依り相違あれども二人以上の係員存するを以て初め巡回順序を打合せ午前及午後必ず各坑場を巡視せしむ。少くも午前午後各一回の巡回をなす	最小一巡回距離四、〇〇尺内外に及ぶも作業の繁雑難易に依り普通一定せず	各鑛夫毎朝入坑に際しては必ず各自覺表を坑外見張所に提出せしめ勤否を明にせしむ。各係員は鑛夫入坑時必ず坑外見張にありてその受持鑛夫に必要なる作業上の注意指示を與へ後直ちに入坑、直接現場を巡回し作業監督事故の防止に當るものとす 各区内には坑内見張所を置き其の区内受持鑛夫の人名札を掲げ置きその人名札を明にすると同時に出入坑に際しては其の札を各自に坑外見張に持参せしめ監督の便に資し一方時間後事故等のため尙出坑せざるもの、有無等を検するに便ならしむ、係員は出坑に際し必ず人名札を検し残り居る者の有無を確かめ尙出坑せざる者ある場合は其の入坑場に至り實状を確かめ出坑するものとす

飯盛	明延	竹野	生野
進鑿係、探鑿係、運搬係	探鑿係主任、坑内係、機械係、掘進係、手掘係、支柱運搬係、隧道係	探鑿係、探鑿係、運搬係、運轉係	探鑿係、起業係、測量係
なし	規定なし	晝間のみ二交代制	一番制
探鑿及進鑿係員は受持區域坑夫に順次必要爆薬を配給する爲運搬係員は絶えず各坑道往復して鑛石搬出の圓滿を計る爲午前一回午後二回巡視す	坑内係員(南谷坑係)は別の方面より一日二回現場を巡視し實地に付適當なる注意を與ふ。午前、午後二回巡視す。手掘係員は午前、午後二回巡視す。支柱運搬係員は午前、午後各二回巡視す。選鑿係員は一日四、五回巡視す。選鑿係員は一日二、三回巡視す	交互に巡回をなし回数は一一定せず	各異りたる方面(例へば一名は上部より順次下部へ、他の一名は下部より順次上部へ)より巡回す。午前、午後各一回巡視す
約四軒突(一日の延長)		約二里	豎坑區水平距離約一、二〇〇米突 一區水平一、〇〇〇米突 垂直二〇〇米突の區間 二區水平一、二〇〇米突、垂直一六六米突の區間 三區水平一、〇〇〇米突、垂直一七〇米突 起業係區二、一〇〇米突
係員は鑛夫をして其業務に精勵せしむると共に落勢鑛車等の危険に付注意を促し且火薬取扱上間違無からしめ尙時々坑口に於て鑛夫の身體検査を行ひ火薬持出を嚴重に防止す	各係員は所屬鑛夫に毎朝其の日の仕事受持を命じ鑛夫就業したる後各現場を廻り實地に付監督す	巡回の都度行ふ	巡回の時監督取締をなす 尙保安係員は保安上の施設及監督を司るものとす



鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
桐原	探鑛主任、探鑛係、運搬係、充墳係	操業は主として一の方に於て唯下部坑道にありて翌日掘進に支障ある崩場の鑛石運搬を二の方にたさしむるに止まる故に坑内係員は交代に一名宛二の方に出勤し運搬監督及保坑の任に當り他係員は全部一の方に出勤せり	係員は不定期坑内巡視に依り各異なる坑道を通り勤務時間内に各受持現場を二回乃至三回巡視して現場状態を視察す	一、五〇〇米未満	從業鑛夫に危害を及ぼすべき各種の原因の有無を調査し鑛夫の健康状態を監督すると同時に鑛夫取締の意味に於て時々鑛夫に精神講話時に怠慢に依て來す不利を論じ勸懲貯蓄の美風を奨励し情操向上に努力するものとす
江與味	探鑛係、機械係、測量係保安係	二交代にして毎日曜日一の番二の番相交代す	火藥を携帯して各現場を巡回し其適量を交附すると共に作業上保安上の指揮監督をなすつゝ、全作業場を一巡して食事を済し更に再度作業場を巡回す	延長二、八五〇尺	受持鑛夫の性質技術等を熟知し且現場巡回の際注意すべき事項は現場に就て一々指示し事業の圓滿なる進行を図る
東山	探鑛係、機械係、測量係保安係	無し	緊要の程度に従ひ順を追ひ各作業場を巡回す 作業人員の多少安全の程度業務の難易緩急等に依り一日二回以上巡回に及ぶ	最長七、〇〇〇尺最短五、七〇〇尺	能率増進並に災害防止を旨とし所屬鑛夫を督勵す

福岡地方

別子	白瀧
坑務係長、坑務係（坑道の開鑿、鑛石の探掘運搬等）機械係長、機械係、調査係長、調査係（坑内の測量及表圖等）	各坑主任、係員
一日間を一、二、三の三回に分けて一の番者と二の番者と三の番者と三の番者と一の番者とが各々交代し轉換は坑道作業に従事する者は毎月二の目と六の目とに於ける甲乙二組を作り各組が一の番より二の番に二の番より三の番に三の番より一の番に變換し機械作業に従事する者七日は又は十日日に於て前同様に勤番を轉換するものとす	晝間勤務又は三交代とす
各坑道係員は午前に於て東部を巡回せしものは午後西部を、午前西部を巡回せしものは午後東部を巡回す 機械係員は午前上部を巡回せしものは午後下部を午前下部を巡回せしものは午後上部を巡回する 巡回は全現場を巡回するを以て回数一定せず	主任は勤務時間中一回乃至二回全受持區域を巡視し、係員の巡視は一定せず
一定せず	主任の受持區域は三、〇〇〇尺乃至六、〇〇〇尺位にして、係員の受持區域一、〇〇〇尺乃至三、〇〇〇尺位とす
各作業現場には必要に應じ役付鑛夫を配置し又探掘現場にして特に必要と認むる箇所には坑夫頭（係員）頭手を配置して夫々作業の指導監督に従事せしむ、右に加ふるに前述の如く係員は日々各作業現場を巡回し上下係員連絡を保ち鑛夫に對し作業の方法保安の維持に關する適切な注意指圖を與ふることを怠らず、	主任及係員は受持區域の巡視の都度作業現場を指揮監督し、而して鑛夫の入坑出坑は入番札の受渡に依り之が取締を爲す



鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
沖ノ山	保安係長、保安係、機械係長、機械係	一番方出勤午前六時三十分、退勤午後五時三十分、居残勤務者は午後七時三十分退出、二番方出勤午後六時三十分、退出午前七時三十分 右交代は坑内事務所にて行ひ一組を三名とし五日間毎に交代せしめ交代當日は係長連動して二番方を勤む	一番方巡回は普通係員二名一組にて午前中一回午後一回二番方に於ては一入にて二回と定む	保安係最長四〇〇間、最短、一〇〇間、平均、一四〇〇間	監督取締は巡回の際現場に就き作業保安上の指示又は注意を與へ場合に於ては作業場の變更を命じ又は命令に違反する者は過怠金を徴収す尙重大なる事項に關しては書寫部屋に呼出して指示注意をなす
東見初	探鑛主任、保安係、檢炭係、運搬係、測重係、安全燈係 機械係主任、機械係、電氣係	二番制にして現場交代をなし一週間毎に方替りをなす	受持區域全般に對し一方少くとも二回以上巡回することゝなす	保安係最長四〇〇間、最短、二〇〇間 機械係、運搬係最長一〇〇〇間、最短三〇〇間	鑛夫入坑の際各自の名札を坑口事務所に出しめ其れを名札板上に各片盤別に分類整理し昇坑の際には又各自に其名札を受取り持ち歸らしむ保鑛夫を除く外掘進及探炭は普通或る期間を通じて一定箇所(常切端)の切端にて毎日作業せしむることせり 主として巡回の都度監督取締をなす
三池	探炭係、運搬係、修繕係、通氣係、充填係、測量係、機械係、電氣係、保線係	現場見張に於て仕業引継ぎ交代す	交代後直に探炭、切羽の稼働状況及保安視察をなすこと探炭係は二回又は三回、運搬係は二回又は三回、修繕係は二回又は三回、通氣係は一回又は二回、充填係は一回又は二回、測量係は一回又は二回、機械係は一回又は二回、保線係は一回又は二回とす保線係は機械係と同じ	探炭係は約一里或は三里、運搬係は約一里或は四里、修繕係は約二里或は三里、通氣係は約二里或は三里、充填係は約二里或は三里、測量係は約二里或は三里、機械係は約一里或は二里、通氣係は約一里或は二里、保線係は約一里或は三里	巡回の際作業状態を監督す

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
海軍新原	探鑛係(探掘の監督並坑内保安)カッター係(機械監督)支柱係(坑道掘進及修繕)通氣係、測量係(測量並保安)運搬係、安全燈係(入坑者の檢身及安全燈掃除授受)機械係	一部を除く外常一番制なるを以て夜間勤務は全係員の内各坑共二名宛(坑内警戒並入坑前の瓦斯檢定をなす)輪番にて當直の任に當らしむ	係員は午前七時坑内詰所に至り當直係員の申繼を了し各受持區域内を巡回し正午十二時前後に詰所に來り諸帳簿の整理並保安及作業上の打合せを終り午後一時頃より再び各作業場の巡回をなし同四時三十分頃詰所に集合し當日の作業並に保安に關する報告をなし當直勤務者と引継交代をなすものにして巡回々数は一日二回以上とす	最長 四〇〇〇間 最短 四五〇〇間	巡回の際作業状態を監督す
糟屋	探鑛係、運搬係、通氣係	探鑛係は甲午前六時半乙方午後五時に作業事項を引継ぎ現場交代をなす 運搬係、通氣係は甲方勤務とす	探鑛係は受持區域の上部或は下部坑道より切刃面及風道等を巡視し發破作業其他保安に關する注意をなすこと一日約二回 運搬係は本線及主要運搬坑道を巡回すること一日一回 通氣係は通氣上重要な箇所を巡回すること一日一回	探鑛係 平均約七〇〇間 運搬係 平均約一、〇〇〇間 通氣係 平均約一、〇〇〇間	巡回の際親しく作業上の注意をなし又は指圖監督をなす
龜山	坑内主任、運搬係、測量係、安全燈係、探鑛係	午前六時午後六時坑内事務所に於て面交代す	第一回は午前九時より十二時迄に上部より第二回は午後一時半より四時半迄に下部より巡視す	新坑三尺 約七〇〇間 新坑五尺 約九〇〇間 本坑三尺 約一、一〇〇間 本坑五尺 約六〇〇間 三尺坑 約一、二〇〇間	現場につき監督取締をなす



現場係員の職制及鐵夫監督方法

鐵山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鐵夫監督取締方法
大谷	主任、現場係(保安、探炭、支柱)、運搬係、測量係、安全燈係、火藥係、通氣係	一番方午前七時二番方午後五時何れも坑内詰所に於て交代す	普通坑内詰所に近き役ヶ所より探炭切羽を巡視し一番方二回の巡回をなす	第一坑 一區一〇七〇間 二區一八四〇間 第三坑 一區一〇〇〇間 二區一八〇〇間 新二坑 一區一〇〇〇間 早見坑 一區一〇〇〇間	巡回の都度監督取締をなす
大辻		一番方は午前七時出勤し直ちに入坑自己の擔當場所に至り二番方より引繼を受け勤務に就く、二番方は午後五時三十分出勤直ちに入坑一番方より引繼を受け勤務に就く	交代後直に現場を巡回し保安作業方法、作業実績の良否に付指押監督を爲し傍ら必要ある箇所には發破を行ひ發破施行後は更に危害の有無を調査し適宜の指揮を與ふ斯の如く一番方勤務中少くとも三回又は四、五回繰返すものとす	最長 五六〇間 最短 五〇〇間	毎日坑内詰所に於て作業着手前特に保安上心得べき事項並作業の方法を口授し置き巡回の都度之が勵行に付監督を爲す
岩崎	坑内主任、坑内係長、坑内係、測量係	毎日午前七時及午後五時の二交代を坑内詰所に於て行ふ	坑内主任及坑内係長は一日一回坑内係は一方二回の巡回をなす	坑内主任平均一〇〇〇間 坑内係長平均七〇〇間 坑内係平均五五〇間	鐵夫の勤怠を整理し作業上に付ては實地に當り指揮命令をなす
大之浦	事務係、保安係、發破係、運搬係、充填係、機械係	事務係、發破係、保安係、運搬係は晝夜二交代とし充填係、機械係は常一番とす	事務係は鐵夫入坑前一時以內に作業場を巡視し鐵夫入坑後切羽の有無を調査し二回以上各切羽を巡回すること四回以上及び、探炭能率の増進、災害防止、發破作業實施の爲現場付切羽とす 保安係は鐵夫入坑前一時以內に一回鐵夫入坑後運搬係は數回巡回す 充填係は危險の有無、排	事務係 九〇〇間 發破係 一五〇間 保安係 九〇〇間 其他各係とも數百間に及ぶ	常に鐵夫の勤怠を監督し實地に就き指導取締をなす

明治	古河目尾	新入	
探炭係長、同補助、探炭係、運搬係、測量係	探炭係、保安係、運搬係、通氣係、機械係	事業方、現場係、運搬係、大工係、安全燈係、火藥係、測量係、工作主任、機械係、電氣係、警備係	
探炭係長及同補助、運搬係、測量係、以上は常一番なり 探炭係は二番制にして隔廻番方交代をなし日々の交代は坑内詰所に於て面接交代とし口頭引繼をなす	常一番と晝夜交代勤務者とあり 晝夜交代者は公休日に晝夜の轉換をなす	事業方は概ね坑外事務所に於て交代す 其他は坑内書寫部屋又は現場に於て面交代す	水坑道の状況に付數回巡回す 機械係は各機械の運轉狀況、故障の有無を細部に涉り検査し機械運轉の圓滑を計る爲數回巡回す
探炭係長、同補助は隨時に巡回し回数に於ても制限なし 探炭係は各擔當区域内を順路を定めて巡視す緊急を要する場合は之を先にし一回或は二回以上とす 運搬係は坑内運搬の監督警備のため必要に應じて巡回す 測量係は測量、通氣観測、踏間調査の爲巡回すること數回に及ぶ	各自受持區域を一方二回以上便宜の方面より巡回をなす	現場巡回は作業の緩急に應じ巡回し必ず一定の方向又は時刻を定めざれども受持箇所は一回以上五回まで巡回す	
探炭係 最長二五〇〇間 最短一〇〇〇間 運搬係 最長一〇〇〇間 最短五〇〇間 其他は不定	探炭係六〇〇間、三〇〇間、五〇〇間 保安係一、五〇〇間、六五〇間、一、二〇〇間 運搬係八〇〇間、三〇〇間、七〇〇間 通氣係二、五〇〇間、八〇〇間、一、五〇〇間 機械係一、〇〇〇間、一五〇〇間、七〇〇間	最長 三二〇〇間 最短 一二〇〇間	出來得る限り作業場に至り指導取締をなし又作業上及保安上に關し注意を與ふ
實地に就き監督取締をなす	巡回の際作業の方法、保安事項及工程の進捗等の監督取締をなす		



鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
二瀬	探炭係、充填係、運搬係、通氣車道係、火藥係、測量係、緑込係、安全燈係	探炭係、充填係、運搬係、火藥係、安全燈係は二交代にて甲午前六時乙午後六時坑内詰所にて引継を受け交代す其他は交代なし 運搬係は坑外詰所にて交代す	探炭係は向方の引継を受けた後火藥係より火藥の配布を受け午前午後各一回巡回し四時より終業廻をなし坑夫昇坑後作業場の點檢、向方坑夫の有付を爲す充填係は監督の爲探炭係と同様巡回す 運搬係は各曲片の有付人	探炭係、充填係は 五八〇間 運搬係は 七〇〇間 通氣車道係は 二〇〇間 緑込係は 一五〇〇間	巡回の際直接指押監督をなすの外事業方の巡回により尙一層の監督をなす而して重要な個所には係員見習若くは鑛夫頭等を置き監督補佐の任に當らしむ
	事業方、通氣方、坑管方、探炭方、火藥方、運搬方、測量方、機械方、電氣方	甲方は午前五時(又は六時)前乙方は午後五時(又は六時)前各坑内現場員詰所に於て面交代し毎休暇日を以て甲乙の轉換をなす	事業方は向方に於ける諸段の状況を聴取したる後當日の入坑々夫の作業、運搬、保安其他の狀態を巡視し正午詰所に於て其の狀況報告をなし午後再巡視をなす 通氣及坑管方向方の申繼を受け各擔任に關する危険個所等を二回に亘り巡回處理す 探炭方向方の申繼を受け瓦斯、炭塵等の有無を檢査し鑛夫の有付を終りたる後各切端の巡回發破をなし正午詰所に來り狀況を報告し午後は又受持個所の終結巡回をなす 機械方及電氣方は諸機械の運轉個所及諸裝置等を常時巡回すると共に修理個所を巡視處理す	最長 二一〇〇間 最短 一五〇〇間	保安に注意せしむると同時に作業の進捗に付督勵す

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
飯塚	探炭係、仕操係、發破係、通氣係、運搬係	探炭係、發破係は晝夜二交代にして午前六時、午後五時に現場又は坑内見張所に於て申繼の上面交代をなす、仕操係は常一審と交代とありて二交代制のものは探炭係と同じ運搬係は午前午後共六時に交代し其他は交代なし	探炭係は保上不備の點なきや否やを調査し作業方法の指示又は注意をなし稼働人員を點檢し課程を豫定する爲巡回すること二回特別個所は五回に及ぶ或は支柱其他の狀態に順應し臨機巡回することあり 仕操係は坑道の良否作業の適否及課程の豫定を監督の爲通氣係は通氣及瓦斯檢定の爲巡回すること二回以上とす 發破係、運搬係は巡回々數一定せず	最長 二〇〇〇間 最短 四〇〇〇間	作業上の怠慢又は違反行為なきことを努む
三井山野	開坑係長、開坑係、事業係、測量係、通氣瓦斯觀測係、運搬係、火藥係、機械係長、機械係、電氣係	事業係、機械係、電氣係は二交代制にして火藥係は七日毎に事業係以下は十日毎に番方を轉換すると雖も其他は常一審制なり	開坑係長、機械係長、測量係、運搬係は必要に應じ巡回をなし開坑係は坑内を順次に事業係、其他は擔當區域全部を一日一回以上巡回す	事業係最長 四二〇〇間 最短 一八〇〇間 機械係、電氣係 最長 二五〇〇間 最短 一三〇〇間 其他は不定なり	鑛夫の入坑及作業上の意旨を監督し能率の増進を計る
住友忠隈	開坑係長、開坑係、事業係、測量係、通氣瓦斯觀測係、運搬係、火藥係、機械係長、機械係、電氣係	事業係、機械係、電氣係は二交代制にして火藥係は七日毎に事業係以下は十日毎に番方を轉換すると雖も其他は常一審制なり	開坑係長、機械係長、測量係、運搬係は必要に應じ巡回をなし開坑係は坑内を順次に事業係、其他は擔當區域全部を一日一回以上巡回す	事業係最長 四二〇〇間 最短 一八〇〇間 機械係、電氣係 最長 二五〇〇間 最短 一三〇〇間 其他は不定なり	鑛夫の入坑及作業上の意旨を監督し能率の増進を計る



鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
豆吉綱 田隈分	探炭係、(探炭、運搬、發破、通氣)、修繕係、(修繕、運搬、發破、通氣)	午前六時午後六時の二交代にして一週間に番方の交代をなす	前番方より業務上の引継を受け受持區域を順路に從ひ巡回し鑛夫に保安上の注意を與へ其の間發破を要する箇所には發破を行ひ坑内詰所に歸り事業を處理し再び巡回をなす各番共二回以上とす	探炭係 最長一五〇〇間 最短五〇〇間 修繕係 最長四〇〇〇間 最短二五〇〇間	坑夫が作業箇所に至る前坑内詰所に立寄らしめ必要の注意並に實行を督促し且つ違法作業は之を禁止し以て監督取締を爲す
芳 雄	探炭係、(探炭、發破)支柱係、(支柱、發破、運搬、通氣)通氣係	午前六時午後六時の二交代にして一週間に番方の交代をなす	前番方係より事務の引継を受け受持區域を順路に從ひ巡回し鑛夫へ保安上の注意を與へ其の間發破を要する場所には發破を行ひ坑内詰所に歸り事務を處理し再び巡回に移る各番方共二回以上とす	探炭係 最長一五〇〇間 最短五〇〇間 支柱係 最長四〇〇〇間 最短二五〇〇間	入坑の際坑内詰所に立寄らしめて必要の事項を云ひ聞かせ次に巡回の際實際に就て保安上、作業上所要の注意並に實行に要する事項を實行せしめ又違法作業は之を禁ず
三井田川	坑内擔當、探炭係、發破係、修繕係、車道係、通氣係、運搬係、測量係、機械係、カッター係、充墳係、人車係	坑内擔當、通氣係、運搬係、機械係、人車係は二交代探炭係、發破係、修繕係、車道係は三交代測量係、カッター係、充墳係は交代なし	前方係の申繼により當日最も注意すべき箇所を判り作業上危険の有無を檢査し鑛夫の配置をなす、順次斯くの如くにして受持區域を一巡し全部配置を終りたる後特に保安上重要な箇所を巡回監督をなす、最後に次方繰込準備、終業調査の爲め再び全區域を巡回するものとし坑内擔當は作業場の	坑内擔當 二、七八九間 探炭係 一、五九五間 發破係 二、二一〇間 修繕係 二、三四四間 車道係 二、七六〇間 通氣係 四、一三六間 運搬係 三、六八九間 測量係 二、四三七間 機械係 三、六四一〇間 カッター係 二、二四五〇間 充墳係 三、二五〇〇間 人車係 三、〇〇〇間	入坑の取締、作業上危険豫防を監督す

鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
大峯一坑	坑務主任、坑務係主席、仕操係、探炭係、(探炭、支柱)運搬係、木工係、安全燈係、測量係(測量、瓦斯檢定、通氣觀測)	坑務主任、仕操係、探炭係、運搬係等は晝夜交代にして其他は常一番なり	坑務主任は隨時坑務係主席は一回以上仕操係、探炭係は二回以上運搬係、木工係は數回の巡回をなす	仕操係二〇〇〇間乃至三〇〇〇間 探炭係五〇〇間乃至六〇〇間 運搬係 二六〇〇間 木工係 約一五〇〇間 其他は不定	實地に於て周到なる監督取締をなす
相知、芳谷	現場係(探炭、保安、發破)運搬係(運搬、保安、通氣)探炭機械係、測量係(測量、通氣測定、瓦斯檢定)機械運轉係、電氣坑内係工作係(工作機械、電氣)	電氣坑内係は常一番にして其の他は晝夜二交代なり	運搬係は數回、現場係は二回以上其他は一回以上巡回す	現場係 最長五〇〇〇間 運搬係 最長一〇〇〇〇間 機械運轉係、電氣坑内係 最長二〇〇〇〇間	現場に於て作業上の能率其他につき監督取締をなす
岩屋	坑内係主任、坑内部主任、探炭係(探炭、保安、發破)坑内運搬主任、運搬係、測量主任、測量係、工作主任、機械係(機械、電氣)保安係	各主任及測量係は常一番にして其の他は晝夜交代制なり	探炭係は二回保安係は一回運搬係は數回機械係は常時測量係は必要に應じ巡回し其の他は一定せず	探炭係 最長二〇〇〇間 最短一〇〇〇〇間 支柱係 最長二〇〇〇〇間 保安係 最長一五〇〇〇間 最短三五〇〇〇間 機械係 三〇〇〇間内外 其他は一定せず	操業票により勸怠を取締り其他は實地につき監督取締をなす







鑛山名	坑内係員職別	交代方法	巡回方法及回数	巡回すべき距離	受持鑛夫監督取締方法
鹿町	坑主任事業係、(通氣、坑督、探炭、運搬) 測量係主任、測量係、警備係、機械係、電氣係	甲方は午前六時前、乙方は午後六時前各坑内現場員詰所に於て面交代し毎休暇日を以て晝夜を轉換す	事業係は向方に於ける諸般の状況を聴取したる後入坑々夫の作業、運搬、保安其他の状況を巡視し詰所に於て各現場係員の状況報告を受け更に再巡視をなす 通氣方、坑督方は向方の申繼を受け各擔任に關する危険箇所等を二回に亘り巡回處理す 探炭方は向方の申繼を受け瓦斯炭塵等の有無を檢査し鑛夫の有付を終りたる後各切場の巡回發破をなし詰所に來り状況を報告したる後又受持個所の終結巡回をなす 機械及電氣係は諸機械の運轉箇所及諸裝置等を常時巡回すると共に修理箇所を巡視處理す 運搬方は一定せず	平均 一四〇〇間内外	巡回の際直接の指揮監督をなす外事業係の巡回に依り尙一層の監督をなすこと、せり
鯛生	探探主任、探探係、測量係、發破係、機械主任、機械係	探探係は一日三交代制にして毎週水曜日に交代す	常時は二回其他必要に應じて數回巡回す	第一豎坑 上下 三六七間 第二豎坑 東西 三三四間	現場に就き監督取締をなす 巡視の際技術的指導は勿論、衛生、風紀、保安、火藥類の取締を行ふ
槇峯	探鑛主任、探鑛係、鑿岩機係、支柱係、運搬係、ボーリング係、測量係	晝夜二交代にして一週間毎に番方を轉換す	三回以上巡回す	約三三〇間	

三井申木野	探鑛主任、探鑛係、運搬係、測量係、機械係	探鑛主任、運搬係、測量係、機械係は常一審探鑛係は坑内見張所に於て前方の者と面交代を爲し關係事項の引繼を行ふ而して晝夜の轉換は五日目毎に行はる	探鑛主任は一日一回乃至二回巡回す 運搬係は主要運搬坑道を一日二回巡回す 機械係は捲揚機、ポンプ、其他機械設置箇所を一日三回巡回す 探鑛係は毎方鑛夫繰込前後各坑道並に切羽の巡視をなし就業中は現場にありて巡回す、一日二回乃至三回巡回す	運搬係は 三〇、〇〇〇尺 機械係は 五、〇〇〇尺 其他は一定せず	作業能率向上の方法を講じ一面怠惰又は法律違背等なき様充分監督をなす
山ヶ野	係長、探鑛係、支柱係、發破係、運搬係	一審制と二審制を併用し交代は坑内監督詰所に於て之を行ふ	三區に必ず二回以上巡回す	一六七間餘	實地につき監督取締をなす

(ハ) 特殊現場係員の受持鑛夫數及現場個所數

茲に特殊現場係員と稱するは日常専ら現場作業に従事する探鑛、運搬、保坑修繕、通氣保安、發破、選鑛及選炭、機械及電氣、土木及工作、製鍊、掘鑿、採油、警備、製油、坑外運搬各職員とす、而して是等職員の受持鑛夫數及現場個所數に付調査せる二百四十二鑛山中、比較的資料完備せる百九十鑛山に於ける平均一人當りの數字を更に適宜取捨して鑛種別に集計すれば左表の如し。







三、石油山

合	數夫鑛持受均平當人一					合	數夫鑛持受均平當人一					鑛夫及現場數	職
	全	二五ヶ所以上	二〇ヶ所以上	一五ヶ所以上	一〇ヶ所以上		五ヶ所以上	五ヶ所以上	四ヶ所以上	三ヶ所以上	二ヶ所以上		
計	九〇	五二				三八	九〇	二一	二七	四三	四四	四五	四五
	三四	二七				三三	三四	三		一五	七四	四四	四四
	三八	二〇				一八	三八		三	二	二	二〇	二〇
	二〇	二〇					二〇	二二	一		八七		
	六	六					六						六
	四六	三五				二	四六	三四		五四	〇〇	〇〇	〇〇
	二	二					二			四			二四

四、其他非金屬山

合	數場現持受均平當人一					合	數夫鑛持受均平當人一					鑛夫及現場數	職		
	全	二五ヶ所以上	二〇ヶ所以上	一五ヶ所以上	一〇ヶ所以上		五ヶ所以上	五ヶ所以上	四ヶ所以上	三ヶ所以上	二ヶ所以上			一ヶ所以上	一ヶ所以上
計	二二	九	四	三	三	一	二二	五	二	七	一	三	二	一	二
	九	五				二	九	二	一	二	二	二			
	一六	一四				二	一六	一		三	六	四	二		
	一五	一四				一	一五			二	五	一	三	四	
	六	六					六								















現場係員の職制及鑛夫監督方法

工作職員	氣電及機械			油製及鍊製			搬運及鑛選			鑛									
	其他の職員	電氣職員	機械職員	其他の職員	分析職員	製鍊職員	坑外運搬職員	檢炭監量職員	選鑛職員	其他の職員	測量職員	探油職員	掘鑿職員	安全燈職員	通氣職員	發破職員	保安修繕職員	保安職員	
三六九		四五三	八〇七	七	八〇	二二二	四二三	三九五	五五〇	一六二	四三二	一三	三三	二六九	九八	一九一	三一	一四五	
二二一	三	九一	二四三	五	一五	一六〇	一三三	六七	一九八	四九	一六一	一九	六六	二二七	二五	八九	九一	一八	
四		一六																	
		一四				一	九	九	八	八三	一三四			一一	九二	一七二	三三〇	九三	
八〇		二二六	六〇九			二八	一六	五二		二	五	三二				七	一一	二五	
																三三	一一		
										二				三三二					
八四		二二八	六二九			二九	二五	六〇	八七	一三四	五	三一	三三二	九二	二〇一	三三二	一一九		
一		二	三五				三	三	一九	三六			二五	六三	一六八	二三四	三七		

七一

探運搬職員	坑内主任	所長	係別職名	職員數	助手數上	鑛警又は石爆による係員數							
						管技理者	術者	保安係員	機械係員	發破係員	安全燈係員		
四〇四	三三三	三三三		二二三		一五九	八	二八四	二八	一一	二	一七九	四
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五
	三三三	三三三		三三三		三三三	二八四	二八四	二八	一一	二	三三三	二二五

五、通

計

計	搬運外坑		工及木土		機械及電氣		鍊製及	
	索道職員	運搬職員	土木職員	工作職員	電氣職員	機械職員	其他の職員	鍊製職員
二二〇	七	一〇		九	七	二五		一六
一〇九	三	二	三	五	六	六		一三
二								
三八						二		
二五				一		一八		
六五						二〇		

現場係員の職制及鑛夫監督方法

七〇



合 計	及 士 木 職 員		其 他 の 職 員	
	九三	二七	一〇	三
九五五九	二、四六三	二〇二	四七四二	一、一四七
				一四一
			三二五	六、五五七
				三、一六三

## 二、現場係員の資格

### (イ) 現場係員の學歷及勤務年限

二百四十二鑛山よりの資料により鑛種別に集計せる現場係員學歷及勤務年限に關する統計は卷末に掲ぐる附表の如し但し該表に示す職員數中には係員の他一部の助手を含む

### (ロ) 現場係員の採用標準又は任用前必要とする實務期間

各鑛山に於ける現場係員の採用標準又は任用前必要とする實務期間は左の如し

#### 札 幌 地 方

夕張炭礦外北海道炭礦汽船株式會社所屬九炭礦

中等學校専門學校大學出身者は一ケ年間實務を練習せしむ

高等小學校卒業及其他のものは三ケ年以上係員助手とし實務を見習はしむ

#### 三菱美唄炭礦

イ、尋常小學及高等小學卒業者

採炭夫となり滿三ケ年以上勤務し年齢滿二十歳乃至三十五歳なる優良鑛夫に尋常小學四年終了程度の國語算術及常識試験を施行し發破係助手に採用し優良現場員に附屬せしめて實務を養成する傍ら一ケ年間は當所補習學校高等小學卒業者の補習校に於て倫理學及採炭學を毎週一回習學せしむ採炭現場以外の係員は夫々の職別に三ケ年以上業歴ある優秀者より選定す

ロ、中學卒業者

實務見習期間を六ヶ月とし此間現場指導者を定めて養成し其習熟程度的良好なる者を助手に採用し一ケ年間は當所補習學校に於て採炭學を毎週一回習學せしむ

ハ、工業學校卒業者

實務見習期間を六ヶ月とし此間相當なる現場指導者を定めて養成し實習報告を徴す

ニ、専門學校及大學卒業者

實務見習期間を一ケ年とする外前項と同じ

#### 三井砂川炭礦

年齢二十歳以上とし左記標準に依る

イ、帝國大學又は實業専門學校に於て擔任の技術に關する學科を修め之を卒業したる者は約一



ケ年間熟練せしむ

ロ、工業學校實業補習學校等の卒業者は一ケ年以上實務に従事せしむ

ハ、中學校を卒業したる者は二ケ年以上擔任の作業に従事せしむ

ニ、前各號に該當せざるものは作業の種類に依り左記期間擔任の實務に従事せしむ

1 發破係

鑛夫三年以上勤続したる者助手見習として一ケ年以上實務に従事せしむ

2 保安係、安全燈係、機械係

鑛夫三年以上勤続したる者を助手見習として三ケ年以上實務に従事せしむ

茂尻炭礦

中等學校以上の卒業者は一ケ年間見習とし、其以下にありては實務三ケ年以上にして從來の經歷及人物を考査す

奔別炭礦

中等程度工業學校卒業者を見習員、専門學校以上卒業者を普通社員とし、別段の學歷なき者に對しては實務五ケ年以上とす

雄別炭礦

専門學校以上専門の學科を修め之を卒業したる者は六ケ月間實務を見習はしむ

轟鑛山及國富鑛山

實務期間を普通六ケ月乃至一年とす

幌別硫黃山

専門學校以上卒業者は六ケ月以上、中學校卒業者は二ケ年以上、小學校卒業者は五ケ年以上實務に従事せしむ

仙 臺 地 方

内郷炭礦

専門の學校を卒業したる者及實地經驗ある者とし、任用前の實務期は一定せず

入山炭礦

學歷は最低高等小學卒業程度とし、任用前少くとも一年間の實務期間を要す、但し専門技術の學校出身者は此の限りにあらず

湯本炭礦

専門學校卒業又は鑛山の實務に經驗ある者、専門學校以外の者は實務期間一ケ年以上とす

好間炭礦

任用前必要とする實務期間は出身の如何に不拘約六ケ月とす



小田第二炭礦

高等小學校卒業以上にして實地に三年以上經驗を有する者とす

木友鑛山

高等小學校卒業程度以上の學力を有する者にして實務期間は六ヶ月以内とす

釜石鑛山

中等程度以上の學力ある者及實地經驗ある者より採用し實務期間は一せず

土畑鑛山

鑛業に對する智識ある者を主とし實務期間は約半ヶ年以上とす

大萱生鑛山

中等學校卒業以上の者及高等小學卒業以上にして前途見込ある者より當初二ヶ年位見習生として養成す

花岡鑛山

乙種工業學校卒業者は五年以上、専門學校卒業者は二年實務に就かしめたる後、大學卒業者は直に詮衡す

尾去澤鑛山

實業専門學校卒業者又は相當經驗ある者其任用前實務に就きたる事なき者に對しては半ヶ年乃

至一ヶ年間の實習をなさしむ

荒川鑛山、綱取鑛山、翁澤鑛山

工手學校卒業以上にして實務期間半ヶ年乃至一ヶ年とす

吉乃鑛山

専門學校卒業程度以上のものは直に、工手學校及秋田鑛山専門學校鑛手養成所出身者は二ヶ年以上實務を練習せしむ其の他學歷及技倆により助手職頭先達級より選抜す

永松鑛山

普通工手學校卒業程度とし又學識人格技倆共に鑛夫の指導監督に適切なるものにして三年以上實務に經驗ある者とす

黒川鑛山、外日本石油株式會社所屬三鑛山

中等學校並専門學校程度以上の者は數年間實地經驗を積みたる上係員に採用し又鑛夫中より數年に亘り充分經驗あり且つ技術優秀なる者を選抜す

大日本小國鑛山

初心者の場合は大略三ヶ年以上實務練習せしむ

東京地方



野口炭礦

任用前三ヶ年間の實務に従事せしむ

高針炭礦

實務に熟達し鑛夫を指揮監督するの技能を有する者を選抜し實務年限は鑛夫にありては十ヶ年以上相當學歷ある者に在りては三ヶ年以上とせり

日立鑛山

甲種工業學校(工手學校)程度の者を含む卒業程度以上の者若しくは實務三年以上にして技能特に優秀なる者

足尾鑛山

現場係員として須要なる學科を卒業せる學校出身者は其の程度に應じ先づ實地見習生又は見習員として採用し五ヶ月以上の實務見習期間を置く、場合に依りては先づ鑛職夫の待遇の下に二、三ヶ年の實習を爲さしむることもあり、又相當程度の學校出身者以外のものによりては數年乃至十數年間實地の經驗を積み技術優秀素行善良なる者の中より拔擢す

佐渡鑛山

専門學校卒業者は一先見習として六ヶ月乃至一ヶ年訓育指導して實務を見習はせ適當と認める者

専門學校卒業者に非ざる實務經驗者を拔擢する場合は平素の人物成績より見て係員として恥かしからざる者

葡萄鑛山

相當専門に關する學歷を有する者を任命し職頭級の者にありては當山に永く勤續せる模範鑛夫中より拔擢す

久根鑛山

學校出身者専門技術修得者中より、又其の他の者は長期間實地に經驗を有するもの、内より、成績優良、意志強固、身體強壯、素行善良なる者を採用する方針を採れり尙見習實務期間は前者は最低六ヶ月後者は二三年間助手として係員の實務を見習はしむ

土肥鑛山

工手學校卒業程度以上の者にして實務年限三ヶ年以上に及び素行優良なる者

鑛夫中より採用する場合は三年以上當鑛山に稼業し技能優良にして高等小學卒業程度の者

神岡鑛山

専攻學科目並修業年限又は實務に對する熟練程度等を參酌し詮衡す

西山鑛山外日本石油株式會社所屬六鑛山二製油所

鑛夫中の永年勤續して成績の拔群の者及甲種實業學校の卒業生又は乙種實業學校、中學校卒業生



にして成績優秀の者甲種實業學校、乙種實業學校、中學校卒業者は一ケ年間雇員見習として實務に就かしむ

大 阪 地 方

尾小屋鑛山

五ケ年以上其業務に従事し技倆優秀なる者

土倉鑛山

専門學を修めたる者又は普通學を修め實務に十ケ年以上従事して業務に忠實精勵なる者

飯盛鑛山

中等程度以上學校出身者に対しては三ヶ月乃至六ヶ月の實習を課す

岩美鑛山

甲種程度各種學校卒業並に中學校卒業者は見習生として二三年間實務其他を見習はしめる後雇

員たらしむること四五年

吉岡鑛山

高等小學卒業程度の者は一ケ年中等卒業程度の者は六ヶ月間實務に従事せしむ

本山鑛山

- イ、中等學校卒業又は同程度以上の資格者にして三年以上實地に就き經驗ある者
- ロ、高等小學校卒業又は同程度以上の資格者にして三年以上實地に就き經驗ある者

別子鑛山

普通中等程度以上の學校卒業者

實務期間は一定せず

佐々連鑛山

任用前二年乃至三年の實務に従事せしめ適當と認めたる者

福 岡 地 方

沖之山炭鑛

本人の性行、履歷等を調査し現場員として適當なる確認を得たる時、専門の學を修得せざる者又は専門の實務に經驗少き者は就職に當り専門に近き平易なる職を與へ概ね二三年間其の成績及性行を看たる後現場助手として採用す

沖見初炭坑

學歴經歷を考查し身元確實なる者

實務期間は三ヶ月乃至四ヶ月とす



海軍新原炭礦

鑛夫中學術若くは技倆適當と認むる者を候補者とし高等小學卒業程度讀方、綴方、算術及雜問(職務上必要なる事項)の試験をなし適當と認むる者より採用す

龜山炭礦

小學校卒業程度以上の者にして品行方正實務五ヶ年以上の經歷を有する者を三ヶ月乃至六ヶ月試用後採否を決定す

大谷炭礦

専門學校卒業業者又は技術員たりし經歷を有する者にして試用一ヶ月間に於ける成績を考査す

中鶴第二坑

前任地ある者は一ヶ月以上の試用を経て中等卒業程度の實業學校出身者は法規による實務期間を経て採用す、鑛夫よりは品行方正にして相當技能を有し其成績良好にして永年勤続衆人の模範となるべき者を拔擢採用することあり

海老津炭鑛

實務經驗三ヶ年以上ある者

大隈炭坑

高等小學校卒業以上の學歷ある者にして三年以上實務經驗ある者

高尾炭礦

三ヶ月以上助手とし其成績技倆に依る

目尾炭鑛

學校出身者又は助手中の優秀なる者、助手は實地經驗ある者を六ヶ月以上助手見習として試用す

明治炭礦

主として中等學校及工業學校卒業程度の者は助手とし、専門學校及大學卒業業者は係員とし、實務期間としては學校卒業業者以外は各自の教育の程度に應じ適當の期間を定め技術に關する實務練習をなさしむ

木屋瀬炭礦

前任地に於ける勤務成績、素行等優秀なる者を第一とし、實務期間は職別にて一定せざるも少くも

三年以上を必要とす

二瀬炭礦、稻築炭礦、鹿町炭礦

年齢二十年以上にして思想健全、實當所々定の體格検査に合格したる者

新入炭礦、鯨田炭坑、上山田炭坑、方城炭坑

高等小學校卒業程度にして可成實地經驗三年以上を有する者

實務期間は經驗を有する者一ヶ年以上、無經驗の者三年以上とす



三井山野炭礦

工業學校以上の卒業者は三ヶ月間坑内外の見習に従事せしむ  
學校卒業者以外才幹ある者は之を養成し技術才幹若くは其經驗十分なる者の實務期間は少くも  
五ヶ年以上と内定し居るも特種學校出身者以外は多くは十年以上の經驗者中より拔擢す  
網分炭礦、芳雄炭礦、吉隈炭礦、豆田炭礦

工業學校實業補習學校以上の各種學校に於て擔任の技術に關する學科を修めたる者は三ヶ月乃  
至一ヶ年半、高等小學校を卒業したる者は二年乃至三年以上實務見習をなさしむ  
漆生炭礦

尋常小學校卒業程度以上の學力を有する者は一ヶ月乃至六ヶ月間試雇したる後

古河下山田炭礦

専門科程を修得せる學校卒業者及見習員は實務期間三ヶ年以上とす

平山炭礦

一ヶ月試用として實務をなさしむ

中山田炭礦

適當と認めたる者にして實務に相當の經驗を有する者

大浦炭礦

人物、學歷、經驗、其の他を詮衡し適任者と認むる者

鎮西炭礦

初任者に對しては見習として係員巡廻に際し實務に付き養成す

三井田川炭礦

一、採用標準

1 學校出身者(大學校、專門學校、工業學校卒業者)

2 實地經驗者

イ、當所夜學會出身者

ロ、中學三、四年以上の學力を有する者

ハ、陸海軍下士以上並に下士適任證を有する者

ニ、高等小學校卒業以上の學力を有する者

ホ、尋常三、四年程度の學力を有する者にして右採用に對しては學力試験を施す

二、任用前必要とする實務期間

1 高等小學校卒業以上の學力を有する者は實地經驗一年以上但し法規上の係員は擔任作業の  
經驗三年以上

2 尋常三、四年程度の學力を有する者は實地經驗四ヶ年以上



豊國炭礦

- イ、大學、實業專門學校、工業學校の卒業者は實務期間六ヶ月間
- ロ、前途有望なる従業者中より拔擢したる者は筑豊鑛山學校別科に入學若しくは必要なる現場教育を施した後實務期間一ヶ年間

赤池炭礦

- ハ、他鑛山に於て現場係員を勤めたる事ありて資格充分なりと認めたる者は實務期間六ヶ月間
- 専門學歴を有する者は別として一般の場合によりては其履歴、人物體格等を調査し一ヶ月以上試用したる後

大峯炭礦、峯地炭鑛、大峯一坑、大峯二坑

- 高等小學校卒業以上の學歴を有し實務に従事すること三年以上の者は口頭試験を試む尙前任地ある者は成績素行等を調査し相當試用期間を定め或は助手とし學術技倆を試験す

島廻炭坑

- 高等小學校卒業程度以上にして實務に二ヶ年以上經驗を有する者は三ヶ年間試用したる後

大燒層第一號坑

- 前任地ある者は其成績素行を調査し相當試用したる後

起行小松炭礦

- 専門實業學校を卒業したる者、又は數年間當該作業に従事したる者にして人物試験及試問に於て

適當と認むる者は一ヶ月乃至二三ヶ月試備す

宮尾炭礦

- 小學校卒業以上の學力を有し、相當經驗を有し適當と認むる者

相知芳谷炭礦

- 身體検査に合格し左の資格を有する者

- イ、工業學校徒弟學校實業補習學校又は實業學校に類する各種學校に於て一ヶ年以上擔任の技術に關する學科を修め之を卒業し一ヶ年以上其の實務に従事したる者
- ロ、中學校を卒業し二ヶ年以上擔任の作業に従事したる者
- ハ、尋常小學校を卒業し三ヶ年以上擔任の作業に従事したる者
- ニ、前各項の一と同等以上の學力經驗を有する者

岩屋炭礦

- イ、年齢滿二十歳以上たること

但し甲種實業學校を卒業したる者は此限りにあらず

- ロ、經歷なき者は三年間實務に従事せしむ

杵島三坑

- 履歴の概要に依り相當と認めたる者

高嶋炭礦



鑛夫中技術優秀、體質強健なる者又は相當期間實務に經驗ある者

松島炭礦

中等學校卒業程度以上の者或は高等卒業程度以上の者にして三年以上實務に經驗ある者

崎戸炭礦

専門學校及工業學校卒業以外の者は尋常高等小學校卒業以上にして可成三ヶ年以上の實務に従事したる者又は鑛夫にして技術、人物優秀なるものを抜擢す

住友大瀨炭礦

身體強壯思想堅實操行普通以上なる者

大君炭山

實地經驗ある者を選出し二ヶ月間試用の上合格せる者

佐賀關鑛山

本人履歷書に基き相當詮衡

槇峯鑛山

人物優良にして専門の教科を終了したる者又は優秀の技能を有する者

山ヶ野金山

鑛山學校出身又は鑛業に必要なる智識經驗ある者

下久志鑛山

五年以上の實務經驗を有し平素勤勉能く衆を指導するに適する者

但特種技術者は學歷を斟酌す

ラサ島鑛山

身體強壯にして飲酒をなさず實務の經歷を有する者

### 三、現場係員の養成及其の機關

係員の養成に關し鑛山が單獨又は共同にて施設せる學校養成所、夜學講習等に關する規定並生徒數卒業生數其の他の狀況左の如し

#### 札幌地方

夕張炭礦外北海道炭礦汽船株式會社所屬九炭礦

大正九年四月夕張町鹿の谷に私立夕張工業學校を設立し現在は採鑛科のみにして甲種實業程度なり修業年限三ヶ年定員の數百二十名自費、貸費給費の三種あり既に第四回の卒業生を出し卒業生通計百二十三名あり

三菱美唄炭礦

イ、空知郡沼東小學校附屬實業補習學校を創設し中學校卒業の見習及滿三ヶ年以上勤續の採炭夫より採用せる助手をして一ヶ年間一週に修身一時間、採鑛學二時間を本年度より聽講せしむ



現在聽講生十二名あり

ロ、一昨年度より研究班を組織し災害防止及能率増進に關する事項を専ら實地研究せしめ以て現場の指導に努む

ハ、當所制定の保安係員心得を各係員に常時携帯せしめ之に依りて時々訓諭指導せり  
三井砂川炭礦

毎年比較的閑散なる春夏の間に亘り講習會を催し専門及普通學に付講習を行ふ  
茂尻炭礦

毎月一回(第一公休日)係員全部を集合せしめ諸般の研究打合せをなす

仙 臺 地 方

入山炭礦

湯本尋常小學校内に私立鑛業補習學校を附設し小頭又は助手を養成し、又は小頭及助手階級を係員に養成する機關とす

卒業者數は三十九名にして大正十年度は六名同十一年度は一名同十二年度は四名同十三年度は三名同十四年度は八名同十五年度は七名なり

現在々學者數は四十二名にして一學年生は一八名二學年生は二三名三學年生は一名なり  
入山鑛業補習學校規定

學 則

第一章 名稱位置

第一條 本校ハ入山鑛業補習學校ト稱シ湯本尋常小學校ニ附設ス

第二章 目 的

第二條 本校ハ鑛業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ鑛業上必須ナル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三章 教科及ヒ課程

第三條 本校ノ教科目ハ鑛業ニ關スル科目及ヒ修身、國語、漢文、算術、地理、歴史、理科、英語トス  
生徒ハ希望ニヨリ第三學年數學、鑛業及商業ニ關スル科目ニ限リ其ノ一科目若シクハ其ノ數科目中ノ一事項若シクハ數事項ヲ撰擇シテ教授ヲ受クル事ヲ得

第四條 教科目ノ程度及每週教授時數ハ別表ニヨル(省略)

第四章 修業期間及休日

第五條 本校ノ修業年限ヲ三ケ年トス

第六條 本校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル其學期ハ左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十一月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

現場係員の養成及其機關



第七條 本校ノ休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、大祭祝日
- 二、日曜日
- 三、夏季休業 自八月一日至八月卅一日
- 四、冬期休業 自十二月二十九日至翌年一月七日
- 五、學年末休業 自三月二十五日至三月卅一日

第五章 入退學及ヒ授業料

第八條 本校ハ隨時入學ヲ許ス

第九條 本校ニ入學セントスル者ハ年齢滿十二年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當スルヲ要ス

但シ本校第一學年ノ課程ノミヲ學習セントスル者ニ限り女子ノ入學ヲ許スコトアルヘシ

一、品行善良、身體強健ニシテ本會社ノ使用人タルノ志望確實ナル者

二、尋常小學校ノ課程ヲ修了シタル者若シクハ學齡ヲ終リ之レト同等以上ノ學力ヲ有スルト認メタル者

前項後段ニ示セル學力ノ認定ヲ爲サントスル時ハ國語算術ノ二科目ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ於テ學力試驗ヲ行フモノトス

第十條 入學志願者ハ願書ニ履歷書ヲ添ヘ學校長ニ願出ツヘシ

第十一條 生徒退學セントスル時ハ其事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

第十二條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

- 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタルモノ
- 二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルモノ
- 三、正當ノ理由ナクシテ一ケ月以上引續キ缺席シタル者

第十三條 授業料ハ之ヲ徴收セス

第六章 修了及ヒ卒業

第十四條 學校長ハ每學年間ノ出席日數及ヒ學業ノ成績ヲ考查シテ課程ノ修了或ハ卒業ヲ認定ス

第十五條 前條ノ認定ニヨリ第一學年若シクハ第二學年ヲ修了シタル者又ハ第三條第二項ノ某科目若シクハ某事項ヲ修了シタルモノニハ修了證書ヲ第三學年ヲ修了シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

第七章 賞 罰

第十六條 在學中學術、品行優良ナルモノハ學校長之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十七條 本校生徒ニシテ不都合ノ行爲アリタル時ハ其情狀ニヨリ停學又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

實習内規

第一條 鑛業補習學校生徒ハ學科實習ノ目的ヲ以テ學校長ノ申出ニヨリ其學科ニ適應スル係ニ



雇役スルモノトス

第二條 實習生ノ從業時間ハ總テ晝間トシ一學年生ニ限リ午前中從業スルモノトス

第三條 實習生カ學校長ノ證明ヲ受ケ學校ノ儀式運動會等ノ爲ニ缺勤シタル時ハ之ヲ公休ニ繰

替フルモノトス

第四條 實習生ニ對シテハ一日金拾五錢以上參拾錢以下ノ範圍ニ於テ報酬ヲ支給スルコトアル

ヘシ但シ報酬金ノ取極メハ雇役スル係ノ係長之ヲ詮考シ所長ノ認承ヲ經テ之ヲ決行ス

第五條 實習生カ從業中負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル時ハ一般礦夫ニ準シ取扱フモノトス

第六條 十五歳以上ニシテ二學年以上ノ實習生カ夜間作業ヲ希望スル時ハ學科時間ト支障ナキ

限リ之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ學校長ノ同意ヲ要ス

第七條 十五歳未滿ノ實習生ノ作業ニ關シテハ勞役規則第十二條ニ據リ之ヲ取扱フモノトス

第八條 實習生カ雇役中ニ學科ヲ卒業シ將來有望ノ者ト認メタル時ハ其ノ學習シタル係ニ於テ

之ヲ採用シ相當日給ヲ支給スヘシ

永松鑛山

當所單獨として其の機關なきも足尾鑛山の工手養成所に派遣し學科及實務に就き修學せしむ

東京地方

足屋鑛山

特に設けられたる機關なきも當所私立の乙種程度の實業學校(商科と工科とに分ち毎年各科二十名前後の卒業生を出す)の工科卒業生の内希望者を鑛夫に雇入れ實地經驗を積みたる後係員となす

福岡地方

沖ノ山炭鑛

目下其の機關無きも大正十年より十四年に至る間宇部地方各炭鑛協議の上長門工業學校内に炭鑛専修科修業期間一ヶ年講師は工業學校教授及各炭鑛技術管理者を設け現場係員及將來係員とすべき見込ある炭鑛事務員に對し採鑛學の一般を授けたり

三池炭鑛

三池炭鑛夜學會

1 創立年月日

普通部 明治卅九年四月

専門部 大正八年八月

2 現在生徒數

普通部 六十四名

専門部 五十八名

現場係員の養成及其機關



3 昨年度中の卒業者數

普通部 二十四名(本年度卒業者數十名)  
専門部 なし(専門部は目下隔年毎の募集となり居る爲從て卒業者も隔年毎となり昨年度は無し本年度卒業者數五十一名)

4 創立以來本年度迄の卒業者數

普通部 四百九十二名  
専門部 百七十四名

三池炭礦夜學會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ三池所在三井各事業所ノ業務ニ從事スルモノノ内必要ト認メタルモノヲ入會セシメ業務ニ必要ナル智識技能ヲ講習セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本會ノ講習ハ分チテ普通部及専門部ノ二部トシ更ニ専門部ヲ分チテ機械科、電氣科、應用化學科、採鑛科、冶金科、土木建築科、商科ノ七科トス

第三條 講習年限ハ普通部三年、専門部二年トス

第四條 會員ハ普通部ハ甲乙丙ノ三組ニ別チ専門部ハ各科トモ甲乙二組ニ別チ一組定員ハ隨時之ヲ定ム

第二章 學科目並程度

第五條 普通部ノ學科目ハ左ノ通トシ卒業程度ハ中學校第三年修了以上トス  
修身、國漢文、數學、算術、代數、幾何、英語

第六條 専門部ノ學科目ハ左ノ通トシ卒業程度ハ甲種實業學校卒業以上トス  
一、機械科

數學、英語、物理、用器畫、設計製圖、應用力學、機械工學、工作法、電氣工學、發動機

一、電氣科  
數學、英語、物理、用器畫、化學、應用力學、機械工學、電氣磁氣、電氣工學、設計製圖

一、應用化學科  
數學、英語、物理、用器畫、化學、應用化學、物理化學、分析、機械工學、救急療法

一、採鑛科  
數學、英語、物理、用器畫、鑛山測量、鑛物學、採鑛學、機械工學、選鑛學、電氣工學、救急療法

一、土木建築科  
數學、英語、物理、用器畫、應用力學、測量、建築一般、土木施行法、橋梁大意、鐵筋コンクリート工學、河海、衛生工學

一、商科  
英語、作文、習字、法政經濟、商業學、簿記、珠算、工場法、鑛業法



第七條 各部ニ於ケル各組學科程度及授業時數等ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 定目、學年、學期及休業日

第八條 講習ノ定日ハ左ノ通トス

- 一、普通部 毎週二回火曜日及金曜日トシ授業ハ午後六時ヨリ同九時マテトス
- 一、専門部 毎週二回月曜日及木曜日トシ授業ハ午後六時ヨリ同九時マテトス

第九條 學年ハ毎年九月ニ始マリ翌年八月ニ終ル之ヲ左ノ二學期ニ分ツ

第一學期 九月一日ヨリ翌年二月末日マテ

第二學期 三月一日ヨリ八月末日マテ

第十條 休日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、普通部 大祭祝日 春期 自三月十五日 至翌年四月十日 夏期 自七月十一日 至九月十日 冬期 自十二月廿五日 至翌年一月七日
- 一、専門部 大祝日 紀元節 天長節 冬期 自十二月廿五日 至翌年一月七日 夏期 自八月十一日 至九月十日

第四章 入會、退會

第十一條 入會ハ每學年ノ始ニ於テス

第十二條 普通部ニ入會ヲ許可スヘキモノハ左ノ各號ニ適合スルモノニシテ當該主任ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

- 一、現ニ三井各事業所ノ事業ニ從事セルモノニシテ必要ト認メタルモノ
- 一、身體強健品行善良ニシテ志望鞏固ナルモノ

一、入會試験ニ合格シタルモノ(第十四條)

第十三條 専門部ニ入會ヲ許可スヘキモノハ左ノ各號ニ適合スルモノニシテ當該主任ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

但入會志願者カ編入人員ニ超過スルトキハ第十五條ニ依リ入會試験ヲ行ヒ入會者ヲ選抜ス

此場合ニ於テ普通部卒業生ト其他ノ志願者トノ編入割合ハ其都度之ヲ定ム

- 一、現ニ三井各事業所ノ業務ニ從事セルモノニシテ必要ト認メタルモノ
- 一、身體強健品行善良ニシテ志望鞏固ナルモノ
- 一、普通部ヲ卒業シタルモノ又ハ雇員見習採用試験ニ依ル甲種試験ニ及第シタルモノ

第十四條 普通部入會試験ノ學科目ハ左ノ通りニシテ二ヶ年修業ノ高等小學校卒業程度ニ依ル

- 一、講讀 漢字交リ文ノ訓讀解釋
- 一、算術 四則、整數、分數、小數、諸算法、比例百分算
- 一、英語 初步(羅馬字綴、單語)

第十五條 専門部入會試験ノ學科目ハ左ノ通りニシテ普通部卒業ノ程度ニ依ル

- 一、國漢文 訓讀解釋
- 一、算術 全體
- 一、代數 二次方程式マテ
- 一、幾何 平面



一、英語 和文英譯、英文和譯

- 第十六條 補缺入會ヲ許ス場合ニハ編入試験ヲ行フ其程度ハ編入スヘキ學年修了程度ニ依ル
- 第十七條 入會志願者ハ入會願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該主任ヲ經由シテ差出スヘシ
- 第十八條 退會セントスル時ハ其事由ヲ具シ當該主任ヲ經由シテ願書ヲ差出スヘシ
- 第十九條 除名處分ヲ受ケタルモノハ再入會スルコトヲ得ス

第五章 成績考查

第二十條 學業成績ハ左記ニ依リ考查ス

但考查ハ點數ヲ以テ評定シ一百點ヲ以テ滿點トス

一、學期成績 各學科平素ノ成績ト學期內ニ於ケル試験成績トヲ參按シテ評定ス

一、學年成績 各學期成績評點ヲ合シテ之ヲ折半シタルモノヲ以テス

第二十一條 勤怠ハ之ヲ一科目ト爲シ皆勤ヲ以テ一百點トス

第二十二條 學年成績評點一科五十點以上各科平均六十點以上ヲ以テ及第トシ進級セシム

第二十三條 最終ノ學年ニ於ケル成績考查ニ合格シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十四條 正當ノ理由ナクシテ試験ニ缺席シタルモノハ零點トス

但正當ノ理由ニ依ルモノハ平素ノ成績ニ依リ之ヲ考查シ若クハ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第六章 賞 罰

第二十五條 在會中品行善良學力優等若クハ勉勵拔群ナルモノ褒賞スルコトアルヘシ

第二十六條 規則命令ニ違背シ其他不都合ノ行爲アリタルトキハ譴責謹慎若クハ除名等ノ罰ニ處ス

第二十七條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ除名ス

一、正當ノ理由ナクシテ妄リニ缺席スルモノ

一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノ

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ一學年末考查成績ニ引續キ二回落第シタルモノ

第七章 聽講生

第二十八條 専門部各科中所定ノ學科目中ニ就キ特修セントスルモノニハ聽講生トシテ入會ヲ

許スコトアルヘシ

聽講生ニハ卒業規則ヲ準用ス

第二十九條 聽講生ノ入會期ハ特修學科目ノ講習開始ノ時期ニ限ル

第三十條 聽講生ノ在學期間ハ特修學科目ノ終講マテトス

第三十一條 聽講生ハ三井各事務所見習以上在職ノモノ、内トシ時宜ニ依リ人員ヲ限リ本人ノ

職務、學力、體格等ノ檢定ヲ行フコトアルヘシ

第三十二條 聽講生ニシテ特修學科目ヲ修了シタルトキハ希望ニ依リ試験ノ上其成績ヲ考查シ

證明書ヲ與フルコトアルヘシ



第八章 職員

第三十三條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

會長 一名

商議員 若干名

幹事 一名

主任 若干名

講師 若干名

書記 若干名

第三十四條 會長ニハ三池鑛業所所長ヲ推薦ス會長ハ本會全般ノコトヲ統理ス

第三十五條 商議員ニハ各事業所所長ヲ推薦ス必要ニ應シ商議員會ヲ開キ重要ナル事項ヲ審議ス

第三十六條 幹事ニハ三池鑛業所庶務主任ヲ推薦ス幹事ハ會長ヲ補佐シ會長不在ノ時之ヲ代理ス

第三十七條 主任ハ講師中ヨリ會長之ヲ囑託シ教務其他事務分掌ス主任ハ普通部ニ一名專門部

各科ニ一名宛之ヲ置ク

第三十八條 講師ハ會長之ヲ囑託シ學科講習ノコトヲ掌ル

第三十九條 書記ハ會長之ヲ囑託シ各部ノ事務ニ従事ス

第九章 附則

第四十條 各部各科ニ於ケル特別規定又ハ本則施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

海軍新原炭礦

海軍燃料廠採炭部技術員養成所

創立 大正九年四月

修業年限 豫科一ケ年 本科一年

授業時間 午後二時ヨリ同五時迄三時間

教室 當分ノ間須惠尋常高等小學校新原分教場ヲ使用ス

課目 採鑛科 化學、幾何、三角、代數、物理、英語、電氣力學、採鑛機械、地質採鑛、測量製圖

機械科 化學、幾何、三角、代數、物理、英語、電氣力學、メカニズム、機械製圖、採鑛機械

講師 普通學ハ專任講師ヲ囑託シ專門學ハ主トシテ當部職員中ノ適任者ヲ講師トス

昨年度卒業數 採鑛科四名 機械科二名

現在生徒數 豫科十一名 本科十二名

海軍燃料廠採炭部技術員養成所規則

第一章 總則

第一條 本所ハ鑛業ニ關スル一般ノ學術技藝ヲ教授スル所トス

第二條 本所ニ左ノ學科ヲ置ク



採鑛學科 機械學科

第三條 各學科ノ修業年限ハ二箇年トシ豫科一箇年、本科一箇年トス

第二章 學科課程

第四條 各學科ノ學科目左ノ如シ

豫科

修身、國語、英語、算術、代數、幾何、物理、製圖

本科

英語(文法及譯讀)代數、幾何及三角、物理、化學、地質及採鑛、力學及採鑛機械、材料及工作、測量製圖  
備考 必要ニ應シ特別講義ヲナスコトアルヘシ

第三章 學年、學期及休業

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月二十九日ニ終ル

第六條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月二十九日

第七條 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、春期休業 自三月二十五日 至四月七日

一、夏期休業 自七月卅日 至九月十日

一、冬期休業 自十二月二十五日 至翌年一月七日

第四章 入學、在學、停學、及退學

第八條 入學ハ學年ノ始トス

第九條 入學ヲ許スヘキ者ハ志望鞏固、品行方正ニシテ左ノ諸號ニ該當シ且學力檢定合格身體強壯ノモノニ限ル

一、義務教育ヲ終了シタル男子

二、當部従業員又ハ其子弟タル者

第十條 試驗檢定ハ尋常小學六年卒業程度ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 入學ヲ願フ者ハ第二條ニ掲ケタル學科中志望學科ヲ定メ入學願書(一號書式)ヲ差出ス

第十二條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人連署ノ上在學證書(二號書式)ヲ差出スヘシ

第十三條 生徒ノ服裝ハ各自ノ隨意トシ別ニ之ヲ一定セス

第十四條 病氣又已ムヲ得サル事故ノ爲メ退學セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ノ上

願出ヘシ



第十五條 左ノ諸號ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

一、 性行不良ニシテ改悛ノ見込ミナシト認メタル者

二、 成業ノ見込ミナシト認メタル者

三、 甚シク課業ニ怠慢ナル者

四、 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ將來技術員タルニ適セスト認メタル者

五、 部ニ於テ不都合解備ノ處分ヲ受クル者

第十六條 所則又ハ示達ヲ犯シタル者師長ノ訓諭ニ服膺セサルモノ其他生徒トシテノ本分ヲ喪

ヒタル者ハ其輕重ニ從ヒ戒飭ヲ加ヘ若クハ停學退學ヲ命ス

但シ部ニ於テ受ケタル處分期間ハ當然停學ヲ命セラレタルモノトス

第五章 修業及卒業

第十七條 各學期ノ成績ハ該學期中學業ノ成績及其勤怠ヲ考查シテ之ヲ定メ學年ノ成績ハ各學

期ノ成績ヲ總合シテ之ヲ定ム

第十八條 第十七條ノ考查ニ合格セサル者ハ第一項ノ内一二學期ニ限ル次學期ノ始メニ於テ原

級ノ課程ヲ再考查スルコトアルヘシ

第十九條 本科ノ課程ヲ終了シタル者ニハ卒業證書(三號書式)ヲ授與ス

第六章 入學手續

第二十條 入學檢定ハ毎年三月之ヲ行ヒ四月上旬入學セシム

第二十一條 入學檢定ヲ受ケント欲スル者ハ第十一條ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ各坑事務所ヲ經テ

提出スヘシ募集期日ハ其都度各坑ニ揭示ス

第二十二條 入學檢定ハ左ノ課目ニ就キ之ヲ行ヒ合格者ニハ口頭試驗ヲ課ス

國語(讀方、綴方)

算術

理科

以上三科目

第二十三條 檢定ニ合格シ入學ヲ許可セラレタルモノハ十日以内ニ第十二條ノ在學證書ヲ提出

スヘシ

大辻炭礦

筑豐鑛山學校別科修業年限六ヶ月に毎回壹名乃至貳名入學せしむ目下入學中の者壹名昨年中の  
修了者貳名

大之浦炭礦

- 一、 私立小學校に郷土科なるものを設け従業者子弟に採炭學の素養を授け其他青年訓練所に於ても生徒に其素養を授く
- 二、 現場係員の電氣に關する智識普及のため月一回電氣工學の講習をなす
- 三、 第一、二坑に委員會、第三坑に土曜會、第四、五坑に水曜會、第六坑に日曜會なる現場係員の會合あり



り時々會合して技術上の研究をなす

新入炭坑

筑豊鑛山學校別科に毎年四、五名位を派遣修學せしむ

明治炭礦

毎年數名を私立筑豊鑛山學校別科に入學せしむ

鴻ノ巢炭礦

毎月一回學者又は經驗家を招き一般事業に關する講演を聽講せしむ

二瀬炭礦、稻築炭礦、鹿町炭礦

鑛夫中相當學力を有し體質強健思想健實なる者を選び頭又は見習を命じ常時現場係員に隨行せしめ係員の心得べき事項を指導習熟せしむ

鯨田炭坑、上山田炭坑、方城炭坑

筑豊鑛山別科に毎年四、五名位を派遣修學せしむ

飯塚炭礦

筑豊鑛山學校に入學せしむ

三井山野炭礦

イ、夜學會を設け所内稼働の青少年にして高等小學卒業したる有爲の人材は業務上必要なる普通學科を講習せしむる目的の下に各主任者の推薦保證したるもの、中より選拔し入會せしめ

三ヶ年間、修身、國語、漢文、英語及數學(中學卒業程度)科外として隨時法制、鑛業關係の講演をなすを教授す講師は地方中學教諭又は所内學士又は高師專門學校卒業者へ囑託す

開校以來の卒業生二十三名(内現場係員たるもの一名、目下在學中のもの十八名なり)

ロ、筑豊鑛山學校別科

青年稼働者中有爲の者及下級職員にして工業學校以外の出身者にして適當なるものは在職の儘筑豊鑛山學校へ特派在學せしむ

別科所定の學科を卒業したる者大正十年以來三十二名在學中の者三名にして孰れも係員又は助手の職務に當り居れり

ハ、鑛業組合による救護練習

直方石炭坑爆發試驗所に於て施行の救護練習には大正五年來毎年數名若しくは十數名を特派し係員の大部分は之を習了したり

ニ、毎月曜午後各坑交互に非番者を集會し鑛山法規、思想問題其の他稼働者の統率、指導上遺憾なき様講話會を開催す

網分炭鑛、芳雄炭鑛、吉隈炭鑛、豆田炭鑛

坑内現場係員の養成を主とし二十五歳以下の見習より選拔し筑豊石炭鑛業組合設立の筑豊鑛山學校別科に入學せしむ又電氣係は二十五歳以下の見習生より選拔し嘉穂電燈株式會社に於て設けある電氣係養成講習會に出席せしめ毎週四時間三ヶ年以内に於て資格認定試驗(三種)に合格



する程度に修學せしむ其の現在生徒數鑛山學校一名養成所一名昨年中の卒業者鑛山學校二名なり  
 右の外年二回鑛山に於て現場係員に必要な事項の講習會を開く其の一回の期間は七日間とし  
 毎日退後二時間宛なり

大浦炭礦

筑豊石炭鑛業組合に於て經營せる筑豊鑛山學校に入學せしむ

三井田川炭礦

イ、保安講習會、電氣講習會、機械講習會を設け下級役員に對し保安、電氣、機械等講習せしむ

一、創立年月日 大正十二年十一月

一、會則 制定なし

一、講習期間 各科六ヶ月間每週二時間 午後四時——同六時

一、内容 適宜講習を始む

當所々員を囑託講師(各科に一名)とし保安、電氣機械に關する一般常識的學術を授く

會場 私立三井田川尋常小學校教室

一、現在生徒數 目下第六回講習者詮衡中

一、前回修了者

保安 二六名

電氣 二二名

機械 二二名

計 七〇名

ロ、夜學會 當鑛業所従業員及其の子弟に對し業務上必須の講習を爲す目的を以て夜學會を創設せり右卒業者は必要に依り役員に採用す

三井田川鑛業所夜學會

一、創立年月 大正三年一月

一、現在生徒數(十月十日)

第一學年 男 三一名

第二學年 男 一七名

第三學年 男 七名

計 五五名

一、本年三月卒業者 男 一六名

一、内容 私立三井田川尋常小學校に併置し教師は同教員を之に充つ但實科は當所員にして實務に當れる學識ある者に囑託す

三井田川鑛業所夜學會規則 (大正十五年四月三十日制定)

第一條 本會ハ三井田川鑛業所勤務者又ハ其子弟ニ對シ業務上必須ノ講習ヲナスヲ以テ目的ト

現場係員の養成及其機關



ス

第二條 講習ヲ分チテ普通科及實科ノ二種トス

第三條 普通科ハ主トシテ修身、國語、漢文、數學及英語トス

第四條 實科ハ簿記及理科トシ其一ヲ課ス

第五條 講習ハ毎週左ノ曜日ニ於テ午後六時ヨリ午後九時迄トス

普通科 火曜日 金曜日

實科 木曜日

第六條 入會ハ毎年四月トス

第七條 講習期間ヲ三ケ年トス

第八條 會員ハ三井田川鑛業所勤務者又ハ其子弟ニシテ尋常小學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ

學力ヲ有シ品行方正、身體強健、志望堅固ナル者ヨリ各主任、各坑擔當者、青年團長又ハ人事

相談所長ノ推薦シタル者ニ限ル

第九條 入會志望者中ヨリ尋常小學校卒業程度ノ學力試験ヲ行ヒ優秀ナルモノヲ入會セシム、

第十條 各組ニ缺員アルトキハ毎學期ノ初メ試験ノ上臨時補缺入會ヲ許ス事アルヘシ

第十一條 會員ニシテ疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲メ退會セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ

入會推薦者ヲ經テ願出ツヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名スルコトアルヘシ

一、品行不良若シクハ成業ノ見込ナキ者

二、正當ノ理由ナクシテ缺席スル者

第十三條 除名ノ處分ヲ受ケタル者再ヒ入會ヲ許サス

第十四條 講習ハ時々試験ヲ行ヒ學業ノ進度ヲ調査ス

第十五條 學年中休業日ヲ左ノ如ク定ム

大祭祝日

夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

春季休業 三月二十一日ヨリ三月三十一日迄

第十六條 本會ノ事務ハ三井田川鑛業所ニ於テ之ヲ處理ス

赤池炭礦

筑豊鑛山學校に入學せしむ

大峯三鑛、峯地炭鑛、大峯一坑、大峯二坑

筑豊鑛山學校別科に入學せしめ専門學校及大學卒業生は採炭支柱、其ノ他一般鑛夫職務に就き實務智識を知得せしめ漸次責任の衝に當らしむ而して毎月一回懇話會、研究會を開催し能率増進等



の事項に就き研究し又必要に應じ時々他鑛山の施設に就き見學せしむ、尙筑豐鑛業組合施設の救命器使用練習會に毎月數人出席せしむ

佐賀關製鍊所

大正六年創立に依り現在生徒數一學年二十名二學年一二名にして昨年度卒業生一〇名なり

佐賀關製鍊所夜學校規程

第一條 夜學校ハ佐賀關製鍊所従業員ノ青年ニ普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二條 修業年限二ケ年トス

學年ハ毎年四月一日ヲ以テ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第一學期 自四月一日至七月三十一日

第二學期 自八月一日至十二月三十一日

第三學期 自一月一日至三月三十一日

第三條 休業日ヲ次ノ如ク定ム

一、日曜日

二、祝祭日、山神祭日

三、夏期休暇 自八月一日至八月三十一日

四、冬期休暇 自十二月二十六日至一月五日

五、春期休暇 自三月二十六日至四月一日

第四條 教授科目並ニ每週教授時數ハ次ノ如シ

教授科目

教授時數

一、英語譯讀文法作文

三

二、數學算術代數幾何三角法

四

三、物理學、化學

二

四、國語漢文譯讀文法作文

二

五、商事要項經濟學大意

一

第五條 第一學年ニ入學スルコトヲ得ルハ尋常小學校卒業者及之ト同等ノ學力ヲ有スルト認ムヘキ者ニ限ル

第二學年ニ編入スルコトヲ得ルハ第一學年終了者及ヒ之ト同等ノ學力ヲ有スルト認ムヘキモノニシテ編入試験合格者ニ限ル

第六條 入學志願者ハ所屬係長ノ承認ヲ經タル後入學願書ヲ添付シ庶務係ニ提出シテ許可ヲ受クヘシ(第一號様式參照)

第七條 學生ニシテ疾病其ノ他ノ事由ニ依リ缺席早退若クハ遲參セントスルモノハ其ノ旨ヲ届

出ツヘシ(第二號第三號様式參照)

第八條 學生ハ他ノ學年ノ授業ニ出席シ又ハ試験不合格ノトキ不合格科目ノミ受業スルコトヲ



得ス

第九條 學生ニシテ出缺常ナク規律ヲ紊リ訓示ニ遵ハス素行修マラス又ハ引續キ二年以上原級ニ停リ進級ノ見込ナキモノハ之ヲ譴責シ若シクハ退學セシム

第十條 學生ニシテ一學年皆勤シタル者若クハ品行方正學術優秀ノ者ハ之ニ賞狀若クハ賞品ヲ授與ス(第四號様式參照)

第十一條 學生ニシテ退學若クハ休學セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ所屬係長ノ承認ヲ經タル後庶務係ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十二條 夜學校ハ授業料ヲ徵收セス教科書費及文房具費ハ凡テ學生ノ自辨トス但シ場合ニ依リ費用ノ半額ハ佐賀關製鍊所ニ於テ之ヲ補助シ且學生ノ負擔スヘキ費用ニ關シテハ月賦償還ノ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條 學生ノ參考ニ資スル爲メ書籍雜誌ヲ購入シ回覽セシムルコトアルヘシ

第十四條 各學期ノ終末ニ於テ定期試験ヲ施行ス各學期ノ中途ニ於テ臨時試験ヲ施行スルコトアルヘシ

第十五條 採點ノ方法ハ百點ヲ以テ滿點トシテ五拾點未滿ノ科目アルトキハ平均點六拾點未滿ヲ以テ不合格トス

平常點ヲ採リ之ヲ試験點ニ加算スルコトアルヘシ

第十六條 第二學年ノ課程ヲ了ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス(第五號様式參照)

第一學年ノ課程ヲ了ヘタルモノニシテ必要アルトキハ修業證書ヲ授與ス

第十七條 夜學校卒業生ハ銓衡ノ上佐賀關製鍊所見習生トシテ採用セララルヘシ

第十八條 夜學校ニ主事一名講師若干名ヲ置ク

第十九條 講師ハ佐賀關製鍊所員中ヨリ所長之ヲ囑託シ主事ハ講師ノ互選シタル者ニ對シ所長之ヲ囑託ス

第二十條 主事ハ夜學校ニ關スル一切ノ事務ヲ處理シ講師ハ教育ヲ分擔ス

附 則

一、本規則ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

二、教科目配當及時間割ハ講師會議ニ於テ決定ス

#### 四、現場係員の鑛夫訓練方法

係員の鑛夫に對する災害防止、災害の措置其の他作業に關する常時の訓練狀況左の如し

札 幌 地 方

夕張炭礦外北海道炭礦汽船株式會社所屬九炭礦

時々「ポスター」を掲示し注意を喚起し、毎月二回以上「安全デー」を實施し災害なき様に訓練しつゝ、あり、尙鑛夫入坑心得、火藥取扱心得、安全燈取扱心得等を熟讀せしめ又適當なる機會に於て擔當係員

現場係員の鑛夫訓練方法



より一般作業上に關し指導す

三菱美唄炭礦

安全燈受渡個所に時々揭示をなし巡回の際に實行せしめ又各自作業用傳票には注意事項を記して注意を喚起せしむ

各坑毎月二回係員坑夫各七名前後順番交替に集會し會食の傍ら保安上並に作業能率増進に關し懇談をなし以て指導養成を行ふ

三井砂川炭礦

常時作業の實際に鑑み指導を行ひ時々「ポスター」標語等に依り注意の喚起に努む

茂尻炭礦

時々災害防止デー若しくは安全週間を施行する外要所々々には警標を掲げ注意を與ふ

諸般の注意事項は坑口見張所に揭示し諸規定の印刷物を交付し指導監督す

奔別炭礦

隔月一回坑内現場係員の研究會を開き災害防止、作業能率増進並に坑夫の指導訓練に關する研究を爲さしめ其の發表によるものを實地に應用す

上歌志内炭礦

常に現場の狀況等に依り災害防止、措置等につき細大洩れなく注意す

新歌志内炭礦

毎月月曜日「安全デー」を設け災害防止の標語を揭示し注意を喚起せしめ又坑夫を時々集會所に集め災害防止に關する講演會を開催す

大夕張炭礦

集會講演或は活動寫眞を利用し智識の普及に努めつゝあり

雄別炭礦

日常災害防止に關し全力を傾注して天磐支持法、充填作業等を鑛夫に訓練せり

春採炭礦、別保炭礦

巡回の都度充分注意を與ふ

尺別炭礦

巡回の都度必要に應じ指導す

奈良炭礦

常に訓諭を怠らず萬一災害の發生したる場合には迅速に執行する様時々訓練を行ふ

蕨鑛山、國富鑛山

時々取扱方法其の他の注意を説示し併せて實地訓練を行ふ

鴻ノ舞鑛山

巡視の都度指導監督し若し鑛夫危険の伏在を感知したる時は即時現場係員に報告せしめ其の指揮を仰ぐことゝし特に災害發生の場合は狼狽せず單獨事に當らず協力して臨機の處置を取らし



む

雄武威鑛山

危険なる業務には特に充分なる豫備知識を興へたる後就業せしむ

石狩鑛山

毎月一回鑛夫及係員懇談會を開催し作業及災害に關し實際問題を調査研究して改善を計る

幌別硫黃山

時々適當の日を選び一般鑛夫を招集の上注意を興へ作業に關しては主として各現場に於て實地につき指導す

仙 臺 地 方

内郷炭礦

新規採用の鑛夫は熟練なる鑛夫の間に伍して技術を習得せしめ又は老練なる鑛夫を附して技術の訓練をなさしむ又非常變災に對しては各所に振鈴を備ひ置き是れにより非常時を各切羽に傳達し係員の指揮に従はしむ

入山炭礦

鑛夫一般の訓練は主として各現場に於て之を行ふ又災害に對する常時設備に關しては規則書及揭示等により能く周知せしむ

小野田炭礦

内郷炭礦と同様なれども主要通行坑道の分岐點其の他必要なる箇所には其名稱及出口の方向を指示する爲め標識を揭示したる相違あり

湯本炭礦

常時緑込に際しては現場の状況を説明し保安に關するポスターを作り作業上の準備と注意を促し同時に脚絆足袋の着裝を實行せしめ着帽も亦獎勵中なり  
坑内喫煙所は嚴格に一定し材料は目下社給とせるも早晚入坑者の裝檢を嚴重に施行し坑内喫煙を禁止する豫定なり(入坑口の裝檢設備を急ぎつゝあるを以て完成と同時に)  
支柱夫以外採炭夫先山も必ず支柱用具を携帶せしめ自己の切端は先づ自己が支柱を施し天磐を固むることの指導訓練中なり  
最近危険防止の目的を以て役員鑛夫聯合の保安會議を起し定例開催せんとし之が委員の詮衡中なり

好間炭礦

作業上危険の虞ある場合は通行禁止、遮斷、作業中止、支柱施工、密閉通氣變更等の措置をなし災害の防止に努むるは勿論採炭切端(長壁式の採掘)は常に電燈照明をなし且切端面に於ける危険箇所を圖示し注意を喚起せしめ  
作業上に關する一般注意事項及支柱作業心得並に火藥類取扱規定は揭示し之が周知に努む



小田第二炭鑛

巡視の都度天磐の状況に付調査し危険の有無を検査し若し危険の惧ある場合は支柱其の他實木積等其の場所に於て夫々防止の手筈を爲し且鑛夫に之が訓練と注意とを與へ又發破の場合は爆藥の裝填點火に付ても同様の指導をなす  
若し災害を惹起したる場合には發見者より附近の鑛夫に警告すると同時に之を係員に急報せしむるものとす

勿來炭鑛

入山の際特に懇切に説明し作業中は係員巡視毎に實際に就て教示す尙新參鑛夫指導員を置き特に新參鑛夫に對し保安及作業に付き懇切に指導す一般的には毎月のポスター並に時々宣傳書に依り保安の宣傳をなす

釜石鑛山

講演訓話をなし一面印刷物又は宣傳「ポスター」を配布して其注意を喚起す

土畑鑛山

平素其指導に心懸け作業中係員巡視して危険の恐ありと認むる場合は特に警告をなす

卯根倉鑛山

係員は絶えず現場を巡回し危険なる箇所には相當防止設備をなし併せて鑛夫等に注意を與ふ

水澤鑛山

其都度訓練を行ふ

高田鑛山

危険なる箇所には保安裝置及「ポスター」を掲げ常時係員より注意を與ふるものとす

小坂鑛山

危険なる業務には特に充分なる豫備智識を與へたる後就業せしむ

花岡鑛山

隨時「パンフレット」又は口達を以て注意を促す

尾去澤鑛山

毎月公休日の翌日を保安「デー」として當日は「モーターサイレン」を以て時刻を報知し保安「デー」の木札を掲げ且不定時に必要なる「ポスター」を掲示し一般の注意を喚起す  
保安組合を組織し組長を督勵して作業場に於ける傷害防止の宣傳をなさしむ

現場巡視の際指導し新雇入者にありては豫備機械器具の修繕手傳等の如き容易なる作業を課し順次作業を修得せしむ

荒川鑛山

雇傭者は何れも熟練に近き鑛夫なるか然らざる場合と雖も擔當事項に關し細密の注意を與へ且つ當初簡單なるものより就業せしむ

吉乃鑛山



實地狀況に鑑み指導し災害の防止等に關しては常時注意を喚起し作業に對しては熱心誠實を本旨とすることに訓練せり

阿仁鑛山

監督を嚴にすると共に不斷の注意を喚起せしむる事に努む

猿間鑛山

保安組合總代又は鑛夫代表を通じ豫め其處置方法を熟知せしめ又常時作業の訓練は一々現場巡視の際指導す

永松鑛山

現場巡回の際之れが注意を怠らず鑛夫に作業注意を與へ或は事前に防止設備を講じ又は附添作業をなし萬一の際に於ける措置に對しては之れに備ふる爲め救急措置に關する冊子を配付し常時研究をなさしめ遺憾なきを努め隨時之れが原理方法を説き或は自ら實施指導をなす外作業開始前に必要事項を注意す

日坂鑛山

發破作業、浮石、落石等危険なき様注意せしむると同時に支柱夫をして軟質の炭石粘土帶に龜裂多き部分には適宜支柱を施し未然に災害防止を計り坑外と雖も火を慎み殊に機械電氣等に注意せしむ

萬一災害起りし場合は發見者は直ちに之を係員に報告し其指揮命令に従ふものとす

其の他常時の訓練は其受持現場に於て時々之れを行ふ

高玉鑛山

時々鑛夫入坑の際諭示すると共に巡回に際しては作業上注意を要する點並に災害防止の方法措置等各其現場につき必要なる事項を指示す

半田鑛山

災害の虞ありと認めたる時又は緊急を要する場合は其職務に應じ出來得る應急の措置を講じ其旨係員に即時報告すること、危害豫防に關する設備を設け又は變更等なすべからざること、危険の虞ありと認め係員が立入り又は接觸等を禁じたることは之れを嚴守すべく鑛夫に注意す  
若し災害の發生したる場合は即刻係員に通知すること又其暇なきときは安全なる場所に避難し危険なる場所に近寄らざること係員の措置に對しては其の指揮に従ひ勝手に行動せざること等を常に機に觸れ指導訓練をなすつゝあり

常時の作業に付ては時間を嚴守すること、定められたる作業については係員の指揮に従ひ忠實に努むべきこと、事故により早退せんとするときは係員に届出づべきこと、出坑したる時は名票を裏返し出坑したることを明かにすること、作業上に付意見又は心付たることある場合は係員に申出づること等を實行せしめ訓練しつゝあり

黒川鑛山外日本石油株式會社所屬三鑛山

各鑛場に毎月一回現業所懇談會を開催し席上に於て災害防止に關する注意を與へ又意見の交換



を爲す

小倉豊川鑛山

隨時集合等の場合に訓示を與へ又は注意を促し置く程度に止まり特に組織的訓練を行ふ事なし

松尾鑛山

現場を巡視して保安運搬通氣發破等總ての點に於て鑛夫に對する災害防止に注意を與へ常時其の宣傳に勉む若し萬一災害の突發したる場合は各所に設けある警報器其の他の方法により他の係員に急報し相一致して直に應急の措置を採り作業に關しても指導訓練をなすは勿論外に古參又は技術の勝れたる鑛夫をして各業務につき實地訓練をなさしむ

沼尻鑛山

常時小頭をして直接鑛夫の指揮に當らしめ作業時間中常に入坑し之が訓練に努めしむ

東 京 地 方

萩炭礦、磯原炭礦

鑛夫入山の際若くは鑛夫集合の場所に災害防止に就き親切に教示し尙毎月災害豫防「ポスター」を各所に掲示し其の注意心を喚起し又實地に就き教示する所あり其の他巡視の都度係員の氣付きたる點に就ても注意を與ふ

野口炭礦

當鑛山は土着の農業家より出たる鑛夫多く數年の經驗を有し居るを以て別に常時の訓育を必要とせず唯新規に改良を加へたる機械等の取扱に關し災害豫防上係員より其の都度注意に與ふこととせり

芝炭礦

現場に就き危険の有無に鑑定し危険區域にありては其の都度適當の措置を採らしむべく鑛夫に對しては常に現場に就き充分の説明を爲し災害防止上の訓育をなす

長久手炭礦

毎月二回鑛夫を召集し注意的講話を爲す外常時坑夫を督勵し坑内掘進規定に依て作業する事を勵行せしめ以て危害防止及作業能率の増進を期す

高針炭礦

隨時機會ある毎に實地につき指導し常に之が訓練を怠たらず

尾北炭礦

稼業現場に於て説明し危害を未然に防止する様常に訓育す

高藏寺炭礦、新居炭礦

隨時鑛夫を集め訓話をなす

鼻高岩井炭礦

新入坑夫に對し其の坑に於ける災害の起因を統計上より示し特に注意を與へ常に訓練を怠らず



### 日立鑛山

#### イ、工場内に於ける宣傳

「ポスター」工場各所に掲げ月數回變更して注意を新たならしむ

標語 「ポスター」よりも廣く工場内各所に掲ぐ

掲示 各作業の状態に應じ最も適切なる注意事項を示し又は一般に對し注意を與ふる機宜の掲示をなす

「パンフレット」火藥類の如き遵守すべき事項多きものは之を小冊子として各人に與ふ

巡回の際に於ける注意宣傳 係員及鑛夫巡回の際一々周到なる注意と訓戒とを與へ不斷の訓育を行ふものなり而して或係に於て役付鑛夫に對しては保安賞與の制を設け之を勵行しつゝあり

#### ロ、家庭的訓練

「デウス」人形漫畫を畫ける「カード」千數枚を裝入し之を交互に掲ぐる自働人形にして最も注意を惹くものなり

「ポスター」掲示等 家庭に示すを目的として工場内と同じく鑛夫住宅附近の各要所に掲ぐ

標語及漫畫募集 一般に對し災害豫防の觀念を普及する一手段として時々標語及漫畫の募集を行ふ

以上の外一般には安全週間等を催す

尙或係に於ては臨時現業員打合せ等を開き災害並に作業に關する常時の訓練等を行ふ

### 諏訪鑛山

「ポスター」標語等を掲示し又は「パンフレット」を配布し若くは現場巡視の際直接訓戒を與へて不斷の訓育を行ひつゝあり尙鑛夫頭に對して保安賞與の制あり

### 足尾鑛山

各方面には安全掲示板又は安全投書箱の設備をなし保安圖(ポスター)負傷に關する表等を貼附して鑛夫の注意を促す其の他保安注意札は種々變りたるものを全山に貼付し特に坑内に於ては主要なる坑井坑道の分岐點に名稱を記入したる坑井札、個所名札を貼りて通行を容易ならしめ各大豎坑に一般に關する種々なる注意札を貼付する等保安に關する注意を怠らず

「鑛夫の友(足尾銅山發行誌)」を利用して時々安全標語及ポスター危険豫防等に關する事項を懸賞募集して係員並に一般鑛夫の注意を喚起す

毎月時に安全デーを設け又毎年八月は暑氣甚敷きため最も多數の事故並に負傷者を生ずる虞あるが爲特に安全月間として種々なる「宣傳ピラ」を全山に配布して緊張せしめ良好なる成績を得ることに力む

### 佐渡鑛山

宣傳ピラによる方法若くは臨機訓示等による

### 葡萄鑛山

電氣機械に關し時々講話或は「パンフレット」掲示等を以て夫々注意を促す



河津鑛山

常に標示板「ポスター」を掲示し公傷統計表を發表し又時々標語の募集講演及活動寫眞等を催し鑛夫の注意を促す

神岡鑛山

就業前必ず注意を加へ鑛夫自からも就業前必ず作業場の點檢を爲さゞれば就業せしめざること等自製の涵養に努む  
安全標語を要所に貼付し或は安全週間を實施し諸會合の機會に於て講習又は災害の實例につき批評研究を爲さしむる等時に從ひ折に觸れ不斷の努めをなすあり

寶鑛山

平素より十分注意を與ふ

西山鑛山外日本石油株式會社所屬五鑛山

毎日始業前作業に對し特に注意すべき要項を訓告し新設の機械器具の操縦使用に就ては其の機能構造を詳細に説明の上操縦使用方法を實地に指導し毎月各級の鑛夫及社員集合して技術及諸施設の改善災害豫防の措置等に關する研究又變災事故の發生の場合には臨時に鑛夫を集めて其の原因經過の説明と共に將來の注意を與へ居れり

牧鑛山

毎月始業前作業上の注意又新規なる業務にして詳細説明し難しと認むるものは實地につき指導

し其の熟達を計る等災害の原因を未然に防止すべく毎月若くは隔月一回或は臨機必要の都度鑛夫を集め研究會を開き訓練に資す

新潟製油所

毎月一回懇談會を開き危害防止に協力し又時々演習をなして訓練をなし居れり

大 阪 地 方

土倉鑛山

切上り昇降の場合は必ず呼稱、發破の場合は必ず附近へ告知、災害の場合は其狀況に依り應急の處置を取るべく指導す

生野鑛山

時々事務所前に鑛夫一同を集め堅坑の昇降爆破爆藥の性質及取締等に付講話をなす又坑夫俱樂部部へ係員出席し災害防止其他技術に關する講話をなす  
各工場内見易き場所及鑛夫の常に集合する處に災害豫防に關する平素の注意事項を掲示す一方共榮會一般鑛夫の親睦を咨る會其他會合の機會ある毎に災害豫防に關する注意をなす

竹野鑛山

巡回の都度口頭注意するの外災害豫防「ポスター」の類を掲示す

沖ノ浦鑛山

現場係員の鑛夫訓練方法



巡回の都度口頭を以て注意するの外災害豫防「ポスター」の類を掲示す

明延鑛山

巡回の際は周到なる注意を與へ又既往災害の原因等を指摘し各自の注意力を一層涵養せしめ常時擔架の運搬方、假繩帶仕方、人工呼吸等を訓練せしむ

飯盛鑛山

適時各坑口及見張所に掲示或は「ポスター」を張り鑛夫の注意を喚起し又安全週間を催し成績優良者には賞品を授與す

岩美鑛山

一般鑛夫通行の要路に災害防止の標語及「ポスター」の掲示又は標語懸賞募集をなし一般鑛夫の注意を喚起し鑛夫頭及小頭の報告に依り作業上指導を爲す

廣瀬鑛山

常に口頭を以て鑛夫に對する災害防止等を注意し作業の訓練は係員及小頭より注意教練す

日野上鑛山

日常口頭にて作業及災害防止並に災害の措置に關し注意を促し作業に就ては實地指導を怠らず

笹ヶ谷鑛山

災害豫防警句等を掲示し注意を喚起す

柵原鑛山

現場を巡視するに當り最善の注意を以て凡ての状況に付き綿密なる監視をなし妥當なる指導を與ふると共に常に各鑛夫をして過失なからしむるべく其注意力の喚起に努む

吉岡鑛山

常時訓練をなす

江興味鑛山

實際問題につき其都度注意を與ふ

本山鑛山

常に業務に忠實精勤することを督勵し且絶対に危険なる作業をなさざる様不斷の注意を促し萬一危険の虞あるもの又は災害のありたるを發見したるときは直ちに係員に報告し必ず係員の指揮命令を俟ちて後着手作業をなすべく訓練す

東山鑛山

一般鑛夫の災害防止並に作業能率の増進に關しては常にポスター等により極力宣傳を行ひ各人の注意を喚起するの外直接實地指導に依り之が實を擧ぐるに努む

淺川鑛山

常時鑛夫に對し危険に注意し火薬取扱を慎重なさしむる様訓示し災害を未前に防止し災害の措置は臨機最善の應急策を取る様訓練す

別子鑛山



雇入に際し其の職に應じ交通、運搬、機關、火藥、火災、浮石、特殊の機械器具、各種の安全装置に付詳細なる注意を與へ常に現場を巡視し鑛夫の作業状態に注意し適切なる指導監督を怠らず

佐々連鑛山

危険と認めたる箇所は之を公示し就業上の注意を與ふ

大峯鑛山

常時危険物取扱及災害豫防の措置其他作業に關し注意を與ふ

九町鑛山

災害防止に關しては常に鑛夫をして深甚の注意を拂はしめ作業中危険又は災害の虞あることを發見したるときは直に係員に急報し其指揮を受けしめ既に災害發生指揮を受ける迄なきときは機宜の處置を取らしむることとし其他作業上に關しては現場巡回の都度指揮監督し尙毎月十五日、三十日の二回全員を集合せしめ作業保安衛生等各事項に涉り訓練を行ふ

廣田鑛山

安全週間を時々實施し其都度全員を數班に區分し講演並に「ポスター」標語の類の掲示をなし災害防止の宣傳に努め各人の注意を喚起せしめ平時に於ても毎月數枚の「ポスター」を各要所々に貼り災害防止に努む

出石鑛山

常時災害豫防並に災害防止の措置其他作業に關し保安上の注意を與ふ

金山鑛山

主として巡回中各々例示して訓練をなす

白瀧鑛山

安全委員會を設け各現場係員を安全委員とし其の班中に鑛夫頭小頭を屬せしめ鑛夫中より選拔せし者を安全掛とし常に徽章を佩用せしめ先導として常に災害防止に對する平素の心得をなす

鰐淵鑛山

常に其作業上危険なる箇所を周知せしめ災害の發生を防止す

福 岡 地 方

沖之山炭鑛

鑛夫入山の時保安上に關する心得書を渡し平日に於ては巡回の際現場につき保安上及作業上の指示及注意を與ふ尙又一般的の事に關しては組長を集め口傳せしめ又は掲示により通達す

東見初炭鑛

支柱の安全に注意し車道の改善、人道の隔離、釘、スパイクの類及「ロープ」切端等を入念且安全に跡片附せしむる習慣を助長せしめ安全燈の取扱方法及常時巡回の都度瓦斯量を檢定し危険量を鑛夫に實見せしめ其危険程度を周知せしむ

山陽大嶺炭鑛



平素現場に於て炭層、上磐岩石等の性質状況を説明し災害防止及災害に際し避難の方法順序に行き時宜に依り實地訓練を行ふ、又變災の生したるときは直に其原因及状況を調査したる上之を一般鑛夫に説示し其處置の適否其他を批評説明し特に彼等の注意を促す

### 三池炭礦

災害の發生に就ては直に原因を確め災害の状況並に防止方法を詳細鑛夫に發表して再び同一災害を繰返さざる様訓練せり

### 海軍新原炭山

イ、常に左記事項に關し訓示、説諭をなし監督指導をなす

- 1 瓦斯炭塵に關すること
- 2 安全燈取扱に關すること
- 3 發破孔堀鑿に關すること
- 4 發破の際避難に關すること
- 5 隙し堀に關すること
- 6 落磐豫防に關すること
- 7 支柱に關すること
- 8 炭車操縦に關すること
- 9 通氣門扉及張出等に關すること

ロ、大正十五年五月十日より災害防止班を設置し班長副班長を置き班員を督勵し災害防止と能率増進に努む

ハ、大正十五年六月より毎月二回災害防止能率増進に關する「ポスター」を見易き場所に掲示し従業員の災害に對する注意並に能率増進に關する奮勵心を喚起することとせり

### 糟屋炭礦

係員は受持鑛夫の性格状態を熟知し常に適當なる作業箇所に作業せしめ其指導に注意す  
災害防止に付ては鑛夫志願當時より坑内状態の説明並に變災惹起の例又は參考となるべき事項により其原因及結果を訓示し細心の注意を拂はしめ災害の防止につとめしむ

### 高田炭坑、久原炭坑

各受持個所に於て變災の原因となる可き事項落磐爆發其他は現場各區域に就きて教示す

### 龜山炭礦

常時受持區域を巡回の都度現場に付訓練せり

### 大谷炭礦

瓦斯、落磐、出水等災害防止災害措置に就ては時々講話、告示等を爲す

### 姪濱炭礦

現場係員は各曲片及各切刃を巡視し落磐の虞ある場所に於ては危險豫防の爲適當なる支柱其他の設備をなさしむ様訓練し又測風器及安全燈其他の瓦斯檢定器に依り通氣量及瓦斯の檢定を行



はしめ其他一般保安事項に就き監視をなし危険と思はる場所は鑛夫をして近付かざる様繩張等をなし直ちに安全なる方法に依り適宜の作業を爲さしむ様訓練す

中鶴第一坑

巡回毎に注意を與ふるは勿論時々災害防止に關する「ポスター」等に依て災害を防止すると共に作業上に就ても訓練し居れり

中鶴第二坑第三坑

時々「ポスター」宣傳及機宜の訓示を行ふ

大辻炭礦

眼鏡帽子脚絆足袋の着用を獎勵し「ポスター」を貼附して常に注意力の喚起に努め打柱採炭方法其他の作業は實地に付て指導し若し災害の爲め負傷者ありたる時は其原因を調査し之を受持鑛夫に周知せしめ自己の作業に反省せしむ

岩崎炭礦

就業前就業心得を教示し尙實地に付き監督指導す

高尾炭礦

時々瓦斯落磐等の防止に付注意を促し且つ災害時の處置に付ては救護隊を組織し常時救護練習所に出張を命じ訓練し居れり

大之浦炭坑

イ、坑夫雇入の時保安に關し訓示し坑夫心得なる小冊子を交付す

ロ、坑夫は坑夫心得の箇條遵奉に對し誓約せしむ

ハ、平時に於て時々坑夫心得の箇條に對し質問をなし心得の徹底を計る

ニ、勞資協調機關として組織せる鑛友會なるもの設け決議事項として能率増進、完全保安の事項を自覺せしむ

ホ、修養機關として全坑社員稼働者間に組織せる報徳會に於て智恩報徳の精神を鼓吹し國民道徳の實踐を期す

新入炭坑

鑛夫志願の際瓦斯、炭塵、火藥、落磐、炭車等危険に對し注意事項を申聞け特に新參坑夫に對しては作業順序等をも教示す又「ポスター」標語入物品の供與等に依り一般に注意の喚起し時々現場に於て指導訓練を爲す

目尾炭礦

現場に於て指導する外「ポスター」等に依り常に注意を喚起す

明治炭礦

「ポスター」標語及口頭を以て作業上の教訓を與ふるの外青年訓練所に於ても常に訓練せり災害の措置に關しては常時各種變災に對する對應策を説明理解せしむると同時に各種規定及命令の絶對遵守を説示し變災ありたる場合は其原因を究めて之を周知せしむる等の方法を以て教訓す



作業場に關する常時の訓練は機會ある毎に現地に依り説明し作業方法を理解せしめ技能熟達に資せり

#### 鴻ノ巣炭礦

新參坑夫の練習、炭坑の天然條件に對する注意及作業上の指揮を怠らず其の他に一般に亘る災害に對して種々例を擧げて之が防止に對する充分なる注意を與ふ。

常時巡回の都度重大なる災害に對する防止又は突發の場合の最善の注意を與ふ

#### 二瀬炭礦、稻築炭礦、鹿町炭礦

新たに採用したる坑内作業に經驗なき鑛夫は熟練したる者の指導により一ヶ月以上坑内作業を實習せしめ瓦斯及炭塵に關しては特に周到なる注意を拂ふべき事を常に口頭を以て教示し殊に瓦斯の滯溜なからしむる爲めには切端採炭法を誤らざる様指導し炭塵を防止するには採炭終了後切場の掃除及撒水を勵行せしめ且つ自動車道等の車輛に乘車せざる事、安全燈の取扱に關する注意、不發裝藥に關する事項等を鑛夫溜所其の他適當の箇所に掲示し鑛夫に保安觀念を喚起せしむ

#### 鯉田炭坑、上山田炭坑、方城炭坑

鑛夫志願の際瓦斯炭塵、火藥、落磐、炭車等危險に對し注意事項を申聞け特に新參坑夫に對しては作業順序等をも教示す、又坑口其の他適當の場所に注意事項「ポスター」等を掲げ、標語入物品の供與等に依り一般に注意の喚起に努め又現場に於て時に應じて指導訓練を爲す

#### 飯塚炭礦

作業當時係員が實地指導する外時々「ポスター」の掲示、標語の募集等を行ひ指導するものとす

#### 三井山野炭礦

災害防止に付ては居常注意心を喚起すべく「ポスター」を常に取替揭示し(災害豫防協會版)又は保安標語の懸賞募集をなす等努め居れる外、入坑者に對しては各坑口に於て身體検査を勵行しつゝ、あ

り  
作業上の常時訓練としては新入者に對しては在付の爲め賃錢の外歩増又は手當を給し又新規機械採用(カッター)の如き)に付ては相當收入増大すべく興味を以て習熟する様仕向け來れり

#### 綱分炭礦、芳雄炭礦、吉隈炭礦、豆田炭礦

普通は巡視の際、無經驗者多數の時は專任係員又は指導鑛夫を置き訓練す尙ほ青年訓練所に職業科を課せり

#### 漆生炭礦

イ、入坑の際は左の諸點に付注意を與ふ

- 一、入坑の際は足袋、脚絆、帽子等着用すること
- 一、捲卸坑道を通行せず必ず人道を通行すること
- 一、坑内に於て作業着手前に坑内係員に就き其指揮を受くること
- 一、切刃に入り仕事に着手する前に天井の良否を調査すること



- 一、「カンテラ」を梃足及支柱等に掛けるときは火口に注意すること
  - ロ、坑内變災豫防調査會を設け研究中の事項
    - 一、坑内火災に付ては揚水管の要所に消火栓を設け坑内各詰所には藥品消火器を備へ付け洋桶拾個宛を設備す
    - 一、坑内電氣變壓器のある箇所に川砂を一立方尺位宛木箱入のもの數ヶ備付け風上に安置し出火の場合消火に備ふ
    - 一、坑内消火器は時々坑外で搬出し坑外に假小屋を立て火を放ち之を消火し試験を行ふ
    - 一、瓦斯有無に就ては一番方二番方共坑夫入坑前に「ウルフ」安全燈に依り検査をなし尙各休業日には必ず特定安全燈にて瓦斯檢定をなし之を記録す
- 古河下山田炭礦  
安全委員會を設置し災害豫防方法の研究並に宣傳をなし作業に關する常時の訓練としては鑛夫讀本(目下改募中)を讀ましめ業務上の知識向上に資せんとす
- 平山炭礦  
常時採掘方法、災害防止及措置、其他作業に關し訓練指導をなす
- 中山田炭礦  
巡回の際實地に就き訓練指導す
- 大浦炭礦

作業中指導するの外時々「ポスター」の掲示標語の募集等を行ふ

鎮西炭礦

實地に就き訓練指導す

三井田川炭礦

- イ、災害防止、災害の措置に對する常時の訓練
  - 一、隨時災害防止研究會、保安講義、救急療法の講義、講演會等を開催し或は保安標語の募集安全デーの實施をなし又時々救護隊の假裝演習、消防組の訓練をなす
  - ロ、作業に關する常時の訓練
    - 一、各職別に鑛夫心得、例之採炭夫心得、通氣大工心得、坑内従業員共通心得等を作り之を各人に與へ注意戒告をなし又常に質疑應答をなす

豊國炭礦

日常災害防止の措置に於ては警告注意を怠らず

赤池炭礦

- イ、災害防止訓練
    - 一、災害防止訓練は現場に於て常に指導監督を勵行し時々安全日を設け特に災害防止に就き注意を新にす又負傷防止策として毎月負傷減少賞與金を給す其方法左の如し
      - 一、負傷者減少獎勵規定
- 坑内負傷者數を減ずる目的のため採炭夫、堀進夫、仕操夫、坑内大工、坑内棹取に對し左の賞與規定



を設く

一、一ヶ月を通じ休業を要する程度の負傷者数が各坑夫々受賞規格負傷者数以内なりし時左表に示す賞與を與ふ

坑別	受賞規格一ヶ月間の負傷者数	賞與金額
一坑	六八	五〇圓以上
二坑	六四	六〇圓以上
新坑	一五二	一〇〇圓以上

但し重傷者三十日以上休業を要するもの二人を負傷者五人と數ふ

一、左の場合は其月の受賞資格を失ふものとす

- 1 爆發藥に依る負傷者及爆發瓦斯に依る負傷者を生じたる場合
- 2 死者を生じたる場合

一、賞與方法

賞與金額を適宜の等級に分ち賞與資格を得し月翌月抽籤に依り其の月内無負傷にして一三方以上入坑したる坑内稼働者採炭夫、掘進夫、仕操夫、坑内大工、坑内棹取に分與す

作業に關する常時の訓練は現場に於て指導訓練をなす

大峯三鑛、峯地炭鑛、大峯一坑、大峯二坑

實地に就き訓練指導す

起行小松炭鑛

常時適切なる場所及び機會に於て諸災害の事前防止を説明し作業上の指導訓練を行ふ

相知芳谷炭鑛

親切を旨とし熱誠を以て之か指導訓練をなし常に災害の事項につき注意を喚起し實行せしむ又臨時に安全デーを行ふ

杵島三坑

作業は一致協力専ら事業の進捗を速かならしむることに努め技術を要するものは特に完全を期する迄指導を爲し又切又は長壁法により十數人の共同作業なるが故に正副の指導責任者を選び責任手當を支給し併て災害防止に付其責を負はしめ巡回督勵して事故の發生を尠なからしむ

高島炭鑛

雇入の際豫備的訓練をなし巡視の際更に指導をなす

災害防止會を昭和二年二月創設し會長、調査委員は役員之に當り實行委員には鑛夫を加ふ

松島炭鑛

注意事項及禁止事項に付ては適當なる揭示をなし指導訓練に努む

崎戸炭鑛

實地に就き指導訓練を爲す

鹿町炭鑛

坑内作業に經驗なき鑛夫は熟練したる者の指導により一ヶ月以上坑内作業を實習せしめ炭塵に



關しては採炭修了後切端の掃除及撒水を勵行せしめ且つ自動車道等の車輛に乘車せざる事不發  
裝藥に關する事項等を鑛夫溜所其の他適當の個所に掲示し鑛夫に保安感念を喚起せしめ變災其  
の他の事故を未然に防止する事に勉めしむ

住友大瀬炭礦

訓示又は告示等により適宜に訓練をなす災害の措置に付ては保安思想を喚起向上せしむる様臨  
機の處置をなす

松浦炭礦

巡回の際周到の注意を與ふ

於福鑛山

職頭をして常時實地に付訓練せしめ萬一災害突發の場合は即時應急の處置をなし防止すること  
を努む

馬上鑛山

「ポスター」を坑口、風呂場等に連日掲示し災害防止、能率増進に努め災害の措置其の他作業に關して  
は常時訓話をなし遺憾なからしむる事に努む

横峯鑛山

常時現場に於て實地訓練をなす

三井串木野鑛山

鑛夫繰込に當り各掘場の狀況並に操業順序其の他注意事項を詳細に指示し更に説明のみを以て  
しては尙不充分と認めらるゝ箇所乃至危険の虞ある箇所には係員乃至小頭親しく鑛夫を現場に  
同伴し災害防止に關する訓練指導をなす

山ヶ野金山

常に注意を怠らず人工呼吸法、非常招集等諸般の試練をなす

赤石鑛山

常時注意の下に指導訓練したり

下久志鑛山

常時「安全第一」の標語を腦裡に徹底せしむる方法を採れり

錫山鑛山

特に注意を怠らざる様指導訓練をなす

春日鑛山

毎日始業前、作業上の注意を與ふ尙時々巡回監視の都度注意訓練をなす

ラサ島鑛山

現場に於ては常時訓練を怠らず

北大東島鑛山

作業方法の指導訓練をなす外災害防止にも不斷の注意を拂はしむ



### 五、係員に対する精勤奨励方法

#### 札幌地方

奔別炭礦

一ヶ年精勤者には十日間の精勤休暇を與ふ

上歌志内炭礦

昇給、賞與金を加減し皆勤者には皆勤賞を給與す

大夕張炭礦

精勤者には一ヶ年を通じ七日乃至十四日の休暇を給與す

尺別炭礦

精勤者には一ヶ月金五圓を支給す

奈良炭礦

精勤奨励として特別手當、昇給、隨時慰安の方法等を施行す

鴻ノ舞鑛山

皆勤者には半期毎に相當金額の皆勤手當を支給すると共に、一方或る程度以上の缺勤をなすものは半期毎に支給する賞與金額並に年初の昇給額を手加減するものとす

#### 仙臺地方

内郷炭礦

永久的に實行する規定は未だ設けざるも隨時奨励として設くる事あり、乃ち昭和二年九月より實  
施したるもの左の如し

イ、採炭課主任月當

高坂坑主任金二十五圓、町田坑主任金二十圓以上二萬噸級第三斜坑主任金十五圓、綴坑主任金十

五圓(以上一萬噸級但し一ヶ月月中十五日以上の缺勤ある時は支給せず)

ロ、自九月三ヶ月出炭賞與

至十一月三ヶ月出炭賞與

各坑内現場員主任より備人)

一、二等金七圓、三、四等金六圓、五、六等金五圓

常時入坑者及選炭監量係

一、二等金四圓、三、四等金三圓、五、六等金二圓五十錢

出炭が豫算額に達せざる坑は失格とし次項に準じて一般の支給額を與ふ

九月十月十一月に於て合計二十五萬九千噸以上の出炭をなしたる場合は一般職員に對し金二

湯本炭礦

係員に対する精勤奨励方法



小頭以上に對しては期末勤務手當及特別手當を給し、小頭以下には期末賞與を給す

好間炭礦

精勤者に對しては一ヶ年十四日を越えざる範圍内に於て特別休暇を與へ且期末に於て特別精勤賞與を給し右の特別休暇は之を出勤と看做す

小田第二炭礦

出勤日數及平時の精勵狀況により年末に於て賞與金若干を支給す

勿來炭礦

精勤手當の内規ありて毎月出缺勤日數の率に依り其の精勵振り如何を考査し手當を支給す、其の他一期を通算し賞與金を附與する際出勤日數及勤務振りを採點し之を加減する等に依り平素の精勤を獎勵す

釜石鑛山

勤務日數に應じ毎年六月及十二月の兩度に勤務手當を支給し、早出居殘夜勤及入坑者に對しては相當手當を支給す

大萱生鑛山

係員は凡て職員なるを以て半期毎に皆勤手當普通賞與及勤勉賞與を支給す

赤石鑛山

毎年賞與を支給する外、少くとも春秋二回酒肴又は金員を以て慰勞す

高田鑛山

獎勵金として半期間に下の金額を支給す、社員拾圓、雇員七圓、助手五圓、職頭五圓、助手補三圓、職頭補

三圓

花岡鑛山

イ、永年勤績賞として滿十ヶ年より滿五十年に至る迄之を五期に區別し第一期にありては職員又は雇員の資格を以て入社したる十年後の當日第二期以上後にありては前期滿了の翌日より起算し勤績滿十ヶ年に達する毎に之を給與するものとす、但し社長は見込みに依り職員雇員以外の資格を以て本社の事業に従事せし期間を特に勤績年數に加算することあり

ロ、勤績賞は受賞者が期間の開始當日と滿了當日に於て受けたる各給料の月額を合算し之を平均したる額を以て標準となし左の割合に従ひ算定す

第一期勤績賞(滿十ヶ年勤績者)は標準額の十倍

第二期勤績賞(滿二十年勤績者)は標準額の二十倍

第三期勤績賞(滿三十年勤績者)は標準額の三十倍

第四期勤績賞(滿四十年勤績者)は標準額の四十倍

第五期勤績賞(滿五十年勤績者)は標準額の五十倍

ハ、皆勤賞與毎年四月より九月まで十月より翌年三月迄を各一期とし該期中皆勤せし者へは本人月俸三分の一を賞與す



二、年二期の賞與金支給の際缺勤多き者は相當の減額をなす  
吉乃鑛山

係員の職務に精勵するものに對し其成績を甲乙丙に區分し慰勞休暇を與へ又器械の改善を企圖し其の效績あるものに對しては之を表彰して金品を贈與するものとす

阿仁鑛山

特別の施設なし但し精勤なるものに對しては毎年十四日以内の慰勞休暇を與ふ

永松鑛山

奨励法として制定發表せるものなきも成績を考慮し手當を支給することあり

東 京 地 方

高萩炭礦、磯原炭礦

毎月出勤日數の率に依り其の精勵振の如何を考查し精勤手當を支給す其の他一季を通算し賞與金を附與する際出勤日數及び勤務振りを採點し之を加減する等に依り以て平素の精勤を奨励す

尾北炭礦

年一回精勤者に對し百圓以内の賞與を給す

日立鑛山、諏訪鑛山

皆勤者に對し期末皆勤手當を支給す

葡萄鑛山

半ヶ年(半期間)を通じて無缺勤の場合には次期に於て一週間以内の特別公休を與へ又早出殘業をなせる者には手當或は分増等を給與す

河津鑛山

半期毎に皆勤の者に皆勤手當を支給し、又賞與の如きも勤惰により増減す

繩地鑛山

皆勤者に皆勤手當を支給す

神岡鑛山

精勤賞與を支給し特別勉勵したる者には奨励歩増をなす

西山鑛山外日本石油株式會社所屬六鑛山

社員にして晝夜交替作業に従事する者には一日に付五十錢の手當を支給し奨励の一助となせり

大 阪 地 方

日野上鑛山

勤務一日に付月俸千分の四・六を支給す

笹ヶ谷鑛山

毎月作業の成績を考查し精勤者に對しては月俸三十分の一乃至十分の一の賞與金を與へ、亦一ヶ



年上半期末下半年期末の二回に於て半期間三日以内の缺勤者に對し拾圓以内の皆勤賞及び精勤賞を授與す

江與味鑛山  
毎半期に皆勤したる者に皆勤賞を與ふ

高越鑛山  
一ヶ年間皆勤したるときは皆勤賞として社員三十圓、雇員二十圓を支給し、又一ヶ年間に十四日間休暇を與ふるも休暇日數十四日に満たざる者に對しては残り日數一日に付月給六十分の一を支給す

三繩鑛山、東山鑛山、白瀧鑛山  
一ヶ年を二期に分ち其の期間内に於て所定の休暇以外に缺勤せざりし者に對しては皆勤賞與俸給月額額の三分の一を支給す但し白瀧鑛山現場係員は鑛夫と出退を共にするを以て特別勤務の手當として一日十錢乃至三十錢を支給す

別子鑛山  
毎半期皆勤者に對し下級係員は金六圓其の他係員は金十二圓の皆勤手當を支給す、右の外特別に職務に勉勵せる者に對しては毎期末の賞與金を増額支給し、毎年初の昇給期に於て多額の増給を爲し、或は特に資格を昇進せしむ  
佐々連鑛山

期末賞與は出勤日數に依り支給し、特に業務勉勵成績優秀の者には特別賞與を支給す

九町鑛山  
規則及命令を遵守し精勤恪勵にして他の模範たるものに對しては隨時之を表彰することとし常に勤惰を考査し毎年上下二期に分ち其成績により一期毎に最高俸給の二ヶ月分に相當する期末賞與金を給與す

廣田鑛山  
普通毎半期毎に手當金として本給一ヶ月分の三分の一を支給し、昇給賞與共に出勤率及平素の働き方等を考慮して決定す

鰐淵鑛山  
半期又は一ヶ年決算期の終りに於て各出勤日數及勤勞状態を斟酌し俸給一ヶ月内外の賞與金を交附す

福 岡 地 方

東見初炭鑛  
業務の難易技術の良否及勤績年數等を參酌し手當金及賞與金の多少を定むるの外五ヶ年以上勤続したる者には利益金の幾分を分配す

沖見初炭鑛



精勤者には一ヶ年間に於て二週間の休暇を與ふ

大嶺炭礦

皆勤賞及遅刻、早退、早出、残業を勤務日數に加算し賞與金を増減する制度あり

海軍新原炭山

入坑回数、入坑時間の多少及勤務の成績を考査し入坑手當を支給す

海老津炭礦

賞狀及賞與金を與ふ

大之浦炭礦

賞與を給與する外生氣自強健康法の普及を計り各坑に道場を設く

御徳炭礦

慰勞休暇を與ふ

鴻ノ集炭礦

半期間毎に精勵せるもの及服務上他の模範となるものに對しては三日乃至七日の慰勞休暇を附與す

二瀬炭礦、稻築炭礦、鹿町炭礦

勤務時間に應じ所定の勤勉手當を支給し、尙休日に出勤したる者に對しては代休を與ふ

飯塚炭礦

入坑手當(一日三十錢乃至四十錢)夜勤手當(日額の二割)を支給するの外、日給者に對しては一ヶ月精勤の程度に應じ一日乃至三日分の日給額を加給す

住友忠隈炭坑

年二回皆勤手當を支給す

網分炭礦、芳雄炭礦、吉隈炭礦、豆田炭礦

半期毎に勤務日數に應じ賞與金を與へ、給與率は勤務日數に遞加し又夜勤者に對しては從來の勤務手當を改正し、各係の等級により一日に付四十錢乃至六十錢の夜勤手當を支給す

中山田炭礦

一定期間の精勤者には十日以内七日以上の慰勞休暇を附與し又職務に忠實にして能率を増進し他の模範とするに足る者には賞狀を與へ又は賞與す

大浦炭礦

入坑手當(一日卅錢乃至四十錢)夜勤手當(給日額の二割)を支給するの外、日給者に對しては一ヶ月精勤の程度に應じ一日乃至三日分の日給額を加給す

三井田川炭礦

イ、勤務手當を每半季毎に給與す

ロ、出役方數賞與給與助手のみ



半月滿勤者 (十五方)	(坑内) 一圓五〇	(坑外) 一圓二〇
一方 缺	一圓二〇	一圓〇〇
二方 缺	九〇	八〇
三方 缺	七〇	六〇

備考 定休日は控除す

豊國炭礦

入坑手當として一方に付き金參拾錢を支給す

大峯三礦、峯地炭礦、大峯一坑、大峯二坑

- 一回又は數回に分ち慰勞休暇を毎年十二月末日現在員にして左の各號に該當する者に與ふ
- イ、採用後滿一ヶ年以上の勤續者たること
- ロ、過去一ヶ年間其缺勤日數七日迄は正社員、準社員七日、雇傭員五日の慰勞休暇を給し、缺勤七日を超過するときは正準社員にありては缺勤二日、雇傭員にありては缺勤三日を以て一日に換算し所定の慰勞休暇日數より控除す
- ハ、坑内現場係員に限り連勤及公休出勤と缺勤日數と相殺計算すること
- ニ、日給係員に對しては慰勞休暇中の給料手當金額を支給す
- ホ、公休並に臨時休業、慰勞休暇、忌引日數は總て缺勤日數に加算せず
- ヘ、本人の願出に依り病氣缺勤は慰勞休暇日數と相殺することあるべし

松島炭礦

出勤率、勤務狀況等を參考として一ヶ年に二回特別手當を支給す

住友大瀬炭坑

半期毎に皆勤手當を給與す

佐賀關鑛山

一ヶ年を通じ所定の休勤の外缺勤せざるものに對し年二回に分ち毎年四月末十月末の二回に於て皆勤手當を支給す

馬上鑛山

所定の休日以外に休まざるものに對しては毎月皆勤賞與を與へ、又精勤の者に對しては年末賞與を給與す



附表

現場係員學歷及勤務年限統計







一、石炭山

職名	勤務年限		所長	探					鑛			炭選選		機械電		工士工		計	
	歷	年		坑內主任	保安職職員	保坑修繕職職員	通風職職員	發破職職員	安全燈職職員	測量職職員	其他職職員	選炭職職員	檢炭監量職職員	坑外運搬職職員	機械職職員	電氣職職員	工士職職員		木職職員
高等小學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	六	九	三	四	三	三	五	八	一	三	四	三	三
高等小學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	六	〇	六	三	三	三	五	八	一	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	六	〇	六	三	三	三	五	八	一	三	四	三	三
中學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	三	三	三	三	三	三	五	八	一	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	三	三	三	三	三	三	五	八	一	三	四	三	三
工業學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
專門學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
大學校卒業程度	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
其他	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
	未滿一年	未滿三年	未滿五年	未滿七年	未滿十年	以上	一	一	一	一	一	一	三	六	二	三	四	三	三
合計							三	〇	四	三	三	三	五	八	一	三	四	三	三























終